

研究紀要

collection vol.44



- | | | |
|---|-------------------------|----|
| 1. 性同一性障害の災害弱者としての側面
—避難所における問題とその解決について | 梅 宮 れいか | 1 |
| 2. 「発達障害傾向」学生に対する大学の初期修学支援 | 桃 井 真 帆 | 9 |
| 3. 近代化がひきこもりに与えた影響に関する考察 | 須 田 誠 | 17 |
| 4. 障害者の地域生活を支援するための一考察
～相談支援の充実を中心に～ | 山 口 智 | 25 |
| 5. アール・ヌーヴォーからアール・デコへ—
現代の服飾などに見る癒しについての一考察 | 片 山 邦 子 | 33 |
| 6. 教育実習（母園実習）の現状と今後の課題
～母園実習の賛否をめぐって～ | 鈴 木 智 子、藤 村 透 子、長 島 輝 子 | 39 |
| 7. 附属幼稚園基本実習生の合格率推移に関する一考察
～事前指導強化との関係性について～ | 長久保 和 子 | 45 |
| 8. 認定こども園システム
～福島県のこども環境の現状と課題～ | 増 子 恵美子 | 57 |
| 9. 昭和前期の映画にみる事務職女性 | 小 松 由 美 | 73 |

SUMMARY STUDY REPORTS 2012

福島学院大学
大学院・福祉学部・短期大学部

筆 者 紹 介

梅 宮	れいか	准 教 授
桃 井	真 帆	講 師
須 田	誠	講 師
山 口	智 助	教 授
片 山	邦 子	教 授
鈴 木	智 子	講 師
藤 村	透 子	講 師
長 島	輝 子	講 師
長久保	和 子	助 手
増 子	恵美子	理 事
小 松	由 美	准 教 授

性同一性障害の災害弱者としての側面

—避難所における問題とその解決について

A Face of Gender Identity Disorder Persons who have Handicap in Disaster.
—About the Problem in the Shelter and the Solution.

梅宮 れいか
Reika Umenomiya.

目次

はじめに

1. 作業の手順
2. 災害弱者の概念
3. 避難所におけるエピソード（インタビューの要約）
4. 性同一性障害治療の段階ごとに考えられる日常生活の困難点
5. 福島市における収容避難場所にみられた配慮の可能性
6. 性同一性障害を抱える者にとって望ましい避難所は？（まとめとして）

summary :

本文は、大規模災害発生後に開設される避難所において、性同一性障害を持つ者が遭遇するであろう問題点を実際には避難所生活をしなかった性同一性障害（男→女）と避難所生活を経験した性同一性障害（女→男）各1名へのインタビューをもとに洗い出し、解決のための条件を検討する。性同一性障害は、その治療進度により対社会的問題が変化する。治療環境の連続性を出来る限り確保しつつ、生活上のトラブルを避ける“手厚い対応”が必要である。福祉避難所の有効活用や、稀少例ではあっても対応が出来るような、行政担当者の認識、特に災害弱者としての位置づけが必要と考える。

Key words : 大規模災害、GID、性同一性障害、災害弱者、福祉避難所

はじめに

梅宮（2012）は、災害弱者をその経時的状況によって二相に分け、行政が理解し、支援対象として設定している災害弱者は、一部の避難時要支援者のみであること、避難所における災害弱者は、要介護者が中心で理解され、より手厚い支援は、介護支援がほとんどを占めて計画されていることを指摘した。加えて梅宮は、見落とされている災害弱者のなかでもっとも脆弱な存在を、障害の内容が見て取れない聾啞者や精神障害者、発達障害や性同一性障害を持つ者であるとした。これらの障害は、障害内容が可視性に乏しく、あまり知ら

れていないものである。換言すれば、生活における困難内容があまり理解されていない、または間違った理解がなされている障害を持つ人々が、災害時にもっとも見落とされるであろう弱者群だとした。何より、災害弱者が収容避難場所に存在し、それへの対応を行わなければならない行政側がこれらの可視性に乏しい障害内容を理解した支援計画や福祉避難所開設・運営の準備を持っていなかったこと、あるいは、支援すべき対象を認識していなかったことが、今後解決されなければならない課題であると指摘した。本文は、発達障害よりもさらに理解がされておらず、偏見に満ちた認

識をされていると推測される性同一性障害を持つ者が、東日本大震災時に経験した避難に関わるエピソードを分析し、災害弱者としての実状を明らかにする。また、性同一性障害治療の段階ごとに対応しなければならない生活上の困難が、避難所においてどのように問題になるかを検討し、性同一性障害を持つ人々が収容避難場所や災害時にどのような特別な支援を必要としているかを検討する。

1. 作業の手順

本文では、まず「災害弱者」という概念について再確認し、その指し示す人々の多様性を明確にする。次に東日本大震災において、性同一性障害を持つ人がどのような状況のなか避難生活を行ったか、当事者へのインタビューを解釈する。その上で、性同一性障害を持つ人々が被災地において、特に避難所において遭遇する問題を、治療段階ごとに直面する生活上の困難点と突きあわせて対応策を探る。

2. 災害弱者の概念

「災害弱者」という位置づけの人々が、災害犠牲者を最小限に抑えるために使われ出したのは、1980年代後半からといわれる。菅(2001)によると、福祉施設の火災により自力避難が困難な高齢者や障害者の犠牲を防ぐという考えから、特別な配慮を必要とする人々を「災害弱者」として概念形成がなされたという。すなわち、発災時に状況を的確に判断し安全を確保する行動が難しい人々を「災害弱者」として位置づけたのである。この概念は、自分に迫った危険を①察知する能力がない、②危険と判断する能力がない、③危険を知らせる情報を受け取ることができない、④情報を受け取っても安全確保行動ができない、の4分類で構成される。具体的には、心身障害者、傷病者、高齢者、乳幼児を含む子ども、妊婦、外国人(日本語を解さない人)、旅行者(その土地の地理に疎い人)を指す。林

(1996)は、災害弱者に関する避難行動上のハンディキャップを「特別なニーズ」とよんだ。「特別なニーズ」が必要な人々、すなわち災害弱者とは、災害に対する予測的知識と被害を防ぐ／拡大防止する備え、すなわち防災をすることが困難な人々の総称で、抽象度の高いものであった。必然的に防災行政は被災者を一括した社会的カテゴリー(成人・男子・健常者を前提とした被災者)で捉え、「災害弱者」を「避難時要支援者」と読み替えて現在にいたってしまうことになる。

さらに林(1998)は、被災時における個人の回復が「現実適応機能」と「個体維持機能」の2要件により成り立ち、それらの機能が滞りなく運用できていることが必要であると述べた。ここで注目すべきは、災害弱者のなかに「強い弱者」と「弱い弱者」がいることを示したことである。林の想定した「強い弱者」とは、障害が目につきやすい人々であり、日頃から援助者との関係性を密接に作るができる人々のことである。逆に「弱い弱者」とは、内臓疾患を持つ人など定期的な通院と服薬、ストーマなどの装具装着で普通の生活が送れるため、見た目には障害を持っていることが判別しづらい人々を指す。通院で治療を受けている精神障害者もこれに入るとしている。さらに、障害が目につきにくい人々の中には、自分の障害が生活圏に知られることを嫌い／恐れ、遠隔地の医療機関に通院している人もいると想定している。この想定は非常に唆に富むものの、サイレント・マイノリティと言っても過言ではない「自分の障害が知られることを嫌う／恐れる、見た目には障害を持っていることが判別しづらい人々」への特別なニーズに焦点づけたその後の研究や報告に発展して行くことはなかった。日本赤十字社(2008)がまとめた「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」は、一般的な避難所では生活に支障をきたす「弱い弱者」への特別なニーズをかなえる一応の集結点とはなかったが、東日本大震災後の避難所運営において、発達障害や精神障害など、可視性に乏しい障害を持つ弱い弱者への「より手厚い支援」が提供されることはほとんどなかった(読売新聞、2012)。

3. 避難所におけるエピソード(インタビューの要約)

なお、インタビュー内容から個人や居住地が特定できるような部分に関しては、若干記述を変えてある。インタビュー記録の使用に関しては、その用途を説明し、本人に承諾を得ている。

1) インタビュー1

性同一性障害(男→女)、20代、飲食店勤務。

精神科診断有り、ホルモン療法(注射、隔週、車で1時間程度の婦人科で投与)、性別適合手術未施術。

身長175センチくらい、細身で髪の毛は長い。化粧は若干濃い。声は低く、必要なことでも話すのをためらう傾向がある。若干猫背で歩き、上目使いでぼつぼつと話す。公衆トイレなどは女性用を使用、そのほか公の場での違和感はほとんどないものの、どこかおどお

どした感じが否めない。

市街地の自宅アパートで被災。自宅アパートは無事だったが室内の家具などが倒壊。割れた食器が散乱した。大事にしていた姿見にひびが入ったことがとてもショックだとのこと。一度目の揺れが収まってすぐ自宅から出たが、雪が降っていて寒かったのでコートと携帯電話を取りにいったん部屋に戻った。余震で崩れるかも知れないと思いまた外に出た。知り合いに電話をしようと思ったがつながらなかった。ワンセグでニュースを聞き、かなり大きな地震だったことを知る。そばの公園に人が集まっていたので知り合いがいるかも知れないと思い行って見たが誰にも会えなかった。日が陰ってきて立ってられないほど寒くなってきたので、怖かったが自宅アパートに戻った。公園で話をした人が避難所に行くと言っていたが、色々説明しなければならぬかと思い、アパートに帰った。電気が止まっていて、お湯を沸かすことも出来なかったので、毛布にくるまっていた。翌日、拾い集めたメイク道具で何とか化粧をして、スーパーに食べ物と水を買に行った。ズボンをはくべきだろうと思ってはいて見たが体形が変じゃないかと気になったのでスカートにした。でも、やはり場違いな気がしてもう一度ズボンをはき、大きめのショートコートを着てマスクをして出かけた。スーパーの前には長い列が出来ていて、それに2時間以上並んで、パンとバナナと水を買ってきた。知り合いの家に行こうとも思ったが、同じ街で地震に遭っているのだから迷惑になるだろうと思い一人でいた。ホルモンを注射しに病院に行けそうもないので不安だったが、以前、ネットで買って飲んでいた飲み菓の残りで何とかしようとして探し出した。ひと月分くらい残っていたので、かなり安心した。

2) インタビュー 2

性同一性障害（女→男）、20代、事務職（女性として勤務）。

首都圏の精神科に通院中、ホルモン療法未施術、性別適合手術未施術。

身長150センチくらい、中肉中背。髪の毛は短い極端ではない。化粧は全くしない。声は女性にしては低い違和感があるほどではない。服装は暗めの色が多く、マニッシュと言うよりは気にしていないという感じ。公衆トイレはなるべくコンビニなどの男女共用を使うようにしているとのこと。家族にはカムアウトはまだで、話す機会をうかがっている。母親は気づいて

いるような感じ。

市街地の自宅（両親、兄弟と同居）で被災。自宅の壁に大きなひびが入り、玄関の土台（？）が浮き上がったような感じになったので、近所の小学校の体育館に避難。ストーブがついているし、毛布も多めにもらったので寒くはなかった。初日はおにぎりやジュースをもらった。二日目から炊き出しがあり、豚汁とかをもらった。パンやお菓子、ジュースなど結構たくさんもらった。トイレは女子トイレを使わなければならないと思ったが、身障者用があって助かった。着替えは自宅に戻ってした。水道もガスも電気も止まっていたのでシャワーも使えないし、身体を拭くことも出来なかった。使い残しの汗ふきシートでにおいが気になるのを拭いて着替えた。ただ困ったのが、ナベシャツ（胸の膨らみを押しつぶす伸縮素材を使ったランニング状の下着）の洗濯が出来ないこと。替えはあるが着続けるのは、においが気になった。ファブリーズを吹いて着てみたがつかめたかったので、着てからデオドラントスプレーをかけてにおい対策をした。セーターを着ているしフリースも着ているので大丈夫かとも思ったが、やはり気になって着ずにはいれなかった。避難所ではとなり（隣のスペースとの意味）のばあちゃんと仲良くなったが、「にいさん」と呼ばれてうれしかった。市役所の職員さんには「〇〇さんのとこの娘さん」と言われて、落ち込んだ。

3) 解釈

両インタビュー共に、東日本大震災を経験しても、決定的な破壊が街を襲った地区ではない。そのため自宅を利用して震災後の生活を営むことが出来たというエピソードだ。しかしこのことは、破壊が進む可能性を持つ危険なエリアでの生活を余儀なくされたことと解釈することも出来る。より安全な生活環境を積極的に確保できる可能性があっても、あえてその行動を選択させなかった理由は、羞恥心があったからだろう。インタビュー1は、自分が女性に見えるか否かという自信のなさや男性と疑われたら恥ずかしいという思いが、被災直後であっても化粧をさせ、衣服を選ばせるという行動をさせている。同様に、避難所に行かない理由として挙げている「色々説明しなければならぬから」には、a) 男性のような低い声を使い、b) 自分が性同一性障害で、もとは男性だと言うことを告知しなければならぬ（と思い込んでいる）、その結果、c) 避難所内で噂になったり、避難している他の人から変な

目で見られるようになるかも知れないという恐怖のため、自宅にいるという選択に至ったことが憶測される。インタビュー2では、いったん避難所に避難はしたが、半壊と思われる自宅に着替えを取りに戻り、そこで着替えをし、体臭対策をするなど、着替えの持ち出し以上の危険な時間を過ごしている。その危険を犯させる理由は、ナベシャツという特殊な下着を身につけ身体のラインを補正(男性化)することで、自分のもっとも弱点と感じている部分(女性のボディ)を覆い隠している姿を誰にも見られまいとするためだろう。換言すれば、社会の中で男性として生きるために身につけた鎧を一時的にも脱ぐ、きわめて心細い状態を他者の視線や気配を感じることもない安心できる自宅で行う必要があったと考えられる。

この2つのエピソードは、対社会的なストレス耐性がある程度持っている性同一性障害当事者のものである。性同一性障害の治療段階は多岐にわたり、治療初期には、ストレス耐性が極端に乏しく、自尊感情の低落と羞恥心が重くのしかかった状態に至る者もいる(梅宮、2002)。さらにひどい被害や危険な家屋で災害後の生活を営んだ当事者もいたかもしれない。緊急事態だからなりふり構わないと言い切れる強さや鈍感さは、エピソード中には感じられない。結果、自分の安全を確保するために積極的に災害後の環境に働きかけること(より安全な場所でのサバイバル)が手薄になる。この点で、性同一性障害を持つ者は、災害弱者に位置づけられる。

4. 性同一性障害治療の段階ごとに考えられる日常生活の困難点

先のエピソード1に若干語られていた性ホルモン剤の問題は、性同一性障害を持つ者が大規模災害時抱える大きな負担である。性ホルモン療法は、性同一性障害治療の中核を占めるが、保健医療の対象ではない。そのため、当事者たちは自費で望む性別の性ホルモン投与を受けている。性同一性障害の診断を受け、個人の判断で性ホルモンの投与を始めた当事者であっても、自宅から近い医療機関での投与を嫌う場合が多い。当事者グループのネットワークで家から車で1時間程度の病院に通う場合もある。大規模災害で交通機関が麻痺した場合、ホルモン投与に行くことができなくなる。もっとも、東日本大震災のような広域災害の場合には、目的の病院に行き着けたとしても投与を受けられるかは未知数なのだが、注射を受けに行けないという不安

がのしかかる。エピソード1も、公園から帰ってきて一番最初にやったことは、とっておいたホルモン剤を家具が倒壊した部屋の中で探し出すことだったと語られている。それだけ性同一性障害を持つ者にとって、自分の望む性の性ホルモンは重要なのである。性ホルモン剤を提供するところまで行かなくとも、その不安定さに耳を傾けてくれる医療関係者がいると心強い。中には、自己判断でインターネットを使い海外から性ホルモン剤を個人輸入し、自己の性別違和感を収めてくれる精神安定剤のような使い方をしている者もいるかもしれない。薬を飲むことができなく、心理的安定を失ったとしても自己責任なのだが、過酷な避難生活の中で耐えることを強いるのはおかしい。被災地の中であっても、医療や心理の専門職との新たな出会いがより健康に心が安らぐ状態を模索できるきっかけになれば素晴らしい。

性ホルモンの問題のように、緩い拘束性を持って当事者の行動や心理を抑圧する問題ならば、相談という形から入れる。設備もパーティションで囲った一角があればよい。被害が甚大な場所に設けられた避難所では、性ホルモン剤が緊急支援物資として運ばれてくる医薬品の中に含まれる率は低い。なければ我慢するほかはない。被害が少ない場所であれば、交通が再開し、または自力で投与を求めるための活動ができるまで、これもやはり我慢するしかない。我慢を一人でさせないような手厚い支援を超えるものを求めない自我の強さが当事者には必須である。

一方、当事者に我慢させてはいけない支援もある。それは、性別適合手術を受けた直後の当事者の施術部位の衛生管理である。性別適合手術は、外科手術であるから、感染を起さないような術後ケアが不可欠である。自分の体の状態を告げ、きちんとケアが受けられる窓口がほしい。被災による外傷外来や内科領域の診察と同じ窓口で、自分の性別適合手術のことを話すのは心理的負担が大きい。相談という形から入れる窓口、安心できる囲われた空間を作るのは有効だ。施術部位の消毒が個人でやれるような安全な部屋を提供することも必要になる。そしてもっとも配慮が必要なのは、ダイレクションが行える空間の提供である。ダイレクションは性同一性障害(男→女)が性別適合手術で作った女性外性器の術後の重要なケアである。男性から女性への性別適合手術では、陰茎、陰囊の皮膚を翻転して陰腔の内壁を作ったり、大腸の一部を使ったりするが、本来持たない陰腔を造成するため、瘢痕は



写真1：右上 あづま体育館ついたてのないエリア

写真2：左上 あづま体育館ついたてができはじめたエリア

写真3：右下 あづま体育館ついたてが支給されたエリア

平成23年3月18日、筆者撮影。

狭窄してしまう。それを防ぐために、プラスチック製やアクリル製、またはシリコンゴムで作った棒状の器具（ダイレーター）を定期的に挿入しなければならない。特に術後3ヶ月は、狭窄が激しく、4時間おき、挿入したダイレーターをそのまま入れた状態で1時間くらいのケアの実施が指示される（梅宮、2005）。ダイレーターやダイレーションを行うときに使用する潤滑ゼリー、コンドームなどを持ち出して避難できた当事者がいれば、安心してダイレーションができる個室を提供しなければならないだろう。ダイレーターを洗浄し、消毒するための水も必要になる。それらの器具を持ち出すことができなかった当事者には、代用品をあたえる医療的な支援がほしい。もちろん、ダイレーションをあきらめ消毒のみで術後ケアを行うと自己決定した場合、やはり心理的な動揺がのしかかってくるだろうから、心理的ケアが必要になる。夢にまで見た体を手に入れた直後の被災は、自死を考えさせるほどのインパクトがある。

5. 福島市における収容避難場所にもみられた配慮の可能性

東日本大震災後、福島市において開設された多くの避難所には、地域の被災は壊滅的な物ではなかったものの電気、ガス、水道を失い、余震の恐怖におののく市民が殺到した。収容避難場所と呼ばれるそのほとんどは、耐震強度を持つ大空間で、被害を免れた各地区の学校体育館が充てられた。避難所内部では、被災直後はプライバシーなど何もなく生活していた（写真1）。そのうち徐々に、腰丈程度のついたてを避難者自らが在り合わせの段ボールなどで作り出し（写真2）、または行政側がパーティションを提供して、避難所生活の中に申し訳程度のプライベート空間が出来た（写真3）。しかし、立って歩く者からは丸見えの空間で、座った自分たちの視線が遮られることで外から見られているという視線の不安を軽減させ、心理的安心感が得られるという物でしかなかった。避難所内で歩いて移動すれば、パーティションの上から中が丸見えであった。ボランタリー・アーキテツ・ネットワーク（2011）



写真5：あづま体育館に立てられたボランティア・アキテクト・ネットワークのついで

写真6：同プロジェクトの大土高校におけるついででの俯瞰写真

出展 http://www.shigerubanarchitects.com/SBA_NEWS/pps4/pps4.pdf

が提供した紙筒と布を用いた間仕切りは、2メートルを最大高とし、布製のカーテンを使った視線の遮蔽力に富む物(写真4,5)で、福島市における最大規模の避難所であったあづま体育館に6月5日までの間に計327セットが提供された。この支援は、今後の大空間に於ける避難所における心理的安定を確保する環境設置に有効な方略を示唆したと評価できる。ただ、空間の境界は布製のカーテンであるため、先節であげたダイレーションなどのケアは安心して行うことはできないだろう。しかし、生活上で性同一性障害を抱える者が感じる独特の羞恥心を和らげることは可能である。被災者は不便と引き替えに安全を得ているのではないという発想が基本に必要で、そのことはより効果的に性同一性障害を抱える者を守る。

6. 性同一性障害を抱える者にとって望ましい避難所は？ (まとめとして)

本文は、性同一性障害を抱える者を災害弱者の中でもより弱い立場にあるという観点から望ましい避難所のより手厚い支援を検討した。しかし、一般の避難者の環境をよくすることで必然的に特別なニーズが充当されてゆく可能性に至った。最終的に性同一性障害を抱える者が必要としている手厚い支援は、医療、心理、行政の担当者の障害を理解した寄り添いではないだろうか。もちろん、ダイレーションの問題のように絶対の環境が提供されなければならないニーズもある。そのニーズを満たすためには、福祉避難所を使ってのケアや近隣医療機関の柔軟な対応やそれに誘えるコーディネートが必要である。しかしそのほかの支援は、災害

後の社会環境が落ち着くまでのひと月間、いかに今後の生活をより健康に運営するかの相談を受けつつ、無いものもたらす不安と対峙しながら苦境を凌ぐことを共にすることが支援の中核ではないだろうか。今までの避難所は、被災者の基本モデルである、成人、男子、健常というもっとも強い人々にさえ心身共に負担をかけている内容だったに違いない。であれば、それより弱いほとんどすべての人々は、より大きな負担が強いられてきたはずだ。そして災害弱者にはさらに多くの負担がのしかかる。災害弱者という枠組みの一群により手厚い支援といいつつ支援標的がぼやけてしまう前に、被災者全体への支援をより手厚く、より人に優しい内容に組み立て直す必要があるだろう。そうすれば、災害弱者はそのニーズに従った支援を明確に求め、また受け取ることが可能になるに違いない。そしてそのニーズに応える窓口は、医療、行政、心理担当者の知識量の如何にかかっている。知識の拡充を確保することがが急務である。

参考文献

- 林 春男：災害弱者のための災害対応システム、都市政策：84、42-67、(財)神戸都市問題研究所、1996
- 林 春男：情報弱者のための災害情報システム、情報処理学会研究報告。[グループウェア]：98(42)、37-40、1998
- 菅磨志保：災害弱者と災害支援 — 阪神・淡路大震災以降の概念の広がりと対応の変化を中心に —、日本都市学会年俵2000/都市とガバナンス：34、38-45、2001

- 日本赤十字社事業局救護・福祉部：福祉避難所設置・運営に関するガイドライン、日本赤十字社、東京、2008
- 梅宮れいか：性同一性障害の思春期エピソードの分析 特に高年齢受診 Male to Female/GID 者に共通する内容の考察、福島学院短期大学研究紀要：33、17-27、2002
- 梅宮れいか：性別適合手術後に出現した Phantom Penis と奇異な phantom sensation の症例、慢性疼痛：24（1）、15-23、2005
- 梅宮れいか：災害弱者と福祉避難所の問題 ―東日本大地震被災時に収容避難場所を利用できなかった発達障害児・者について、臨床発達心理実践研究：7、60-66、2012
- 伊藤淑子：被災地における災害弱者の生活とケア 虻田町保健師らによる高齢者への援助を中心に（＜特集・総合研究＞自然災害に伴う地域変化と復興に関する研究：北海道・有珠山噴火災害地域を対象にして（I））、開発論集：71、83-105、2003
- ボランティア・アーキテクト・ネットワーク（VAN）：避難所用簡易間仕切システム4、東日本大地震津波支援プロジェクト、坂茂建築設計、2011
http://www.shigerubanarchitects.com/SBA_NEWS/pps4/pps4.pdf
http://www.shigerubanarchitects.com/SBA_NEWS/SBA_news_5-2.htm
- 読売新聞：福祉避難所40か所、高齢者・障害者ら受け入れ、2011
<http://www.yomiuri.co.jp/national/news/20110402-oyt1t00745.htm>

「発達障害傾向」学生に対する大学の初期修学支援

Initial study support for student with "Developmental Disabilities tendency" in university

桃井真帆
Maho Momoi

目次

はじめに

1. 発達障害とは
 2. 「発達障害傾向」学生の抱える困難さ
 3. 支援の実際
- おわりに

はじめに

日本学生機構の2011年の調査では、発達障害の学生が在籍する大学が、初めて全大学の半数を超え、大学での発達障害を持つ学生への組織的支援は避けては通れない課題となっている。

現在、いくつかの大学で発達障害学生の組織的な支援システムの構築が試みられているが、そのきっかけとなったのが、2005年4月に施行された発達障害者支援法である。その、第二章第八条に「大学及び高等専門学校は、発達障害の状態に応じ、適切な教育上の配慮をするものとする」と明記され、高等教育機関でも「適切な教育上の配慮」を行う必要性が明確にうたわれた。

また、2006年6月に改正された学校教育法でも、小・中学校において発達障害のある児童・生徒への適切な対応がなされるよう規定されている。

発達障害のなかでも、ここで議論するのは、一般的な知的発達の遅れがない学習障害（以下LD）、注意欠陥／多動性障害（以下ADHD）・高機能自閉症もしくはアスペルガー症候群（以下、自閉症スペクトラム）を指している。

発達障害学生に対する組織的な支援は、富山大学や

信州大学が「新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム（学生支援GP）」の助成を受けて実施した取り組み（斎藤ら, 2010）^①が有名であるし、それより以前の2007年には独立法人国立特別支援教育総合研究所から「発達障害のある学生支援ケースブック ―支援の実際とポイント―」^②が発刊され高等教育機関での修学支援の取り組みを紹介している。

大学における発達障害学生支援が組織化して行われることは当人のためにも、それまで教員個人や学生相談レベルで対応に苦慮してきた大学関係者のためにも必要であるが、一方で「発達障害」の名ばかりが独り歩きし、どういう学生がそれにあたるのかを、大学教育に携わる全ての人間が充分理解しているとは言い難い。

また、支援が必要な学生のうち「発達障害」の診断を受けて大学に入学してくる者は一握りであり、支援が必要な学生の大半は未診断の学生ではないかと思われる。筆者は学生相談や学生指導の中で、そうした未診断の学生が大学進学を契機として問題が顕在化し支援が必要になる例や、診断基準に合致するようなはっきりとした特徴はないが「おそらく発達障害圏に属する」と考え支援した方がうまくいく学生に数多く出会っ

た。むしろ、これら「疑わしい」または「発達傾向を持つ」学生も含んで支援していくことが、発達障害学生支援の上では重要なポイントとなろう。先の富山大学でも発達障害大学生支援ポリシーを「診断の有無にかかわらず、コミュニケーション上の困難がある学生に対して包括的なサポートを行っている（西村, 2012）」⁽³⁾としている。大学における発達障害支援は、診断の有無にかかわらず何らかの発達障害的な傾向や特性を抱えている学生に対して行うことが現実的であろう。

しかしながら、「発達障害」の特徴そのものが理解し難い上、さらに「その傾向を持つ」学生も含んで支援をせよということになると、専門外の教職員には非常に困難に思えることも無理からぬ話である。

そこで、ここでは「発達障害」及び「発達障害傾向を持つ学生」の特徴について述べた上で、入学直後の初期対応のあり方について検討する。特に「初期対応」としたのは、発達障害傾向を持つ学生にとって、入学直後は環境の変化によって不適応が起こりやすい時期であり支援の必要性が大きいこと、さらにそのため支援の対象となる学生に誰でもが気づきやすい時期だと思われるからである。

尚、本文中では、区別の必要が特に生じる場合を除き、支援対象学生については「発達障害傾向の学生」とする。これは、診断の有無にかかわらず困難を抱える学生の理解の一助としたい意図からである。

1. 発達障害とは

発達障害が疑われる学生の支援を考える前に、まず前提としてここで言う発達障害とは何かについて簡単に説明する。「発達障害者支援法（2005年4月施行）」における第二条「定義」によると、「発達障害」とは、“自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの”とされている。

いわゆる、知的な面で全体にそれほど問題とはならないが、社会性やコミュニケーション、行動や情緒の制御の困難さが問題となる障害のことである。

以下にそれぞれの特徴を簡単に説明するとともに、「支援の糸口」になり得る特性についても記述する。あわせて、表1を参照されたい。

【ADHD（注意欠陥／多動性障害）】

診断の中核症状となるのは次の3つである。
多動性：じっとしておられず常にソワソワしている／

極端に活動的で落ち着きがない／せっかちでいつも何かをしている

不注意：気が散りやすく、ひとつのことに集中できない／話を聞いていない／先の見通しをつける（計画する）ことができない

衝動性：後先考えず思いつきで行動をおこす／自分のことだけ一方的に話す／待てない

これら特徴に加え、高橋（2012）は、「成人期には自己管理能力（時間管理・金銭管理・整理整頓）の問題が目立ってくる」⁽⁴⁾と指摘している。

○支援の糸口になる特性

前述のような問題行動が見られる一方で、対人関係の疎通性は良好で、人好きなことも多く、良好な信頼関係を築けている相手であれば、本人が呼び出しや指導に応じ、支援につながりやすいと言える。

- ・人と関わるのが好きな場合が多い。
- ・特定の「理解者」の教員や友人とは親しく付き合うことができる。
- ・サークル等大学での団体活動に居場所を見出すことが可能。
- ・比較的女性に多い多動を伴わない不注意優勢型とよばれるタイプは、反抗・攻撃的な行動を示すことが少ないため、素直に指導を受け入れる場合がある。

【自閉症スペクトラム障害 ASD（高機能自閉症もしくはアスペルガー症候群）】

診断の中核症状となるのは次の3つである。

社会性の障害：他人への関心が乏しく、友人を作らない／人の表情や態度から相手の気持ちを読み取ることができない／空気を読めない／融通が利かない

コミュニケーションの障害：紋切り型の話し方や独特の言い回し／言葉の字義通りの理解／丁寧すぎる言葉遣いや難解な用語の使用／相手の理解に配慮しない一方的な話し方

想像性の障害（こだわり・興味の限局）：自分の興味のある限られた物事に熱中する／自分なりの特定の習慣や手順・順番への強いこだわり／臨機応変な対応ができない／空想・ファンタジーと現実との切り替えが難しい

その他、触覚や聴覚が過敏・又は鈍感と言うような感覚異常があるため、食べ物の好き嫌いが多く、他者が気にしていないような音が気になる、寒暖や痛みなど

表1 各障害の大学生に見られる姿 (高橋, 2012) (4)

<p>【ADHD (注意欠陥/多動性障害)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・90分の講義で集中し続けることが難しい。 ・実験や実習の授業で、指示を聞き間違えたり、聞き逃したりすることでミスが多くなる。 ・課題や提出物の期限を忘れる、提出物をなくす。 ・課題や試験勉強を計画通りにできない。 ・遅刻が多い。 ・財布や携帯電話など、貴重品をなくす。 ・周囲からだらしがらない、あてにならないといった評価をされる。 <p>【自閉症スペクトラム (高機能自閉症もしくはアスペルガー症候群)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業中に質問 (時に本質的でないやや的外れな) が多くて授業が滞る。 ・知識はあるのに、「あなたの考え (意見) は」と問われると答えられない。 ・過度にマイペース、配慮のなさなどから仲間とトラブルが起こりやすい、もしくは孤立する。 ・作業や課題の指示にあいまいな部分があると、どうしてよいかわからない。 ・実習先などで、周囲を見ながらやるべきことを判断したり、自分で考えて動くことができない。 <p>【LD (学習障害)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・話を聞きながらノートを取ることができない。 ・読むのが遅いため、文献資料などを多く読むような課題がこなせない。 ・外国語など、特定の科目の成績が極端に悪い。 ・良いアイデアは持っているのに、まとまった文章が書けない (レポートや論文など)。 ・簡単な計算でも間違いが多い。
--

を感じにくい、もしくは逆に感じやすいということもある。

○支援の糸口になる特性

決まりごとやルールを遵守するという気持ちが強いので、ルールを設定し共有することで本人が行動しやすくなり、支援・指導もしやすくなる。

- ・ルール化されていることには比較的忠実
- ・うそや誤魔化しをしない、苦手
- ・「IT」機器や「OA」機器などハイテク機器の操作に強い。
- ・独特の感性を持ち、一面で「飛び抜けて得意なこと」がある場合もあるので、本人の得意を把握することが支援の切り口になる。

【LD (学習障害)】

学習障害とは、基本的には知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論するなどの能力のうち特定の力の習得と使用に著しい困難を示すため、学習効果が上がりにくい状態のことを言う。一見して普段のやり取りからは能力の低さは感じられ難いため、周囲には成績不振は「本人の努力不足」「不

真面目」と判断されることも多い。

○支援の糸口になる特性

全般的な能力の低さではないので、苦手が何かを具体的に把握し、出来る能力で出来ないことをカバーする方策を探ることが支援につながる。

尚、注意を要するのは、この3障害は合併して発症していることが多い点である。このため、問題となる症状や行動が何の障害によるものかを見極めることは難しい。さらに二次障害の影響なども考えればさらに状況は複雑である。こうしたことから、障害特性に沿った唯一の正しい支援方策が定められていることよりは、本人や周囲の具体的な「困り感」にそって、オーダーメイドの支援をして行く必要があると言える。

2. 「発達障害傾向」学生の抱える困難さ

(1) 学生本人の抱える困難

発達障害を持つ学生に共通して見られる大学での困難は、大きくわけて「学業上の困難」「大学生活上の困難」「対人関係でのトラブル」「就労の困難」「情緒面での問題」など” (独立法人国立特別支援教育総合研究

所, 2007)⁽²⁾がある。

各項目の具体例として挙げられているのは表2の通りであるが、これらは「発達障害傾向」を持つ学生にも同様にみられよう。

「発達障害傾向」の学生が、これまでの教育機関でそれほど困難を示さなかったにもかかわらず、大学進学を契機に多くの問題を生じさせる大きな要因となっているのは、「構造化の度合い」の違いである⁽⁵⁾（高橋, 2010)⁽⁵⁾。

「構造」とは、「いつ」「どこで」「何を」「どのように」「いつまで」などの情報を含む場面の意味や見通しのことで、「構造化」というのはその構造を明確にする仕組みを作ることと言える。

大学は、小学校から高校までの教育機関での生活に比べ、「構造化」の程度が低い教育機関である。例えば、担任制がない（あったとしても、関わりが薄い）、クラスがない、クラスメイトがない、決まった教室がない、決まった席がない、時間割が決まっておらず自分で組み立てる、などこれら大学が大学たる部分が「構造化されていない」ということになる。そして、こうした「決められた構造のなさ」への対処は、発達障害傾向を持つ学生にとって最も苦手な部分であり、大学進学を契機に問題が表面化する場合が少なくないの

ある。

「クラスが決まっていない」ことは、「友人をどう作ったらいいかわからない」という「対人関係での困難」を生じさせる。「時間割は各自で決める」ことは、「どう時間割を組めばいいのかわからない」「履修ミスで卒業できない」という「学習上の困難」を生じさせる、といった具合である。

さらに、構造化されていないことに共通にするが、本人が困った場合、「どこに相談すればいいのか」が分かり難いことも一因となる。例えば、学生生活や奨学金等は「学生支援担当」、履修届は「教務担当」など、他にクラス担任や学生相談のシステムはそれぞれにあっても、それぞれの部署・人物が扱う相談内容が分かれていることが多く、本人がどこに何を相談したらいいのか分からないまま、問題が深刻化して行くことも多い。

このように、発達障害傾向の学生の困難は、本人が持つ特性によるものだけではなく、大学という環境の持つ特性によっても生じていると言うことをよく理解した上で、支援して行く必要がある。

(2) 大学及び支援者側の抱える困難

学生本人がなんらかの「困り感」を抱いているなら

表2 発達障害がある大学生が示す困難の例（独立行政法人国立特別支援教育総合研究所, 2007)⁽²⁾

困難の領域	記述の例
対人関係や大学での生活上のトラブルに関する事	「友人とうまくつき合えない」「約束を守ることができない」「借りたものをなくしてしまう」「サークルや級友とトラブルを起すことが多い」「孤立している」「余暇時間が適切に使えず、学内各部署に決まり切った質問をして回っている」「集団が苦手なため単独で休息できる空間を見つけると常に使用する」など。
学業上の問題に関する事	「講義について行けない」「ノートが取れない」「テストが出来ない」「課題、単位取得が予定通り進まないことからくる自己否定感」「提出期限が守れない」「科目履修の管理が困難」「本人は一生懸命学業に取り組んでいる様子だが、成果が上がらない」「授業中、突発的な外れな質問をするため、授業が中断されて困ることがある」など。
行動・情緒面の問題に関する事	「物事がうまくいかないことで感情のコントロールが困難になり、パニックになる」「自己主張が強く、自省に欠く」「気持ちが落ち込みやすい」「自尊心が低く、自分はダメな人間であると訴える」「感情的に起伏が多い」「不適応場面でカットとなって、手が出たりする」など。
就労の問題に関する事	「進路を決められず就職活動がうまくいかない」「対人関係の形成に困難があるにもかかわらず、そういった能力を要求される職種を選ぼうとして失敗を繰り返す」「面接で全て断られる」「対人関係が主体の仕事や臨機応変が必要な仕事は困難」「やりたい職業が見つからない」「将来に対して漠然とした不安がある」など。

ば、本人から担任への相談や学生相談の利用などを通して把握することが可能であるが、発達障害傾向の学生の場合、本人に支援ニーズがない（つまり、困っていない）ことや本人が困っていても自分からは相談にこないことも多く、支援につながらないこともある。

この場合、例えば問題が生じてから担任や他学生、教務担当部署、就職担当部署など周囲が対応に困り、学生相談担当者や支援担当教員に相談に来ることになる。しかし、その頃には問題がこじれていて対応が難しくなる場合も往々にして起こる。

このため問題化する前に対応するためには、早い段階で支援対象となる学生に気付く必要がある。しかしながら、「発達障害傾向」の学生の行動特性は、それが障害によるものか、本人の性格によるものか、これまでの生活経験の不足によるものか判別し難い。怠学傾向やだらしなさとして映ることも多いため、「支援対象」として認識しにくいという困難さがある。

さらに、教職員など周囲の者が困難さを感じ支援しようとしても、本人が全く困っていない場合、例えば学生指導や学生相談など本人が向うくという支援にはのりにくく、対応が後手に回ってしまうことになる。

3. 支援の実際 一初期対応を中心として一

発達障害傾向の学生を支援して行く上で、そうした学生を入学後早い段階で把握し、問題が深刻化する前に支援につなぐことは初期対応で最も重要である。そのためここでは、特に入学当初に必要な対応について考える。

(1) 支援対象学生の把握

大学入学当初というのは、支援対象学生を把握しやすい時期でもある。前述の通り発達障害傾向を持つ学生は、大学が構造化されていないことへの対処に苦慮している場合が多いためである。

これまで筆者が経験した発達障害傾向学生との学生相談や学生指導の中で、大学入学当初によく見られた行動のうち、後に支援対象学生あるとの気づきの契機となった特性は以下の通りである。

【気づきの契機となる行動特性】

①履修の問題

- ・履修科目が自分で決められない、教育課程の理解が難しい
- ・履修にミスが多い、履修登録のシステムが理解で

きない など

②時間管理やスケジュール管理の問題

- ・遅刻や欠席が多い
- ・必要書類・課題等の提出期限が守れない、未提出である
- ・約束した時間に来ない、断りなく約束を反古にする
- ・所在なげに学内をウロウロしている、医務室を居場所として利用するなど空き時間の活用ができない
- ・居場所がない など

③授業態度・学習能力

- ・常に居眠りをしている、ボーッとしている、常におしゃべりをしている、イスに座っているとソワソワして落ち着かない
- ・熱心に聴いているが問われたことへの返答が噛み合わない、真面目なのに理解していない
- ・誤字・脱字が多い、簡単な漢字が書けない
- ・グループワークがきわめて苦手である、討議・話し合いに参加できない、いわゆる「空気が読めない」発言が多く、討議が盛り上がらない
- ・実験・実習授業において臨機応変な判断が出来ないなど

④対人コミュニケーションの問題

- ・友人がいる様子がない、「友だちがつかれない」と訴える、入学早々上級生など他学生とのトラブルを起す
- ・能力に見合わない活動への参加。例えばコミュニケーションが苦手なのに学生組織に立候補して役割を遂行できない、ボランティアに申し込んでも続かない など

⑤感情表出

- ・場に不適切な反応、例えば悲しい話をしているのに笑いながら聞いているなど。
- ・感情の起伏が唐突で激しい、例えば急にキレル、泣き出す、突然固まり何も言えなくなる、など。
- ・表情の変化に乏しい、表情が固い。 など

これらはいくまでも、発達障害傾向を示す学生に見られがちな事象を挙げたものであり、必ずしもこの項目に該当すること＝発達障害傾向であるということではない。しかし、これら「気になる行動」がいくつか重なれば、「発達障害傾向かも知れない」という可能性を含んで対応していくことが必要だと考える。

上記に挙げたものは普段生活から把握されるものだが、あわせて入学後1・2ヶ月のうちに個別面談等を

実施し状況を知ることでも必要であろう。面接場面でみられやすい特徴については試案ではあるが前述の独立法人国立特別支援教育総合研究所(2007)²⁾のチェックリストが参考になる。

(2)困った時の相談先を明確にする

前述したが、大学では「困り事」の中身によって相談する先が違う。それについて入学時のオリエンテーションなどでガイダンスされていたとしても、発達障害傾向を持つ学生は、自身の困り事の内容を吟味し適切な部署に相談しに行くことが出来ない場合も多い。

このためプライマリ・ケア的に「なんでもいいからとりあえず困ったらそこに行く」という相談先を設け、明示しておくことが重要である。

「学生支援センター」等の総合的な支援組織がある大学はそこを活用できるだろう。しかし、そのような組織を持たない大学においても、例えば担任、医務室、学生課、学生相談室などこか相談の入り口となる窓口をひとつに絞る、そこがよろず相談を引き受ける。担当窓口は、学生生活全般の困り事について良く聞き取る。その上で、必要に応じて「困り事」の専門部署に学生をつなげる。

もちろん、発達障害傾向の学生の問題は、学習面、生活面、就職など多岐に渡り、1つの部署や1人の人間が対応して解決することは難しいため、その後各所連携して対応する必要がある。しかし、まず初期対応として必要なのは、①相談先をひとつに絞ること、②それを明示すること、③初めの一回は相談内容を制限せずに丁寧に聞き取って行くこと であろうと考える。

(3)教職員間での情報の共有

「なんとなく指導に困難さを感じる」「他の学生と比べて違和感を持つ」といった印象だけでも、教職員間で情報を共有していることが望ましい。ある教員の前で起きていることは他の教員の元でも起こる可能性がある。また、そのような違和感を感じ、教務担当や学生担当などに話を聞くと、各部署でも小さな問題を起していることも少なくない。そうした情報を共有することで、学生にかかわる各教職員が「ひょっとしたら支援の必要性がある」という予想の基に、当該学生を見守ることが大切である。

また、発達障害傾向の学生と教職員間で起こる「トラブル」についても、学生と担当者との問題と片付けずに、情報を共有し合うことで同じ「トラブル」が起

こることを防ぐこともできる。

(4)保護者への連絡

通常、大学から保護者に直接連絡を取るの、よほどの重要事項や緊急性が高い場合であろうが、発達障害傾向を持つ学生については「心配である」という事象が生じたら、早めに保護者と連絡を取り情報共有したほうがよい場合がある。入学当初における保護者への連絡が必要な事象としては、①欠席が多い、②大事な提出物が提出されない等がある。

発達障害傾向を持つ学生は「自分の状況を正しく把握できない」と同時に、「自分の状況を上手に説明できない」という特徴を持つため、大学で起こっていることが保護者に伝わっていないことがよくある。例えば、「出席日数が足りず単位を落とす」、「留年する」、「実習が中断する」など、当然学生から保護者に伝わっていると思われるような事象でも、保護者は全く知らない、または「結果」しか知らないということがある。「結果」しか知らないというのは、それまでの「経過」が全く伝わっておらず「単位がとれない」などの結果だけが知らされているため、保護者は何故そうなったかも分からない、今後の先行きや対応も分からない、本人に聞いても確認できない、誰に確認したらよいかも分からない、そのために保護者が「不安」になり、大学側への怒りの訴えになるということもあり得る。大学側から「経過」や「様子」をまめに伝えることはそのようなことを防止する手だての1つとなろう。

欠席が多いことや必要書類の未提出は、その後進級や卒業に関わる大きな問題にもなり得るため、そのような徴候が見られた時点で一度保護者にそのような状況について知らせておくことよい。「修学を支援したい」と言う観点から話すと、だいたい家族は協力的に動いてくれる。また、その際に、家での様子や入学前の様子なども家族から情報を得ておくと、その後の支援の方略を考える場合に役に立つだろう。

(5)啓発活動

学内での支援が滞りなく進行するため、また予防的見地からも、大学の全ての教職員が、発達障害についての最低限の知識と支援の方法を知っていることが重要である。これは、発達障害を診断できるような専門的知識を持つことまでを望むものではない。繰り返しになるが、発達障害傾向を持つ学生は本人自身もそれに気づかないまま、大学生生活に困難を抱え悩んでいる

ことも多い。1人でも多くの教職員が発達障害についての最低限の知識を持っていることで、そうした学生の存在に早期に気づく事が出来れば、深刻な問題に至る前に支援につなげることが出来よう。

また、学生相談担当者や医務室担当者など専門的知識を持つ者が、当該学生についての支援を周囲に求める際に、教職員にある程度の知識があれば、その支援要請もスムーズの受け入れられると考える。

このため、学内のFD（ファカルティ・ディベロップメント）やSD（スタッフ・ディベロップメント）などで発達障害について学ぶ機会を設けたり、学内向けの啓発パンフレットなどを発行したりして、全教職員が発達障害についての正しい知識を身につけていくことが必要である。啓発の役割を担うのは、学内の事情にも詳しい専門的な知識を持ったスタッフが望ましい。

おわりに

これまで述べたことは、発達障害傾向の学生支援に最低限必要な知識と初期対応であり、本当の支援はこの後から始まると言ってよい。それについては既にいくつもの試みが紹介されており、参考に出来る部分も多い。そうした試みにたどり着くためにもまずそうした学生が存在し、彼ら特有の困難さを抱えていること、そしてそれは支援の対象となり得るということを大学の教職員が知っていることが重要である。

先に述べた法改正等により「発達障害」の学生が注目されるずっと以前から「発達障害」により修学が困難となったり、大学生活に不応が生じたりしている学生は存在していたが、「発達障害」に起因する問題であることが周囲に認知される前に大学から去るという状況があったように思う。筆者は大学教育に携わる以前は臨床心理士として精神科病院に勤務していた経験を持つが、その頃は大学での修学が困難となった発達障害学生と面接する機会も多かった。その場合、学生生活に適応できるよう本人と話し合い修学上の工夫を考えるものの、小・中学校に比べ圧倒的に大学側の支援を求めることが難しく、本人の努力だけでは卒業までたどり着けないことも多くあった。それは、構造化されていない大学の中で当該学生の関わる全ての部署に障害についての理解を求めることが難しいことと、「大学生なのだから自主・自律的に生活し、自己責任で修学すべし」との考えから「配慮」は「特別扱い」であり、学生間に不平等があってはならないというポリシーが大学にあったこと、などが要因だったと思わ

れる。

大学側の意識も変わってきていると思われるが、現在の大学においても「どこまで配慮し、どこまで支援するのか」は、当然問題になってこよう。それについては大学ごとにその限界設定は設けるべきだと考える。つまり全てを配慮し特別扱いすることが支援ではなく、大学において支援できること、できないことをはっきりし、大学の教職員間でそれを共有していることが必要である。

高橋（2012）は、大学における支援について「大学が必ずやるべきこと－権利の保障」、検討が必要なこと－ガイドラインの作成と授業の代替措置、“大学に出来ないこと－卒業要件の緩和・過度な負担のかかる支援”とし、“本人・家族・大学間で支援の範囲についてコンセンサスを得ておく”ことが必要⁽⁴⁾と述べている。いかなる大学にも組織的な支援体制を設けていくことは今後の課題となろうが、そうしたシステムティックな支援組織を持たない大学でも、当面無理のない支援を継続的に行っていければよいのだろう。

現在の大学にあって発達障害傾向の学生と全く出会わずにいるということはおそらく無理であろうと思われる、またそうした学生の支援の範囲は学生生活全体に渡るため、医師やカウンセラー等の専門スタッフだけでは充分に行うことができない。このため、大学の中の1人でも多くの教職員が正しい知識を持つことが、発達障害傾向の学生支援を考える上で重要であると考えられる。

注

- (1) 斎藤清二、西村優紀美、吉永崇史：「発達障害が大学生支援への挑戦 ナラティブ・アプローチとナレッジ・マネジメント」 金剛出版 2010
- (2) 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所：「発達障害のある学生支援ケースブック ―支援の実際とポイント―」 ジアース教育新社 2007
- (3) 西村優紀美：大学における発達障害学生支援 こころの科学163 2012 61-64
- (4) 高橋知音：「発達障害のある大学生のキャンパスライフ サポートブック」学研 2012
- (5) 高橋知音：発達障害の理解と支援を考える 臨床心理学増刊第2号 2010 82-87

参考文献

佐々木正美・梅永雄二：「大学生の発達障害」講談社

2010

- 須田奈都実・高橋知音・上村恵津子・森光晶子：大学における発達障害学生支援の現状と課題 心理臨床学研究 29（5）2011 651-660
- 高石恭子・岩田淳子：「学生相談と発達障害」 学苑社 2012
- 田中康雄：「発達支援のむこうとこちら」 日本評論社 2011
- 橋本和明：「発達障害と思春期・青年期 生きにくさへの理解と支援」 明石書店 2009
- 福田真也：「大学生のアスペルガー症候群 Q&A 理解と支援をすすめるためのガイドブック」 明石書店 2010
- 星野仁彦：「発達障害に気づかない大人たち」 祥伝社 2010
- 松橋静香・David Parker・上野一彦・高橋知音：米国におけるディスレクシア・ADHD・アスペルガー症候群のある大学生への支援－それぞれのニーズにあわせて支援展開が行われた3事例について－ LD研究 15（3）2006 281-288
- 吉永崇史・斎藤清二・西村優紀美：発達障害学生を支援する組織のマネジメント－富山大学におけるアクション・リサーチ－ CAMPUS HEALTH, 2012 27-32

近代化がひきこもりに与えた影響に関する考察

Consideration about influence of modernization on hikikomori

須田 誠
Makoto SUDA

目次

はじめに

1. 近代社会の特徴
2. 近代化の影響：ひきこもりの源泉とその後の流れ
3. 近代化の影響：思春期の拡大
4. ひきこもり支援の発想

おわりに

はじめに

“その母親の自宅は、海のすぐそばに立地していて、29歳の次男が引きこもったままだった。母親は、地震の後、津波が来るのがわかっていたので、次男を救おうとして、必死に「逃げて！」と、説得した。母親は次男を引きずって、外に出そうとした。しかし、いくら引っ張っても、次男は「母さん、いいよ」と、頑として部屋を出ようとしなかった。すでに、波が来たときには、次男と母親の他に、車で逃げる準備をしていた長男の3人がまだ部屋の中にいた。津波はあっという間に押し寄せてきて、母親と長男は、2階の屋根に乗った。そのとき、部屋の中にいた次男は、津波に流されていった。そのうちに、2人も波を被って、母親は流されていった。長男だけが屋根に残り、海の中を浮遊した。長男は翌日、目が覚めると、救出されていた”（池上正樹, 2011）

「ひきこもり (hikikomori; social withdrawal)」とは、「6か月以上に亘って、家庭に留まり、家族以外の者と交流をしない状態」である（内閣府, 2010）。冒頭

の文章はジャーナリストの池上正樹（2011）が東日本大震災後に被害のあった地方を丹念に取材して得た、ひきこもりに関する証言である。このエピソードからひきこもりという問題の根の深さを窺い知ることができる。2012年10月には同氏が企画し、東京で開催された講演会「ひきこもりたちの東日本大震災」に、我が国のひきこもり研究の第一人者である斎藤環も参加し、彼自身が避難所を辿り廻り診療に当たった臨床の実感として、「避難直後は物資の運搬や配給等の役割を担って社会性のある活動を取るようになったひきこもり者も、時間の経過と共に非社会的に戻ってしまう場合が多い。震災後にひきこもりから脱した者は、もともと家族が社会的である場合が多い」と語った。つまり、ひきこもり者を持つ家族の経済的逼迫状況が議論される一方で、実質的には「社会関係資本」、つまり、金銭だけではなく家族の持つ人間関係の量と質が問われるということである。ひきこもりの当事者のみならず、その家族もまた地域の中で孤立していくという状況を鑑みると（近藤直司, 2001；須田誠, 2011a）、ひきこもり支援の難しさが改めて浮き彫りになる。

本稿では、未だ解決の見えないひきこもりの現状と

その支援の在り方について、我が国の近代化という社会学的なマクロな視点と、思春期の拡大という心理学的なミクロな視点を用いて、総説することとする。

1. 近代社会の特徴

小津安二郎監督の映画『東京物語』（1953）で、祖母が孫に「大きゅうなったら何になる？」と問いかける場面がある。祖父母は広島尾道の尾道で暮らしており、機関車で10時間以上もかけて、東京で医院を開業した長男と、同じく東京で美容室を開業した長女を訪ねてくる。しかし、長男も長女も仕事が忙しく、年老いた両親の面倒をみるができない。戦争で亡くなった次男のお嫁さんだけが、この両親をもてなしてくれるのであった。

さて、この時代では、既に大人が子どもに「大きくなったら何になる？」と尋ねることは定番となっていた。しかし、中世まではこの問いは存在しなかった。もしくは、愚問であった。この問いが成立するようになったのは近代になってからである。つまり、身分制度が廃止され、社会階層間の移動の自由と恋愛の自由が生まれてからである。

『東京物語』の祖母は、先の問いに続けて、「あんたも大きゅうなったら、お父さんと同じようにお医者さんになるんか？…あんたが大きゅうなる頃には、おばあちゃんはもうおらんだろうなあ」と語る。恐らく、この祖母は自分自身が尋ねられたこともないであろう問いを孫に向けて発している。息子も娘も好きな仕事に就き、好きな相手と結婚して、実家から遙か離れた東京で暮らしている。機関車で長旅も、もうできないであろう。子どもたちも孫たちとも、もう会えないであろう。この祖母の胸中は如何様であろうか。

社会階層間の移動の自由とは、例えば、農家の家に生まれたからと言って農家をやらなければならない訳ではなく、お医者さんになることだってできるという意味であり、現代的に言えば、職業選択の自由である。それに伴って、農家の家に生まれたからと言って、農家の人と結婚しなければならない訳ではなく、商売をやっている人と結婚することだってできるのである。つまり、恋愛の自由である。これらは、人々のライフコースとジェンダーの在り方を多様にした。地縁に縛られることもなくなったので、都市化、核家族化等の社会変動も生じ、文化（culture）も変化した。

こうした自由や変化は人々の心理や行動にどのような影響を及ぼしたのであろうか。勿論、自由を享受し、

変化を大いに楽しむ人もたくさんいるが、筆者がカウンセリングを担当するクライアントの中には、この自由と変化に苦しめられている人も随分といる。これをして河合隼雄（1996）は“大人になることのむずかしさ”と評した。彼は、中世までの社会では、子どもは出来上がった社会もしくは理想とする社会への参入にこぎつければ、後はその社会に自然と馴染んでゆくものと論じた。これを図1に示す。

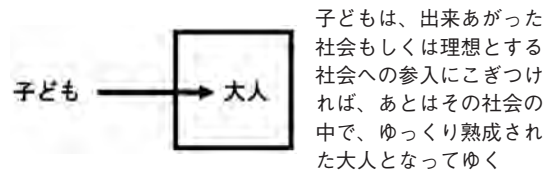


図1. 近代以前の社会の構造
（河合隼雄（1996）の図を筆者が改訂）

一方、近代では、刻一刻と社会が変動しているので、仮に子どもが社会への参入を成し遂げても、その後どんどん移ろう社会に常に適応してゆくのは非常に難儀なことであると論じたのである。これを図2に示す。

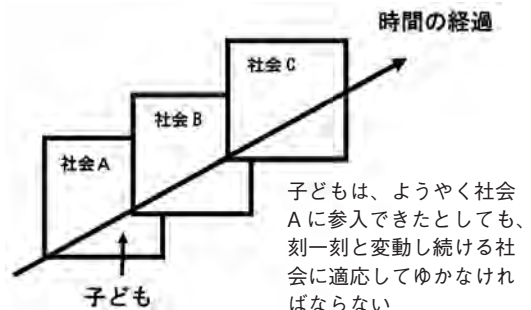


図2. 近代以降の社会構造
（河合隼雄（1996）の図を筆者が改訂）

勿論、これは子どもだけの難儀ではなく、我々大人にとっても難儀なことであり、大人も社会変動についてゆくのには精一杯で、子どもをかまっている余裕などなくなってしまったのかもしれない。このことは、「個人主義（individualism）」とか「私化（privatization）」（森田洋司、1997）等と呼ばれる現象を生み、「社会的紐帯（social-bond）の脆弱化」であるとか「コミュニティ（community）の崩壊」等と呼ばれる現象を更に生み出すという悪循環が生じている。特に、現代日本

社会は人間関係全般が希薄化し「無縁化」とも言えるような状況に陥ってしまっているのではないだろうか。人間は環境の中に生きる「文脈内存在人間（星野命、1999）」なので、こうした社会変動およびそれに付随する社会現象が子どもに与える影響は甚大なものと言えよう。

さて、近代化（modernization）とは西欧化とほぼ同義であると筆者は理解しているが、そもそも西欧的な自我の在り方（例えば、「独立・自立（independence）」といった概念）は日本人には馴染みにくいかもかもしれない。当時、活躍していた作家：夏目漱石は、近代化するわち西欧的の自我の日本への侵襲と格闘していた。漱石は“「個人」の時代のはじまりのとき、時代に乗りながらも、同時にながされず、「悩む力」を振り絞って近代という時代が差し出した問題に向かい合いました”という（姜尚中、2008）。そして、1905年に発表した小説『吾輩は猫である』の中で、西欧的の自我を“自覚心”と表現し、これが“一日一日と鋭敏になってゆく”と不安を込めて表現している。尚、漱石の教え子の学生：藤村操は、1903年に“ホレーショの哲学竟に何等のオーソリティーを償するものぞ、万有の真相は唯一言にしてつくす、曰く「不可解」との辞世の句を樹木に書き残し、華巖の滝に身を投じた。“ホレーショ”とは、英国の作家：Shakespeare, W. の『ハムレット』に登場するハムレットの親友であり、藤村は「人間関係など役に立たない」と嘆き自殺したのである。その後、若者の後追い自殺が絶えないという事態になった。漱石は先述の小説において“（当時の若者とコミュニケーションを取ることの難しさを評して）放っておくと、木に遺書を書き付けて滝から飛び込まれる”と、やはり不安を込めて表現している。そして、漱石自身も悩んだ挙句に精神のバランスを崩してしまったのであった。近代化と共に、日本人の自我の在り方、特に若者のそれが不安定になっていったと予想される。

2. 近代化の影響：ひきこもりの源泉とその後の流れ

ひきこもりは、元々は「統合失調症（schizophrenia）」という社会性に支障をきたす精神疾患が原因で蟄居している状態を指す精神医学用語であった。つまり、ひきこもりの背景には対人関係にまつわる精神病理が存在する可能性があり、それが社会変動により発現形態を変えながら、それでも閉じこもりという性質を持ちつつ、変遷してきたと予想される。現在では、オックスフォード英語辞典にも「hikikomori」として掲載さ

れており、hikikomoriに関する海外の心理学論文も登場し、アメリカ精神医学会（2002）による『精神疾患の診断・統計マニュアル（以下、DSM-IV-TRと略す）』の「文化に結びついた症候群（culture-bound syndromes）」の中にhikikomoriを加えるかどうかの検討までなされている（Teo & Gaw, 2010）。

このようにひきこもりは我が国特有の病理であるが、ひきこもりの源泉とも言える精神病理が「対人恐怖症（anthropophobia）」である。ひきこもりの実態は「外出をしない」ではなく、「他者と親密な交流をしない」であるが、対人恐怖症者は人を恐れるあまり他者と親密な交流が図れないのである。近代以降の我が国では、対人恐怖症がひきこもりの源泉ではないかと筆者は推測している。

対人恐怖症は日本特有の神経症として有名で、DSM-IV-TRにおいても、「文化的定式化の概説と文化に結び付いた症候群の用語集」という章の中で“taijin kyofusho 日本における文化特異的な恐怖症”と紹介されている。対人恐怖症は、男子青年に多く見られ、赤面恐怖、視線恐怖等の症状から成る症候群である。

精神医学者の森田正馬は、対人恐怖症はひきこもりの状態を呈することを、我が国の近代化が急速に進んでいた時期である1928年に『神経質ノ本態及療法』の中で発表した。彼は自身が開発した森田療法を用いて、対人恐怖症の治療に取り組んだのであるが、その原則は「あるがままを受け容れる」というものである。森田療法では、それを治療者がモデルとして実践し、患者は治療者の言動を真似て行動し、更に、患者は「健康であるかのように行動をする」のである。これは神経症者特有の「終わりを見ない精神論」に治療者が振り回されて事態が膠着してしまうのを防ぐために、「行動」を重視したものと考えられる。これらの技法は、行動療法における「行動を模倣する」という「モデリング（modeling）」や、ブリーフ・セラピーにおける「奇跡が起こって問題がなくなったかのように行動する」という「ミラクル・クエスション（miracle question）」と通ずるところがある。森田療法は非常に歴史ある心理療法だが、現代においても非常に有用なものであろう。

その後の所謂「ポスト・モダン（post modern）」にあっても、ひきこもりと相似する概念が次々と発表されている。「モラトリアム症候群（moratorium syndrome）」（小此木啓吾、1978）である。勿論、これはErikson, E. (1953) の「アイデンティティ拡散（iden-

tity diffusion)」を踏まえての概念であるが、小此木啓吾はより一層その病理性を強調し、同一化できる対象が見つからず、モラトリアムを享受できずに、浮遊する若者の増加を嘆いたのであり、それを“現代日本の社会病理”とも断じたのである。近代化が進んだ時期の若者たちが既に己の在り方に迷っていたのであるから、彼が嘆いた時期には西欧人も東洋人も言えぬ正体不明の大人ばかりであったであろうことが予想され、そうした大人に若者が同一化できないことも納得できる。

その後、山中康裕(1978)が、「学校恐怖症 (school-phobia)」と言われる状態の中でも長期的な「閉じこもり」に注目をし、これを神経症水準のものである「内閉 (seclusion)」という「モラトリアム症候群の若年版」として位置付けたのである。彼の言う「思春期内閉症 (juvenile seclusion syndrome)」の特徴は、①登校強迫 (obsession to go to school)、②閉じこもり (withdrawal)、③性同一性拡散 (sexual identity diffusion)、④先取的思考 (thinking things in advance)、⑤高い自尊心 (over valued self-esteem)、⑥興味限局 (limited interest, especially in byway) であるが、このうち性同一性拡散を除くどれもが現代のひきこもり者の特徴に当てはまる。さて、彼はこの内閉を「蛹の時期」と称し、“アイデンティティを形成するまでもつぱらこの状況を徹底的に守るべきである”とし、同一性形成が成される有意義なモラトリアムの時期であると肯定的に論じている(山中康裕, 2000)。若者の内閉を守ることが、逆説的に若者の「自立」を促すという論調は、現代のひきこもり援助における「焦らず見守る」という考えに通じている。

続いて、笠原嘉(1984)が、当時の「現代型神経症」として「退却神経症 (withdrawal neurosis)」もしくは「アパシー・シンドローム (apathy syndorome)」を紹介している。彼は、三無主義(無気力・無感動・無責任)の学生たちに対する豊富な治療経験から、退却神経症を高学歴青年の間に多くみられる独特の無気力反応であるとした。尚、この退却神経症という概念は、精神医学者の樗味伸(2005)による「ディスチミア親和型うつ (depression of dysthymic type)」の概念と非常によく似ている。ディスチミア親和型は、今日「現代型うつ」と呼ばれており、学業や就業に際してはうつに陥りひきこもりの状態を呈するにも関わらず、趣味の活動や旅行には積極的に外向くことができるというものである。

さて、谷野幸子(1985)が、心理士として初めて、また、初めて現代と同じ意味で「ひきこもり」という用語を使い、研究論文を発表した。この論文は、“不登校から高校中退に至り、家に閉じこもってしまう青年は比較的多い”という一文から始めているのだが、この一文には「不登校」「中退」「閉じこもり」と言う言葉でひきこもりの実態を端的に表現している。この論文が発表された1985年は、1970年代から猛威を振っていた校内暴力が収束し、代わって、いじめ・学級崩壊・不登校が注目され始めた時期である(文部科学省, 2004)。若者の、非行のような反社会的行動よりも、ひきこもりのような非社会的行動が注目され始めた時期とも言えよう。この論文が発表されてから、四半世紀が経過した。近年、ひきこもり者とその家族の高齢化が指摘されているが(斎藤環, 2010; 厚生労働省, 2010; 内閣府, 2011)、1985年に15歳だったひきこもり者がそのまま脱せずにいれば、単純計算すると42歳になっていることになる。実際、筆者が支援してきた事例には、40歳を超えるひきこもり者が多数存在する。

更に、谷野幸子の論文の翌年には北尾倫彦(1986)が、教育心理学の見解から、「落ちこぼれ・無気力・ひきこもり」という論文を発表した。北尾倫彦は、“教師や級友から受け容れられ、承認されることが無気力化やひきこもりを防ぐのにぜひとも必要な条件となる”と主張しており、人間にとって「承認欲求 (desire for approval)」が満たされることの重要性を説いている。この主張は、当時の子どもたちが叱咤されるばかりで、承認や賞賛されることが少なかったことを物語っている。

1980年代後半から1990年代には、不登校やひきこもりという言葉が一般に浸透するようになり、斎藤環(1998)による『社会的ひきこもり 終わらない思春期』が刊行され、現在のひきこもりの定義および援助の原型が提示され、今日でも、この書籍の持つ影響力は甚大である。

厚生労働省(2001)は、『10代・20代を中心とした「社会的ひきこもり」をめぐる地域精神保健活動のガイドライン(暫定版)』を作成し、ひきこもりを「統合失調症および知的障害ではなく、6か月以上にわたり自宅にひきこもり、家族以外の他者と親密な交流を持たない」と定義し、それが以後も用いられている。

2011年には内閣府がひきこもりに関する実態調査結果を発表し、ひきこもり群全国推計約70万人、ひきこもり親和群全国推計約155万人と発表し、世間の耳目を

大いに集めた（朝日新聞, 2011；読売新聞, 2011）。先述の内閣府によるひきこもりの実態調査を受け、内閣府子ども若者・子育て施策推進室が『ひきこもり支援者読本』（2012）を作成し、そのPDFファイルをインターネットからダウンロードできるようにしたということが、現在における最新かつ最大の動きである。

この『ひきこもり支援者読本』が従来のガイドラインと大きく異なる点は、「第2章 ひきこもりと発達障害」であり、星野仁彦（2012）が「発達障害（developmental disorder）」の「二次障害（deuteropathy）」としてひきこもりが生じる場合が多々あると報告しているという点である。発達障害とは、“これまで知られてきた精神病・人格障害・心因性疾患などのいずれとも違う、ある特徴をもつ生得的資質に基づくもの（黒澤礼子, 2012）”、つまり、生まれつきの脳機能の障害であり、知的能力の偏りが生じる。具体的には、一次障害として、社会性やコミュニケーションの障害等を持つ。そのため、二次障害として対人恐怖や社会不適応が生じやすいのである。

このように、対人恐怖症を源泉に、発現形態を変えながら、また分析する視点が豊富になりながら、それでも対人恐怖・対人不安・葛藤回避を基底として、一連の流れが近代化の時期から今日のポスト・モダンに至るまで続いていると言えよう。

3. 近代化の影響：思春期の拡大

近代化は、自由をもたらしただけでなく、栄養と物質の豊かさをももたらした。結果として、人間の生物学的側面が大きく変容した。体格が向上し、長寿となった（衛藤隆・鴨下重彦, 2003）。我が国では1950年代までは人生50年時代だったのだが、それが人生80年時代となり、現在では人生100年時代も目前である。日本人の「生き物としての性質」が変容したのである。人間の発達段階が、人生50年時代のそれと人生100年時代のそれとは異なることは当然と言える。例えば、思春期は、我が国では一般的には中学生に相当し、その頃に第二性徴を迎えるとされている。しかし、女子の初潮年齢を見ると、1889年では平均で約15歳であったが、2008年には平均で約12歳となっている（大阪大学大学院人間科学研究科・比較発達心理学研究室, 2010）。男子の精通は回答が得られにくく、正確なデータはないが、同じく低年齢化していると予想される。これは、思春期の低年齢化（森永良子, 2003）と言えるだろう。

一方、心理社会的には思春期の高年齢化が生じてい

る（斎藤環, 1998；森永良子, 2003）。近代化により高学歴化がもたらされたが、高校進学率が40%程度であった1950年代までの若者の心理的成熟と、大学進学率が50%を超えた2005年のそれとは（文部科学省, 2008）、異なることは当然である。中学を終えて働き始めるということは、20歳を過ぎる頃には仕事が身に付き、収入が安定し、結婚をし、家庭を築き、子どもを養うという一連のライフ・イベントが生じるということである。これは「心理的に成熟した大人」が成しうることである。しかし、中学を終えて働き始めるということ、しかも、女性も高等教育を受けることが当たり前となり、働くことが当たり前となった現代では、先述したライフ・イベントが生じるのはもっと年齢が上がってからのこととなる。実際、平均初婚年齢を見ると、1956年では男性で約26歳、女性で約23歳であったが、2006年には男性も女性も約30歳なのである（文部科学省, 2008）。こうした思春期拡大のイメージを図3に示す。この図よりも、実際には、思春期の高年齢化は進んでいるようであり、斎藤環（2010）は、人によっては30歳を超え40歳すら超えるのではないかと論じている。

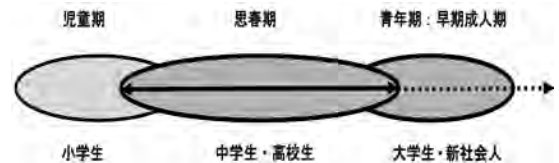


図3. 思春期拡大のイメージ

それでは思春期の心性（mentality）とはいかなるものであろうか。山登敬之（2007）は、作家の橋本治のアイデアを援用し、「思春期プザマ曲線」なるモデルを提示している。彼は、思春期には現実の壁にぶつかり、自分を曲げるしかないのであって、これが所謂“青春の曲がり角”であるとし、“現実のカベ”と“社会のオキテ”に“挟まれた一本道を、まっすぐに歩いていくのが、一般の「大人」の生き方”であると論じている。しかし、人間はロボットではないので、この曲がり角を直角に曲がって、真っ直ぐに歩むことなど不可能であり、実際の思春期の若者はあっちの壁にぶつかり、こっちの壁にぶつかり、苦しみながら曲線を描いてこの道を歩むというのである。そして、その姿は“プザマ”であって当然なのだが、思春期に在る者は、その姿を恥じたり、それに挫けてひきこもってしまうことすらあるというのである。これを図式化したものを図4に示す。この険しい道中でトライ・アンド・エラー

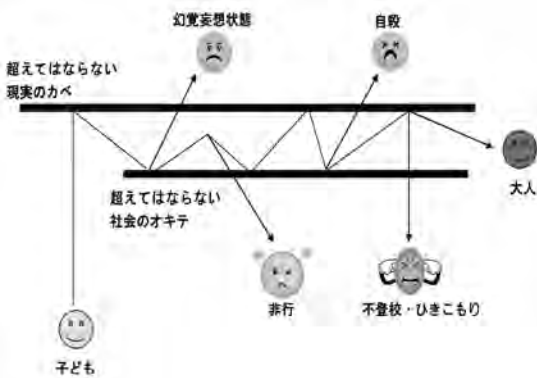


図4. 揺れる思春期（山登敬之(2007)の図を筆者が改訂）

を繰り返しながら歩む子どもに対して、多くは見守り、時に少しだけ手を差し伸べて、現実の中で社会のルールを守るようにしつけるのが親の役割なのである。しかし、彼は“近年の子どもと親を取り巻く状況は、この当たり前のことすらむずかしくさせている。金銭的、物質的な豊かな生活は子どものしつけを困難なものとした。少子化が進み、親が数少ない子どもに手をかけて育てる環境では、子どもの自主性、問題解決能力は育ちにくい”と論じているのである。

4. ひきこもり支援の発想

ひきこもりは、思春期の心性とおおいに関係していると言えよう。そのため、ひきこもり支援においては、当事者の心理を理解するために、思春期の特徴について理解する必要がある。笠原嘉(1977)は思春期の心理について次の4点を挙げている。①気持ちを言語化することが苦手である。つまり、体験を心の内に留めながら少しずつ言葉で消化することが苦手なため、すぐに行動化してしまうのである。②他者の目を気にする。これは、アイデンティティ拡散の状態にあり、時に自意識過剰になることもあれば、万能感を抱くこともあり、どちらにしても他者との関わりを気にするようになるということである。③対人不安が強まる。これは、思春期に他者との関わりにおいて失敗や挫折はつきものであるが、それを克服できないため、対人不安が強くなるということである。④葛藤回避をするようになる。つまり、他者との関わりにおいて、悩み苦しむことを避けるようになってしまうのである。更に、彼は対人不安が強くなると対人恐怖症になる場合もあると論じている。神経症的な対人不安の内実を強いて言うならば、“足元に深淵が開けている時のような感じ

”(笠原嘉、1977)であり、このような恐ろしい不安を若者は抱いているのかと思ひ遣ることが彼らの支援には必要なのである。

また、非常に古典的な心理学理論であるが、Maslow, A.H. (1954)が唱えた「欲求階層説」というものがある。人間は、生理的欲求、安全欲求、所属と愛の欲求、承認欲求、自己実現欲求という順に満たされてゆくというものである。そして、欲求(desire; need)は意欲(motivation)につながるとしたのである。そうであれば、若者の育成や自立支援を考える時に、この欲求を満たしてあげるといふ発想が生じる。但し、傷付き、挫折した若者の心情をまずは思い遣る必要があると筆者は考える(須田, 2011b)。欲求階層説を基に、若者の心理を思い遣ると、生理的欲求と安全欲求は「生きていたいという願い」に他ならないが、若者は「生きていたいが、けれども、つらくて消えてしまいたいという苦しみ」を抱えているのかもしれない。所属と愛の欲求と承認欲求は「人と関わりたいという願い」に他ならないが、若者は「人と関わりたいが、けれども、人が怖く、人と上手く関われないという苦しみ」を抱えているのかもしれない。自己実現欲求は「自分を高めたいという願い」に他ならないが、若者は「自分を高めたいが、けれども自分なんかはダメだという苦しみ」を抱えているのかもしれない。

ひきこもり支援に必要な発想は、思春期の心性を理解し、その苦しみを想像し、まずは思い遣るところから始めるべきであると筆者は考えている。そして、問題点の追求から始めるのではなく、若者の持つ健康的な側面を拡大するというエンパワメント(empowerment)の発想が必要であろう。

おわりに

“唄を忘れた金糸雀は 後ろの山に棄てましようか
いえ いえ それはなりませぬ
唄を忘れた金糸雀は 背戸の小藪に埋けましようか
いえ いえ それはなりませぬ
唄を忘れた金糸雀は 柳の鞭でぶちましようか
いえ いえ それはかわいそう
唄を忘れた金糸雀は 象牙の船に 銀の櫂
月夜の海に浮かべれば 忘れた唄を思い出す”
(西條八十, 1919)

日本人は人間の営みを鳥に例えて詠うことが多いが、

これは童謡詩人：西條八十（1919）が金糸雀（カナリア）を詩にしたものである。この比喩（metaphor）は、これが書かれた当時の「西欧強国に近代化を迫られて戸惑う日本人」なのであろうか。それとも、もっと広い意味で「幼き者、未熟な者、社会的弱者」なのであろうか。どちらにしても、強者は弱者に一罰百戒を強いる傾向があるが、この詩のように柔軟に対応や支援の発想を広げた方が、むしろ問題の解決につながると筆者は確信している。

参考資料

- American Psychiatric Association Diagnostic and Statistical Manual of Mental IV-TR. American Psychiatric Association, Washington D.C. 2000. (アメリカ精神医学会, 高橋三郎・大野裕・染矢俊幸 (訳) 2002 DSM-IV-TR 精神疾患の分類と診断の手引 医学書院)
- 朝日新聞 ひきこもり, 全国で70万人 内閣府の調査 7月24日夕刊. 2010.
- Erikson, E. H. Identity and The Life Cycle. W W Norton & Co Inc NY. 1959. (エリク・エリクソン, 西平直・中島由恵 (訳) (2011). アイデンティティとライフサイクル 誠信書房)
- 衛藤 隆・鴨下重彦 健康・教育からみた思春期の問題 日本医師会雑誌, 129 (10), pp1557-1562. 2003.
- 本多忠勝・須田 誠 ひきこもりの家族援助における父親の重要性 福島学院大学大学院心理臨床相談センター紀要, 5, pp59-68. 2011.
- 星野 命 「文脈内存在人間」・「コミュニティ内存在人間」・「文化内存在人間」. コミュニティ心理学研究, 2 (2), pp143-144. 1999.
- 星野仁彦 成人の発達障害 - 二次障害・合併症の予防が大切 - 更生保護, 61 (11), pp18-21. 2010.
- 星野仁彦 第2章 ひきこもりと発達障害 ひきこもり支援者読本. 2011. <http://www8.cao.go.jp/youth/kenkyu/hikikomori/handbook/ua_mkj_pdf.html> (2012年8月10日)
- 池上正樹 第65回「引きこもり」するオトナたち ダイアモンド・オンライン. 2011. <<http://diamond.jp/articles/-/12211>> (2012年8月10日)
- 姜 尚中 悩む力 集英社新書. 2008.
- 笠原 嘉 青年期 中公新書. 1977.
- 笠原 嘉 アバシー・シンドローム 岩波現代文庫. 2002.
- 河合隼雄 大人になることのむずかしさ 青年期の問題 岩波書店. 1996.
- 北尾倫彦 落ちこぼれ・無気力・ひきこもり 教育と医学, 34 (5), pp439-443. 1986.
- 近藤直司 ひきこもりケースの家族援助・相談・治療・予防 金剛出版. 2001.
- 厚生労働省 10代, 20代を中心とした「社会的ひきこもり」をめぐる地域精神保健活動のガイドライン 暫定版報告書. 2002.
- 厚生労働省 若年者の就業機会と職業能力開発機会 平成18年度版労働経済の分析 報告書. 2007.
- 厚生労働省 労働白書 報告書. 2008.
- 厚生労働省 ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン 報告書. 2010.
- 厚生労働省 労働力調査 報告書. 2011.
- 黒澤礼子 少年事件・刑事事件と広汎性発達障害 日本臨床心理理解雑誌, 20 (3), 44-45. 2012.
- Maslow, A. H. Motivation and Personality. Harper & Row. 1954. (小口忠彦 (監訳) 1971 人間性の心理学 産業能率短期大学出版部)
- 文部科学省 特別支援教育の推進について (通知). 2007. <http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/07050101.htm> (2012年2月18日)
- 文部科学省 平成20年度統計要覧. 2008.
- 文部科学省 平成22年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査報告書. 2011.
- 森永良子 思春期医療の変容 日本医師会雑誌, 129 (10), pp1563-1568. 2003.
- 森田正馬 神経質ノ本態及療法 吐鳳堂書店. 1928.
- 森田洋司 「不登校」現象の社会学 学文社. 1997.
- 内閣府 いわゆるニート, ひきこもり, フリーター等の状況 平成22年度版子ども若者白書. 2009.
- 内閣府 若者の意識に関する調査 (ひきこもりに関する調査) 報告書. 2010.
- 内閣府 ひきこもり支援者読本. 2011. <http://www8.cao.go.jp/youth/kenkyu/hikikomori/handbook/ua_mkj_pdf.html> (2012年1月18日)
- 橋本 伸 現代社会が生む「ディスチミア親和型」臨床精神医学, 34, pp687-694. 2005.
- 小此木啓吾 モラトリアム人間の時代 中公文庫. 1981.
- 大阪大学大学院人間科学研究科・比較発達心理学研究室 発達加速現象の研究—第12回全国初潮調査結果—平成23年2月第13回全国初潮調査資料. 2010.
- 小津安二郎 東京物語 松竹. 1953.

- 西條八十 唄を忘れた金糸雀 砂金 (自費出版) 復刻 :
2004 日本図書センター, 1919.
- 斎藤 環 社会的ひきこもり 終わらない思春期 PHP
新書, 1999.
- 斎藤 環 ひきこもりから見た未来 SIGN OF THE
TIMES 2005-2010 毎日新聞社, 2010.
- 須田 誠 子どもから大人への移行期に生じる心理社会的
的問題 —広汎性発達障害の二次的障害への援助
を中心に— 慶應義塾大学大学院社会学研究科紀
要 『人間と社会の探求』, 57, pp77-81. 2004.
- 須田 誠 ひきこもりの基本問題とその対応 慶應義塾
大学大学院社会学研究科紀要 『人間と社会の探
求』, 72, pp55-70. 2011a.
- 須田 誠 ひきこもりの少年の描画—イメージ・メタファ
ー・シンボルの解釈— 福島学院大学大学院附属
心理臨床相談センター紀要, 5, pp33-40. 2011b.
- 谷野幸子 一青年のひきこもりからの旅立ち 心理臨床
ケース研究3 日本心理臨床学会 (編) 誠信書
房 pp145-159. 1985.
- Teo, A. R.・Gaw, A. C. Hikikomori, a Japanese cul-
ture-bound syndrome of social withdrawal? :
A proposal for DSM-5, The Journal of Nervous
and Mental Disease, 198 (6), pp444-449. 2010.
- 淡野登志 「“ひきこもる” アイデンティティの獲得」と
その支援. 心理臨床学研究, 22 (5), pp531-541.
2004.
- 山中康裕 思春期内閉 Juvenile Seclusion - 治療実践よ
りみた内閉神経症 (いわゆる学校神経症) の精神
病理. 中井久夫・山中康裕 (編) 思春期の精神
病理と治療 岩崎学術出版社 pp17-62. 1978.
- 山中康裕 不登校児の「内閉論」からみたひきこもり.
精神療法, 26 (6), pp557-563. 2008.
- 山登敬之 「思春期ブザマ曲線」を歩むために—ひきこ
もり・ニート・自殺— 思春期学, 25 (4), pp
376-379. 2007.
- 読売新聞 ひきこもり70万人 予備軍も155万人 7月
24日夕刊. 2010.
- 吉川 悟 ひきこもりへの家族療法的アプローチ. 家族
療法研究, 17 (2), pp13-17. 2000.

障害者の地域生活を支援するための一考察

～相談支援の充実を中心に～

Study to support the community life of persons with disabilities
 ~The center to enhance the consultation support~

山口 智
 Satoru Yamaguchi

目次

- 1.はじめに
- 2.障害者自立支援法改正について
- 3.なぜ相談支援が急務か
 - 3.1 対象者像
 - 3.2 相談支援業務のポイント
 - 3.3 障害者ケアマネジメントの現状と今後にもつけた検討事項
- 4.新たな相談支援のありかた
- 5.地域で生活する障害者への支援
 - 5.1 利用者が置かれている環境
 - 5.2 本来こうありたい自分と現状
 - 5.3 相談支援専門員に求められる資質
 - 5.3.1 オーダーメイドな支援
 - 5.3.2 タイムリーな支援
- 6.まとめ

1.はじめに

2003年4月から導入した支援費制度では、ホームヘルプサービス利用の広がりや介護保険統合に向けた議論を含め、財源不足を主たる問題として、2005年10月に障害者自立支援法が制定された。

障害保健福祉施策としての改革として、「(1)市町村を基本とする仕組みへの統一と三障害の制度の一元化」として、従来の身体障害、知的障害、精神障害という種別に分かれていた制度を一元化した。「(2)障害者本位のサービス体系への再編」として、これまでの施設・事業体系を見直し、サービス体系を介護給付、訓練等給付、地域生活支援事業の三つに再編した。また、入所施設や病院で24時間暮らすという、従来のサービス

提供のありかたを見直し、「日中活動の場」と「夜間の生活の場」を区分することにより、障害者等が地域で生活できるような基盤整備が図られた。「(3)障害者の就労支援の強化」として、就労移行支援事業、就労継続支援事業を創設し、福祉施策と雇用施策の連携が図られた。「(4)障害者福祉サービスの支給決定の透明化および明確化」として、障害福祉サービスの支給決定にあたって、支援の必要度に応じて公平にサービスを受けられるように、障害程度区分や市町村審査会の仕組みを導入するとともに、計画的に利用できるケアマネジメントを制度化した。「(5)障害福祉サービス等の費用を皆で支え合う仕組みの強化」として、サービス等の利用量や所得に応じた負担額を定める仕組みを導入し、

国、都道府県の在宅サービスの負担を義務化し、都道府県および市町村に障害福祉計画の作成を義務づけた。

この法律は、普遍的なリスク（誰もが高齢者となる）を想定している介護保険と異なり、生まれつきの障害を含め、人生のどんなステージでも発生しうる偶然性の高いリスク（不特定の個人が障害者となる）に対して、障害者の自立支援を大きな目標に掲げながら、障害者基本法の理念である共生社会の実現に寄与することを目的としている。

2. 障害者自立支援法改正について

障害者であろうと地域で安心して暮らせる社会の実現を目指して、障害者自立支援法等の改正法の一部が2011年10月に公布し、2012年4月に施行されている。主な内容は、(1)趣旨、(2)利用者負担の見直し（①利用者負担の規定の見直し、②利用者負担の合算）、(3)利用者の範囲の見直し、(4)相談支援の充実（①相談支援体制の強化、②支給決定プロセスの見直し等）、(5)障害児支援の強化（①児童福祉法を基本とした身近な支援の充実、②放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設、③在園期間の延長措置の見直し）、(6)地域における自立した生活のための支援の充実（①グループホーム・ケアホーム利用の際の助成の創設、②重度の視覚利用者の指導支援の個別給付化）、(7)その他となっている。

本稿では、2013年4月1日に施行される障害者総合福祉法のつなぎ法といわれる障害者自立支援法等の改正法の一部のなかで、大きなポイントの一つといわれ、地域の障害者を支援するため重要な「上記(4)相談支援の充実（①相談支援体制の強化、②支給決定プロセスの見直し等）」を中心に述べていく。

3. 相談支援がなぜ急務か

障害者ケアマネジメントとは、支援者が援助技術として活用する手法である。自立支援法においては、サービス利用計画として法律に位置付けられ、個別給付化によって、専門員が行うサービス利用計画の作成（モニタリングを含む）が、サービス利用計画作成費として評価されるものとなった。障害者ケアマネジメント従事者は「相談支援専門員（以下、専門員）」と呼ばれ、専門員になるには、国で定めている相談支援従事者初任者研修の受講が必須条件となる。

相談支援の内容は、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの支給決定を受けた利用者が障害福祉サービスを適切に利用できるように、サービス利用計画

を作成し、当該計画に基づく障害福祉サービスの提供が確保し、障害福祉サービス事業者等との連絡調整等を行う。そうすることで、障害者自立支援法における「サービス利用計画作成費」の支給対象となる。サービス利用計画は、利用者の心身の状況、置かれている環境、障害福祉サービスの利用に関する意向、その他の事情を勘案して作成し、(1)利用者及びその家族の生活に対する意向、(2)利用者の総合的な援助の方針及び生活全般の解決すべき課題、(3)提供される障害福祉サービスの目標及びその達成時期、(4)障害福祉サービスの種類、内容、量、日時、利用料及びこれを担当する者、(5)障害福祉サービスを提供する上での留意事項（事業者との連絡調整等）を取りまとめることが主な業務となる。

3.1 対象者像

相談支援業務の対象者は、障害福祉サービス（重度障害者等包括支援、共同生活介護、施設入所支援、自立訓練及び共同生活援助を除く）を利用する支給決定障害者等であって、(1)障害者支援施設等からの退所、退院に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である方、(2)単身の世帯に属するため又はその同居している家族等の障害、疾病等のため、自ら指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うことが困難である方、(3)重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けることができる者、のいずれかに該当し、市町村が必要と認めた方である。

3.2 相談支援業務のポイント

相談支援業務は、“本人の暮らしに対する個別の支援”と“地域づくり”の2つの視点から成り立っている。障害者やその家族が地域で当たり前暮らすために、本人がサービスを利用するための手続きを支援し、サービスの調整を行うこと（個別支援）と、地域のなかで障害者の暮らしに必要なサービスや暮らしを支えるさまざまな仕組みをつくること（地域づくり）の両方が重要である。ここでは、相談支援業務の2つの視点を踏まえた具体的な業務のポイントをまとめる。

業務のポイントとして、「(1)地域のニーズ把握」とは、相談支援業務は地域で暮らす本人のニーズを把握することから始める。課題を抱えながらも相談支援につながらない、制度の変化や情報についていけない、支援を求めることに抵抗感のある等という支援が必要な人の存在を顕在化させ、その生活実態やニーズを把握す

表1 相談支援事業者数等の状況について

	サービス利用者数 (実数)	相談支援事業者数	専門員数		専門員1人当たりのサービス利用者数
			研修修了者	指定相談支援事業所に配置されている人数	
	(A)	(B)	(C)	(D)	(A/D)
全国計	545,480	2,843	40,730	5,465	100

引用：厚生労働省「障害保健福祉関係主管課長会議資料」、P106、2011.10.31（筆者が修正・作成）

注1）サービス利用者（実数）は、2010.4国保連データ。

注2）相談支援事業者数及び専門員数は、2010.4障害福祉課調べデータ。

注3）サービス利用計画費の支給対象者を中心とした相談支援事業のあり方に関する調査研究報告書（2007年度障害者保健福祉推進事業）における調査では、専門員1人当たり平均39.9人を担当。

る。「(2)本人を知る」とは、専門員が本人と初めて相談支援で向かい合うのがインテーク場面となる。専門員は、自分の意見を押し付けるのではなく、まずは本人に寄り添い、本人の話とその思いに耳を傾ける。「(3)強みを知る」とは、インテークで把握した本人からの情報に加え、本人をよく知る関係機関等からの情報収集、評価を行うのがアセスメントである。アセスメントは、本人の生活上の強みを知ることで支援の組み立て方や方策は大きく変化する。「(4)議論の場」とは、インテーク、アセスメントを通じて本人のニーズや課題が明らかになった時点で、本人の了解を得て必要な関係機関等を徴集し、ケア会議を開催する。ケア会議では、専門員がサービス利用計画案を提示し、会議に参加した多様な関係機関等から構成されるチームで、当面の課題解決に向けた支援の内容やそれぞれの機関等の役割、今後の支援の方向性を確認する。基本的な枠組みは、情報交換の場にとどまらず、ケアマネジメントの展開点として機能する議論の場とすることが重要である。

「(5)サービス利用計画の作成」とは、ケア会議で本人や地域の関係機関等が合意した結果をもとに計画を立てる。計画は、本人に分かりやすい表現であると同時に、支援にかかわる機関等が支援の方向性を共有できるツールであることが重要である。「(6)モニタリング」とは、地域生活は日々変化し、作成した計画どおりに暮らしが継続されるのは稀である。暮らしの変化を見守り、必要に応じて計画を見直すことである。モニタリングの際に確認すべきことは、計画に基づく支援によって本人の暮らしが安定しているか、関係機関等は計画で確認された支援の方向性に沿ってサービス等を提供しているか、暮らしのなかでの問題に対応できて

いるか、支援によって本人の生活スキルの維持・向上がみられているか等である。「(7)つなげる」とは、本人のニーズと地域の社会資源をつなぐのが相談支援業務である。専門員は、本人の暮らしを緊急時も含めて関係機関等がチームとして支援できるよう調整するとともに、一人の課題が地域の課題として浮かび上がるよう、課題を関係機関等へ周知していく。「(8)地域の潤滑油」とは、個別支援から明らかになった地域課題を整理し、現在対応できていることは地域の強みとして、対応が不十分なことは弱みとして、地域実態を評価し、地域自立支援協議会等で関係機関等に明解かつ効果的に報告する。そのことが、地域課題の解決や地域の弱みの克服に向けた取り組みを促進するきっかけとなる。

「(9)新たな社会資源」とは、単に地域実態の評価を報告するだけでなく、地域の弱みを強みに変え、地域に必要な制度やサービスの改善、新たなサービスの開発につながる具体的な方策を提案する。

3.3 障害者ケアマネジメントの現状と今後に向けた検討事項

まずは、障害者ケアマネジメントを行う相談支援事業者数と実際に従事する専門員等の状況について示した2010年4月1日時点のデータは以下の通りである（表1参照）。

障害者にケアマネジメントを提供するため、サービス利用計画作成費の制度を導入したが、2008年4月1日時点の支給決定理由と支給決定者数は、「障害者施設からの退所等」は251名、「単身の世帯に属するため又はその同居している家族等の障害、疾病等のため、自ら指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行う

ことが困難なもの」は1,942人、「重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けることができる者」は97名となり、総支給決定者数は2,269人である^[1]。

そのなかで、実際にサービス利用計画に基づいたケアマネジメントを受けた者は、平成2008年4月分は全国1,920人とどまっている^[2]。そのことは、表1で示されているサービス利用者数545,480人から勘案しても、総支給決定者数2,269人はあまりにも少ないことはお分かりだろう。さらに言及すると、都道府県によって利用者が比較的多いところから、利用者がいないところまで利用状況に差がある。参考を示すと、件数の少ない県（宮崎県0件、鹿児島県0件、徳島県2件、青森県8件）と件数の多い県（大阪府412件、愛知県150件、京都府143件、広島県100件）となっている^[3]。

利用が少ない要因としては、(1)サービス利用計画の作成が、障害福祉サービスの支給決定後になっており、利用できるサービスが限定されてしまう、(2)行政側および相談支援事業者側で障害者ケアマネジメントを行う必要性の認識が乏しく、一般的な相談支援のなかで可能な範囲での画一的な対応しか視野に入れていない、(3)サービス支給決定時のほか、サービス利用計画に基づくサービス利用が、ニーズを含めた障害者の実情把握と課題の解消に適合しているかを確認するモニタリングが実施できていない等があり、サービス利用計画作成の支給決定まで至っていない。同時に、サービス利用計画作成費の対象者が限定されている現状があり、今後は対象者の拡大をどう検討していくかが課題として挙げられていた。

4. 新たな相談支援のあり方

2012年4月から、障害福祉サービスの支給決定プロセスが一部見直された背景として、当事者不在の法改正ではなく、障害者や障害者支援従事者等も会議に参画し、その思いや要望を取り入れるため、多くの課題や検討を重ねた経過があった。従来の法制度では支給決定がなされた後に、行政より相談支援事業者に対して、サービス利用計画の作成依頼があり、支給決定の障害福祉サービス内での調整となっており、障害者の実情に合わない現状がみられた。今回の法改正によって、市町村は、支給要否の決定を行うに当たって必要と認められる場合、事業者指定を受けた特定相談支援事業者が作成するサービス利用計画案の提出を障害者または障害児の保護者に対して求め、この計画書を勘案して支給決定に反映させる仕組みとなった。よって、

本人の意に少しでも近づける支援が始まったところである。

上記の支給決定プロセスのほかに、障害者への相談支援事業の枠組みの見直しも図られた。まず、地域相談支援給付費とは、地域移行支援および地域定着支援を指しており、一般相談支援事業者（事業者指定は都道府県知事）が担う。地域移行支援は、施設等に入所中の障害者もしくは精神科病院に入院中の精神障害者に対して、住居の確保や地域における生活に移行する活動に関する相談等を行う。地域定着支援は、居宅において単身等で生活する障害者に対して、障害者と常時、連絡をとれる体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等について相談等を行う。

また、計画相談支援給付費とは、サービス利用支援および継続サービス利用支援を指しており、特定相談支援事業者（事業者指定は市町村長）が担う。従前もケアマネジメントによりサービス利用計画を作成して、自立した生活を支え、課題の解決や適切なサービス利用について支援を行っていたが、サービス利用計画の作成対象者が限定されていた。そこで計画作成対象者を大幅に拡大し、相談支援を強化していくこととなった。サービス利用支援は、サービス利用計画等を作成するサービス利用支援、サービス利用計画やサービス利用状況が適当か検証するモニタリング等を行う継続サービス利用支援を行う（図(1)参照）。相談支援の提供体制の整備が必要なため、2012年度から段階的に実施し、2014年度までにすべての対象者に実施される。

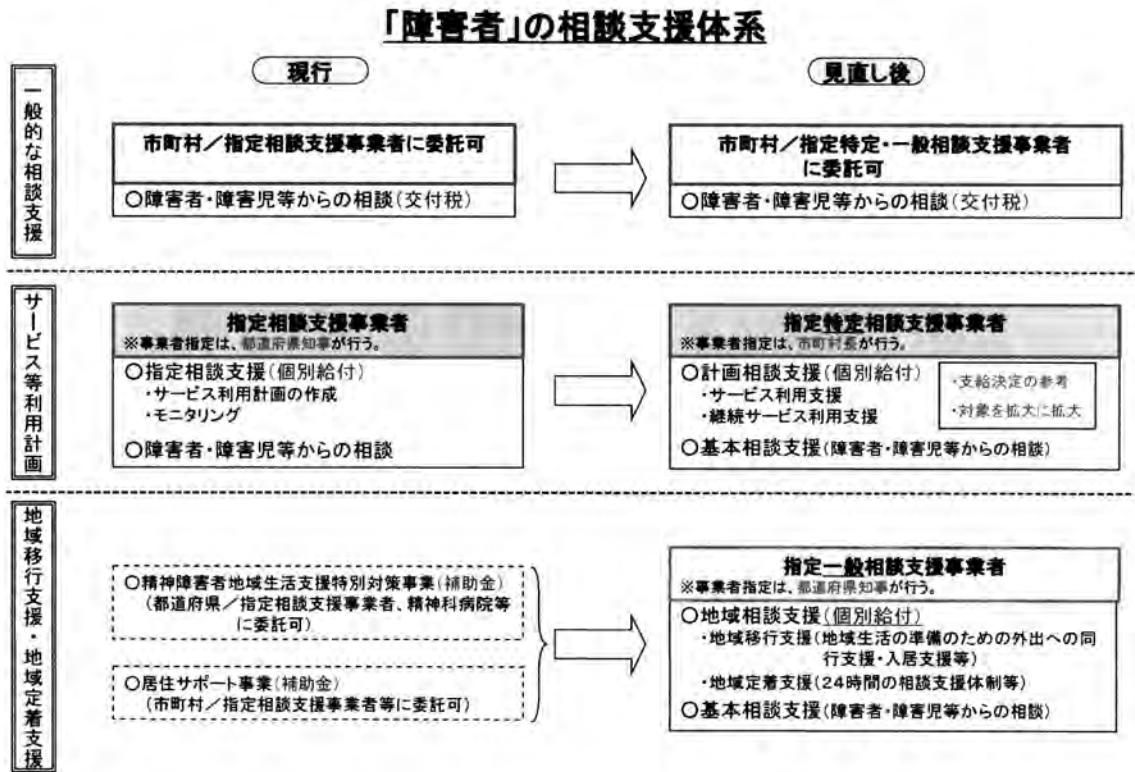
5. 地域で生活する障害者への支援

例えば、障害者入所施設では、24時間365日の生活が保障されているが、ノーマライゼーションの理念が保障している生活の場とリズムは諦めざるを得ない。障害者が地域で暮らすということは、「施設における24時間365日の安心を、地域での24時間365日の安心に置き換えていく取組み」^[4]ともいえる。しかし、障害者入所施設はサービスの範囲と方法がある程度固定していることに対し、地域社会での暮らしは多種多様である。このような多種多様な暮らしを求めていくためには、本人のみならず、周りの環境や社会資源（人的・物質的・心理的・社会的）を本人との相互関係のなかで常に調整し続ける必要がある。

5.1 利用者が置かれている環境

社会福祉分野では、よりよい支援を行うために多く

図1 相談支援体系の現行と見直し



注) 市町村が現行制度において担っている地域生活支援事業の相談支援事業に係る役割についてはこれまでと変更がないことに留意。

引用：厚生労働省「障害保健福祉関係主管課長会議資料」、P85、2011. 10. 31

の角度から支援の可能性を探っていく「多角的視点」との考えがある。多種多様な暮らしを求めていくため、基本的かつ重要な視点だろう。ユクスキュル(J. J. Uexkull)とクリサート(G. Kriszat)が提唱している「環世界という概念」は、生き物が実行できる行為が多いほど環世界で多数の対象者を識別できる。対象化してみれば、同じ世界でも、動物種やおそらく人間でも人によって、その「環世界(もしくは環境世界)」は異なる。「環境」とひとくりに捉えるのではなく、個々の生物ごとに環境を捉える考え方である。例えば、物理的に同一と想定される「居室」という空間一つをとっても、飛び回る虫(小型)にとってのその空間と、寝そべっている犬(中型)にとってのその空間と、食事をしている人(大型)にとっての空間の意味、もしくはその「居室」の構造自体がまったく異なる認識となる。私たちは環境自体や環境によっておこる問題を、

私たちが見ている世界を前提にして捉えがちな、「私たちに見えている世界がすべてではない」との認識に思いを巡らせることが地域で生活する障害者のニーズに沿った支援に結びつくだらう。

5.2 本来こうありたい自分と現状

“本来こうありたい自分と現状”をとらえるため、佐藤光正が提唱した“ミスポジション論”⁽⁶⁾がある。ミスポジションという意味は、本来の場所(ポジション)とは異なることである。それを踏まえれば、ミスポジション論とは、本来こうありたいと思う状態あるいは目標とミスポジションである現状とのズレがあり、自力では解決できないために支援が必要な状況であると認識されている。例えば、障害者が「アパートで一人暮らしがしたい」という希望があった場合に、私たちは「障害のある本人が、一人暮らしをするためには…」

との視点で、ホームヘルプの利用頻度や時間の調整、日中活動は生活介護事業所もしくは地域活動支援センターの通所など、日常生活の安定を図るために、社会福祉の在宅サービスをどう組み合わせるかに重きを置きがちである。この考えのままでは、社会資源が乏しいもしくは皆無の状態となり、支援の限界が来た際、「社会資源が調整できないから地域生活移行は難しい」という言葉のもとに本人の希望がかなわない事態に陥ってしまう。これは、支援者が間違った位置にいて、起こる事態である。こういった事態もミスポジションということになる。

専門員は、“障害があって人がいる”のではなく、“その人らしさ”の次に“障害”があると理解し、ミスポジションにいる状態を本流に戻す役割があり、「この人だったら、どう思うか?」「こんな背景があるのでは?」と考えたり、「〇〇が出来ない」を「〇〇はできる」というネガティブをポジティブ視点に変えるリフレーミング（例 神経質で細かいことを気にする→細かいことにも気を配れる）をしてみたり、整理をしていくにつれ、「障害のある人」から「〇〇をしたい A さん」という視点に変化していくのが実感できる。

5.3 相談支援専門員に求められる資質

今までの経過から障害者ケアマネジメント従事者である専門員に求められている資質について、「オーダーメイド」と「タイムリー」というキーワードを挙げた。

5.3.1 オーダーメイドな支援

まず信頼関係を深めることが今後の支援を左右するといっても過言ではない。そのために、「(1)信頼を勝ち取る」として、「相談を受けてから次の段階に進めない」、「訪問を拒否される」、「障害者からパートナーとして認められない」等の事態に陥らないように、特にコミュニケーションを取りづらい初期段階では細心の注意を払う必要がある。「(2)幅広い知識と技術の習得」として、社会福祉の理念、制度、政策、福祉サービス等についての知識と、実際に相談支援を適切に実施する技術を十分に習得しておく。また、広い知識と技術の習得について細分化すると、相談支援に直結する制度やサービスについて、福祉分野のみならず関連分野についても幅広く理解し、他分野の専門職からのコンサルテーション体制の構築も必要である。「(3)雰囲気づくり」としては、自分の考えを分かりやすく明確に伝えるだけでなく、相手の表情、まなざし、沈黙、場の雰囲気等

のノン・バーバルにも十分注意を払う。相手の気持ちを推察し、協働しやすい雰囲気づくりへの配慮も必要となる。相談支援のあらゆる過程において、障害者の心理・感情面に気を配り、意味を分かち合う能力が求められる。「(4)ニーズという宝探し」としては、不得手に着目するのではなく、得手に着目する観点を大切にし、障害者とともにニーズを探し出すアセスメントの能力が求められる。障害者に関する情報収集の過程を経て、課題を明らかにしてニーズを明確にしていく観点を理解することが大切である。さらに、ニーズの背景となっている要因を分析し、その内容を専門員の知識と技術のフィルターを通し、より良いニーズに整理し、昇華させる意識が求められる。

5.3.2 タイムリーな支援

大島は、「従来型のアプローチでは対応できないニーズと支援を必要とする対象層が存在する」⁽⁶⁾と述べており、その層にこそ即時対応できる有効なアウトリーチが求められる。しかし、専門員が単独で支援するには、物理的・時間的な制約があり、限界があることはいうまでもない。

そこで、「(1)チームワークを形成する」としては、チームを組む一人ひとりが対等な関係のもとに、必要に応じてケア会議の開催等をし、チーム内の合意形成や役割調整を確保する。相談支援の各過程においては、多くの関係者とチームを形成するが、専門員には、このようなチームアプローチを可能とする調整力が求められる。また、専門員は、障害者のニーズを満たし、サービスを包括的に提供する役割とネットワーク形成力も重要である。これらのサービス提供は、フォーマルサービスやインフォーマルサービス等を組み合わせ、支援のネットワークによって可能となる。「(2)地域生活定着支援」としては、障害者の立場で、家族、サービス提供事業者、各種団体、関係機関や行政等と積極的にきっかけを作る能力が求められる。そのためには、人、サービス、情報等の社会資源をタイミングよく障害者と結び付ける能力を高めておく必要がある。「(3)社会資源を使いこなす」としては、障害者のニーズに合った暮らしを提供するため、サービス提供事業者や行政の窓口等に社会資源の改善等を促す働きかけが求められる。また、障害者のニーズを満たすための社会資源が乏しい場合でも、「自分を障害者だったら…」と置きかえて、専門職と障害者との両面の視点から社会資源の開発のためにサービス提供者や行政等関係者に提言

していく。その際は、連携の窓口となる地域自立支援協議会の活用も必要である。

しかし、タイムリーな支援を行う現実問題として「何かあれば駆けつけられる幅」を持たせるため、業務に隙間を作らねばならない。基本は「こちらから出向く」といったスタンスだが、そこに即応できる体制がなければ、支援者の都合による予約制のアウトリーチとなる懸念もある。

6.まとめ

相談支援事業の内容はケアマネジメント業務と想定されている。そのためには、本人の暮らしを知るために生活現場へ出向き、話を聞くことが有効であるため、来所相談だけでなく、アウトリーチにも力を注ぐ必要がある。対応としては、接近困難な障害者に対し、専門員から積極的に働きかけ、支援の必要性を理解してもらい、問題解決に取り組む動機づけの段階から始める。支援させてもらう根拠を明確にし、障害者からの訴えを待つのではなく、専門員が地域や家庭等の生活場面にアウト向き、偏見・差別に苛まれてきたトラウマケアが必要である。障害者と接触したら、専門員から率直に伝えるべきである。

2008年度の障害者保健推進事業「長期入院からの退院者など通所型サービスの利用が困難な障害者に対する地域生活支援の実態把握とモデル形成のための調査研究」では、市町村の障害保健福祉担当課の担当者の実に9割が、通所によるサービス利用が困難な者に対する訪問支援の必要性を感じていることが明らかになっている。また、「保健・医療・福祉のいずれの分野についても、『サービスが必要であるほどサービスが届きにくい』という状況がある。そうした切実なニーズがあるところにサービスを届けるのがアウトリーチである。障害者にとって馴染みある環境のもとで、地域の力を活用しながらケアを提供できる多職種チームによるアウトリーチが普及すれば、地域における生活のなかで専門的サービスと生活支援を受けることができるようになると考えられる。『本人が来なければ何もできない』という現状を変えるために、アウトリーチサービスを提言し、ここでは特に、医療におけるアウトリーチについて提言する」⁷⁾と述べられている。しかし、アウトリーチを行ううえで、訪問時の状況を他の関係者にリアルタイムで伝えることは非常に難しい。特に単独で訪問している場合には、担当専門員のみが状況を把握することになり、生活支援が単調になりやすい傾向が

ある。このような状況下において、その人が求める生活ではなく、支給決定されたサービス内での調整、専門員個人の支援方針のみといった主観的な視点の陥りがちとなる。また、困っている障害者を目の当たりにした場合、早急に期待に応えようと無理な介入を行ってしまう場合もある。

そのようなねじれが生じないように、ACT[®]に代表される障害者に対するアウトリーチ支援の有効性はいくつもの先行研究で報告がなされているが、筆者としては、別の側面である“支援者を支援する体制づくり”の視点を以下に述べる。まず、(1)ケアマネジメントに関する要因として、提供されるサービスの質を高めさせる、(2)自己決定権の要因として、専門員が資源活用に関する実質的な代理権をもたせる、(3)地域社会の状況として、専門員・機関と地域との関係がどの程度構築されたか把握させる、(4)職員に関する要因として、1人の専門員が地域へアウトリーチしても他の職員の業務が回る職員体制が必要であり、社会的孤立状態にある人が必ずいるとの認識と積極的な介入が必要との認識をもたせる。また、上記(4)については、所属機関のバックアップ体制が必要である。専門員は、地域の障害者へ支援していく中で自立支援法が目的とする“地域において自立して日常生活及び社会生活”の理念を念頭におき、支援を行なっている。障害者の主体性を尊重しつつ、家族・友人・地域・医療機関・支援者等との間に立ち、傷病と経済的・心理・社会的諸問題を抱えた障害者が適切に判断し自己決定できるよう、状況把握や問題整理、情報収集・活用を支援し、支援者のみのソーシャルサポートネットワークだけにとどまらず、フォーマル・インフォーマルを網羅した“よりよい生活環境を整えるゆとり”を専門員に持たせることが障害者本人にとっての生活の質を高めることに直結するだろう。

障害者自立支援法等の改正法の一部が2012年4月に施行され、相談支援の充実（①相談支援体制の強化、②支給決定プロセスの見直し等）を中心に論じたが、ソーシャルワークの役割と課題を明確化する継続したアプローチと個別支援の強化を図り、われわれ専門員としての価値・知識・技術・倫理を高め、地域を支える包括的な支援の拡充が必要であろう。障害者が、地域で暮らすために、“10”の力を要するときに“5”の力しかないのであれば、残りの“5”の力は、家族や地域、専門員等で支援していけば、長い時間をかけずに安心した地域生活を送ることができ、地域定着支援

が進んでいく第一歩となるだろう。しかし、“サービス利用計画等を作成するサービス利用支援”と“サービス利用計画やサービス利用状況が適当か検証するモニタリング等を行う継続サービス利用支援”が、平成24年度から段階的に実施し、平成26年度までにすべての対象者に実施される。年々、サービス利用計画の利用対象者が増え続けることはイメージがつくが、訪問先で何をすべきかについて明確な意識とスキルが乏しければ、それに比例して専門員の数や支援の質が高まらず、サービス利用計画が“画餅飢えに充たず”となり、アウトリーチで求められている即応性が薄れてしまう。

本来の相談支援の姿とこれから起こり得る現実に対して、専門員を含めた専門職のみで完結する支援ではなく、どのようにして非専門職である地域住民を巻き込み、地域全体で支える仕組みづくりをしていくかが昨今の鍵と言われている。相談支援の枠組みが劇的に変わり、現場の業務量が増え、支援者および被支援者が手探りのなか、生活している背景が見受けられる。その状況について具体的にどう解決するか、現場の専門員たちとともに、今後1年間の障害者自立支援法改正についての制度上および実務上の流れを確認し、引き続き検討していきたい。

注 記

- (1)厚生労働省「今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会」、2008. 10. 17、P28
- (2)(1)同掲 P28
- (3)厚生労働省「今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会」、2008. 10. 17、P27
- (4)障害者相談支援従事者初任者研修テキスト編集委員会「改訂障害者相談支援従事者初任者研修テキスト」、中央法規出版、2007、P 2
- (5)障害者相談支援従事者初任者研修テキスト編集委員会「改訂障害者相談支援従事者初任者研修テキスト」、中央法規出版、2007、P299
- (6)大島巖「いま、なぜアウトリーチか—対応すべきニーズと対象層、期待される役割、発展可能性—」、星和書店、2011、P 6
- (7)厚生労働省「こころの健康政策構想会議ワーキンググループ報告集—アウトリーチ医療ワーキンググループ—」、2010. 5. 28、P24
- (8)西尾雅明「ACT 入門—精神障害者のための包括型地域生活支援プログラム—」、金剛出版、2004、PP14—PP19

参考文献

- A・J・フランケル、S・Rゲルマン「ケースマネジメントの技術」、金剛出版、2006
- 池淵恵美、精神科臨床サービス編「精神科臨床サービス 第10巻4号」、星和書店、2010
- 池淵恵美、精神科臨床サービス編「精神科臨床サービス 第11巻1号」、星和書店、2011
- 茨木尚子、大熊由紀子、尾上浩二、北野誠一、竹端寛「障害者総合福祉サービス法の展望」、ミネルヴァ書房、2009
- NECST「長期入院からの退院者など通所型サービスの利用が困難な障害者に対する地域生活支援の実態把握とモデル形成のための調査研究」、障害者保健福祉推進事業、2008
- 障害者相談支援従事者初任者研修テキスト編集委員会「改訂障害者相談支援従事者初任者研修テキスト」、中央法規出版、2007
- デイビット P. マクスリー「ケースマネジメント入門」、中央法規出版、1994
- 福祉行政法令研究会「図解入門ビジネス 障害者自立支援法がよくわかる本」、秀和システム、2011
- 成清美治、伊藤葉子「障害者に対する支援と障害者自立支援法」、学文社、2012
- 野中 猛「図説ケアマネジメント」、中央法規出版、1997
- 山崎美貴子、鉄道弘済会編「社会福祉研究 第110号」、鉄道弘済会、2011
- 山手 茂「社会福祉専門職と社会サービス」、相川書房、2003
- ユクスキュル／クリサート、日高敏隆／羽田節子（翻訳）「生物から見た世界」、岩波文庫、2005

アール・ヌーヴォーからアール・デコへー 現代の服飾などに見る癒しについての一考察

A consideration of curing heart of persons in contemporary dresses and their ornaments,culture and art,
through the point of the history from Art·Nouveau to Art·Deco.

片山邦子
Kuniko Katayama

目次

はじめに

1. サイレント・モノクロ映画「アーティスト」が示唆するもの
2. アール・デコの潮流とその行方
 - (1) アール・デコの誕生と復活
 - (2) アール・デコ復活の時代背景

おわりに

はじめに

2012年4月7日、筆者は感動的な映画に出会った。福島市内の映画館「フォーラム」で、日仏協会が主催する試写会で観た「アーティスト」である。それは、21世紀の最新作でありながら、サイレント、モノクロである。この作品は、筆者ばかりでなく、世界中の観客を魅了し、カンヌ映画祭受賞の後、2012年度米アカデミー賞の監督賞、作品賞、主演男優賞、音楽賞、そして衣裳デザイン賞の5部門を受賞し、映画史上に残る傑作となっている。

この「アーティスト」では、時代を1927年と設定している。折しも、映画がサイレントからトーキーに変わる過渡期であり、時代そのものが、「現代」になだれこもうとする激動期であった。美術史・服飾史のうえでは、アール・ヌーヴォーからアール・デコへと大きく潮流が変わる時期でもある。映画「アーティスト」を通して、アール・デコの底流に潜む現代人の癒しについて考察する。

1. サイレント・モノクロ映画「アーティスト」が示唆するもの

1928年、映画が初めて音を出した。スクリーンの中で人が話し、声、物音や音楽が聞こえるトーキーは、映画製作技術の革命的進歩であったが、それから今日まで84年のうちに技術はさらに進歩し、コンピュータの技術も加わって、風景も生物もアクションも、画面に創り出せないものがないといえるうえ、三次元空間を超える3Dも珍しくなくなっているほど、その表現方法・制作技術は頂点を極めつつあるといっても過言ではない。このような状況の中で、とうの昔に捨てられた、サイレント・モノクロの技法で作られた「アーティスト」(写真(1)参照)がなぜ、世界中で絶賛されるのか、その理由は骨董的珍しさではない、4つの理由があると筆者は考える。

その1つは、サイレント・モノクロという、これ以上なくシンプルに制限された表現である。そのために、登場人物とストーリーそのものの情感が豊かに表現され、観客もまた、自らの情感をより豊かにより自



(1)映画「アーティスト」のワンシーン。(上映パンフレットより)

由に飛翔させることができるためであろう。

現代の技術の粋を尽くした映画は、その技法の饒舌さと高度さ故に、表現されるべき情感は飽和状態となり、観客は受け身で映画を見るだけで、自らの情感を内に閉じ込めたままになっていることが考えられる。

2つめは、「アーティスト」の、1927年という時代設定である。この時期は、近代から一気に現代に進む激動期であり、生産技術、交通機関、社会の仕組み、生活様式、建築・美術・服飾・日用品などの様式が一足飛びに進歩と変化を遂げた。人々の情感が時代に追われ、埋もれがちになる中で、人間としての温もり、心の癒しが求められる時代でもあった。1920年代とは違った形で時代の様相が激変する現代においても、温もりと癒しは変わらずに求められている。「アーティスト」は、古い表現形式を取りながら、いま我々が求めてやまないものを、スクリーンを通して、目の前に示してくれるからこそ、世界中の人々の共感を呼び起こすのであろう。

3つめは、そのストーリーである。古い時代に固執して新しい時代に取り残される男と、真直ぐに新しい時代を駆けあがる女のラブストーリーだが、実にわかりやすくシンプルな筋立てであるからこそ、人と人のつながりの大切さがストレートに伝わってくる。また、彼らを取り巻く人々のやさしさも観る者の心を癒す。現代映画には、凝りに凝ったストーリー、高尚な文学作品、難解な前衛作品、推理もの、悲劇、喜劇、S・F、ファンタジー、ホラー、暴力、アクションものなど、観客を飽きさせないための企画や工夫をこらしたものが多いが、実は観客はそれらに飽きて、既に新鮮な感動を忘れてしまっている。でなければ、「アーティスト

ト」のような、単純なハッピーエンドの映画が喝采を浴びる理由が見つからない。人間関係の複雑さと不信任感、孤独感に精神を疲弊させている現代人にとって、「アーティスト」の中で繰り上げられる人間関係は、「自分たちもこうありたい」という人々の憧憬そのものであろう。

日本では、東日本大震災の後、「絆」という言葉がしきりに使われるようになった。これは、今の日本人々が、人と人のシンプルで温かいつながりの大切さ、有難さをあらためて知った証しであると思われる。「アーティスト」は、今の日本人に、その絆の価値を語りかけるものでもある。

4つめは、映画の中に見られる、アール・デコファッションである。「アーティスト」は、アカデミー賞の「衣裳デザイン部門」も受賞しているが、作品中でヒロインはじめ、登場人物の服飾—ドレス、帽子、靴、アクセサリ、バッグ、髪飾り、ヘアスタイル、メイクなどの全てが、1920年代のアール・デコスタイルで緻密に再現されている。

現代の服飾の流行は非常に多様で、1960年代の世界中がミニスカート一色、というような様相を呈することはない。しかし、様々な個性が自由に自己主張する流行の中で、アール・デコスタイルがその存在感をアピールしていることは確かである。アール・デコスタイルは、洗練されたセンスとシンプルで活動的なデザインであるうえに、やさしさと温かさ、いきいきした生命力を感じさせるためであろう。「活動的・やさしさ・温かさ・いきいきした生命力」とは、今日の我々が求めてやまない要素に他ならない。

2・アール・デコの潮流とその行方

(1)アール・デコの誕生と復活

映画「アーティスト」の時代設定は、まさにアール・デコ様式が全盛を極めた時期である。

アール・デコは、パリで誕生し、その発端をアール・ヌーヴォーに置く。1889年のパリ万博を皮切りにアール・ヌーヴォー様式は世界中に広がり、パリ万博は出展者、製作者にとっても作品の価値を世界に問うビッグチャンスでもあった。しかし、1900年に行われたパリ万博で、装飾美術の新傾向に発表の場があまり与えられなかったことに不満を持つ装飾芸術家たちが、1901年、装飾芸術家協会を設立、1915年に初めての国際展を予定していたが、第一次世界大戦のため実現で

きず、大戦終了後の1925年、ようやく国際装飾芸術（アール・デコラティヴ）博覧会を催した。その呼称を源とする「アール・デコ」は、1925年様式ともいわれる。この博覧会には、日本を含む多くの国々が招待された。その影響で、日本では、1925年にあたる大正14年から昭和初期まで、服飾、グラフィックデザイン、建築、家具などにアール・デコ様式が取り入れられ、現存する建築—帝国ホテル「ライト館」、旧朝香宮邸、山の上ホテル、聖路加国際病院などは今なお、その洗練と温もりに満ちた美しい姿を残している。（写真（2）参照）

さて、前述の通り、アール・デコが、本来アール・ヌーヴォーの活動に参加することを目的としていたことを見ると、その表現の源流は、アール・ヌーヴォーの植物と生命体をモチーフとした、有機的・曲線的様式にあるといえるが、アール・デコが実際に活動を広くアピールできるようになった1925年には、時代が激変した。あらゆる表現様式が時代を映すように、アール・デコ様式そのものも大きく変化している。

第一次世界大戦が、まず、女性の服装を変革させている。男が出征したために、女性が社会に出て労働力を補わなければならず、それまで優雅で長かったスカートが、短くなって床を離れ、活動的でシンプルなデザインにとって代わった。

この時期に活躍した服飾デザイナーにマドレーヌ・ヴィオネ、ガブリエル・シャネルがいる。ヴィオネは体を締めつけるコルセットを取り払い、バイアスカットの布地で自由で美しいドレスを生みだしている。またシャネルは、襟とボタン留めのないジャケットとブリーツスカートの組合せによる、洗練された活動的なスーツや、ジャンパー風のジャケットなどの日常着を創っている。「シャネル」のデザインが今日も変わらぬ



(3)アール・デコファッション。左・当時のシャネルの作品、右・当時のファッション画。（左・「アール・デコ建築」、右・「アール・デコファッション」より）

ブランドとして生きているのは、「機能性と優雅さ」という、アール・デコの美意識が、時代を超える普遍性を持っているためであろう。（写真（3）参照）

この頃のデザインには、「少年のようにいきいきした、活動的な」というイメージの「ガルソンヌ風」も流行し、女性のズボン姿も珍しくなくなっている。服飾だけでなく、全てのデザインが機能性を追求したが、その底流にある「人の温もり」を失うことはなかった。

さらに大戦後は、大量生産を可能にする機械と技術、自動車・自動車などの交通機関のめざましい発達、マスメディアの誕生など、時代の変化は加速していった。また、ヨーロッパ—アメリカ間の豪華客船の往来によって、文化・ファッション、才能、技術の交流も盛んになっていった。

1920年代は一口にいうと「スピードと大量生産の時代」とされるが、アール・デコは、その時代を映す新しい様式として世界に広がっていく。中でも、大戦終了後、大量の芸術家、職人がパリからニューヨークに流入したことと、伝統に縛られない自由なアメリカの新天地が舞台となったこともあって、アール・デコはニューヨークを主な拠点として、時代の花を咲かせることとなった。

パリを拠点に、時代を前後して生まれた、アール・ヌーヴォーとアール・デコを比較してみると、前者は、曲線と繊細・華麗な装飾による有機的・情緒的表現を特色とし、ほとんどが優れた職人や芸術家によって手づくりされ、その数も自ずと多くはなかった。従って、これを支えるのは、一部のブルジョアや熱心な愛好家であった。一方、後者は、シンプルな直線、立体、幾何



(2)日本のアール・デコ建築。左・旧朝香宮邸、右・聖路加国際病院。（「NHK 美の壺 アール・デコ建築」より）



(4)アメリカのアール・デコ建築。左・エンパイア・ステートビル、右・クライスラー・ビルの最頂部。(「NHK 美の壺 アール・デコ建築」より)

学的形態を表現の軸とした。アール・ヌーヴォーではその表現媒体がガラス、石、陶器、木や紙、布などに限られていたが、アール・デコは、スチール、クロムメッキ、セルロイド、コンクリートなどにまでその媒体を広げ、大量生産によって、誰にでも享受できる大衆文化を創り出している。ニューヨークに今なお残る、アール・デコ様式の高層ビルの林立は、アール・デコの巨大なエネルギーを物語っている。(写真(4)参照)

1966年、アール・デコ復活の潮流の中で、建築・デザイン批評家であるジウリア・ヴェロネージは、著書「アール・デコ—1925年様式の勝利と没落」を出している。この著作は、70年代前後のアール・デコ様式のリバイバルの中で、最初にこのテーマを取り上げた書物として好評を得た。

この著書の中で、氏は次のように述べている。「いささか先見の明を持って、すでに若い人々がこの装飾様式に寄せているように思われる関心は、ひとつは〈ポップアート〉の刺激を受けた逆説の嗜好に、ひとつは今日の女性モードが20年代の幾何学模様に戻ったことに起因している。当時この幾何学模様は、直線的になったわれわれの若い女性の洋服のうえで、第一次大戦前の、〈アール・ヌーヴォー〉が残した藤や莖にとって代わったところで、ちょうど今日のオブセッシブな新幾何学模様に若い美術家たちの〈オブティカルアート〉の〈匂いがする〉ように、キュビズムや未来派の〈匂いがした〉ものである。ただ、誤解が生じやすいので注意しておかなければならないのは、この幾何学模様やキュビズムの〈匂い〉が、この時期の趣味を構成するさまざまな潮流のひとつにすぎないということである。つまりこれは〈断絶〉の潮流であり、その中にはやがてきたるべき全面的反乱の兆候を垣間見る

こともできた。もうひとつの潮流は、これとは逆に継続の流れであり、前(筆者註・アール・ヌーヴォー様式)の時期の植物様式を〈立体派〉風に変形したものである。当時世にもはやされ、そして現在懐旧的に再考の対象となっているのは、まさにこの流れなのである。」

上記のようにヴェロネージは、アール・デコ様式の復活に見られる二つの潮流—やがて来たるべき全面的反乱の兆候を垣間見る「断絶」の潮流と、アール・ヌーヴォーの植物様式を立体派風に変形した懐旧的「継続」の潮流—を見ている。しかし筆者は、1920年代の発祥時のアール・デコ様式と、70年代前後に復活したアール・デコ様式、21世紀の今日における、映画「アーティスト」に象徴されるアール・デコ様式は単純な「継続」ではないと考える。この様式は、歴史の推移の中で「断絶」に見える空白をくり返しなが、時代が求める時に、新しい形を取って再び表に現われてくる、エネルギーに満ちた「継続」である。そうでなければ、1928年、世界経済を破滅的状况に陥れた大恐慌によって、「消滅」したとされるアール・デコ様式が、70年代前後、現代、と姿を現わし、その度に人々に享受されるはずがない。

「リバイバルは春の夢のように束の間に消え去るだろうが」と氏は述べ、アール・デコ様式の復活は世界中の美術館と歴史にとって、貴重な作品と資料の欠落を埋めるうえでは有益、としながらも、次のようにアール・デコ様式を見直している。「しかしながら、近いにもかかわらず知られることの少ない過去の一時代に対するこの好奇心には、事の事由を把握したいという欲求—今日われわれの家具や日用品に、かかる形態(筆者註・アール・デコ様式)がなぜ採用されているのか、昨日まであのような形態がなぜ君臨していたのか、そしてとりわけ、なぜ形態が別の方向を取らず現在の方向に変化してきたのかという理由を把握したいとする欲求がある」。

西洋美術史研究者で、上記の「アール・デコ—1925年様式の勝利と没落」を邦訳した西澤信彌は、その後書きで次のように述べている。「一旦は抹殺されてしまったかに見えた〈装飾〉が世界中の建築とデザインの実作のうえに再生しはじめたのは、ちょうどめざましいアール・ヌーヴォーの再評価が行われた60年代の現象だった。〈アール・デコ〉リバイバルはこれに引き続いて65年以後生じ、現在(筆者註・1972年)も余波の感じられる現象である。この二つの美術様式の時

ならぬ流行には、商業主義の発動や過ぎし日へのノスタルジアが働いていることは否めない事実である。しかし、〈装飾〉の排除と否定に、近代建築・デザイン史にとって唯一の道程を見出してきた一種の進化論が反省を求められているのも事実である」。

近代建築・デザインが最も美しいものとして追及してきた「無駄の排除による無機的形態」は、実は、人間の心の癒しの排除であり、そのコンセプトこそ長く続くことなく「没落」していくのではないかと筆者は考える。前述のヴェロネージの「アール・デコ」リバイバルの事由に対する問いかけは、まさにこの点に答があると思われる。

(2) アール・デコ復活の時代背景

アール・デコ様式が最初の復活を見せた1960年代～70年代は、ケネディ大統領暗殺、10年間続いたベトナム戦争、世界的ドルショック、世界的石油危機、中東戦争など、動乱と不安の時代であった。日本でも「40年不況」と呼ばれる不況が続き、学生運動が荒廃した先に大量リンチ殺人などを起こした連合赤軍事件があり、先行きが見えない暗い時代だった。

人々がそのような時代に求めたものは、原初的な生命の温もりと心の癒しにほかならない。その欲求が、懐旧のスタイルを取りながら、その時代が人々に与える「圧迫」に向かう「反乱」の潮流であり、新しい世界の表現であったと思われる。

今、映画「アーティスト」に象徴されるように、再び今日の注目される服飾の傾向に、アール・デコの復活が見られる。(写真(5)参照)これは、1960年半ばから70年代に続く、不安の時代の反映と考えられる。今も世界には戦争が続き、経済は不安定さを増し、文化は爛熟に向かっている。2013年には世界人口が70億のピークに達しようとしており、自然破壊と天候の激変も相まって、深刻な食糧危機も危惧されている。工業技術の目覚ましい進歩、大量生産大量消費の一見快適な生活スタイルが確立してしまった陰で、自然はおろか地球そのものの破滅も視野に入れなければならない。また、日本では、2011年の大震災によって東日本が壊滅的な被害を蒙ったうえ、原発事故によって今なお、人々は健康、経済、生活、精神などに大きなダメージを受けている。さらに、世界に例のない速さで進む超高齢社会と少子化の中で、日本の人的エネルギーも人的資源も減少の一途をたどらざるを得ない未来像も突きつけられている。このような状況の中では、合理



(5)現代に蘇るアール・デコファッション。(ヴォーグ・2012年6月号より)

主義のもとですっかり希薄になってしまった、人と人のつながりとその温かさ、そこからたらされる心の癒しが求められる。それは、長い歴史の大波の中で、古くから人々が何度も求めてきた「世界」であるが、今、それはあらためて「新しい世界」というにふさわしいと筆者は考える。

「アーティスト」は、その意味で、新しい世界の象徴ということができる。この作品は、設定年代である1927年当時の緻密な時代考証に従い、服飾はもちろん、風景や建物、家具、生活スタイルなどを正確に再現していることに感嘆させられるが、この映画は、決して懐旧ではない。古い形式を取りながら、いま人々が求める「新しい世界」を表現する、最も新しい映画であると筆者は考える。

この映画は、モノクロだが、実際にはオールカラーで撮り、後に白と黒のトーンに置き換えているという。そのため、昔の白黒の映画のような単調さはなく、微妙な何段階ものハーフトーンが美しく表現されている(従って、映画の中の服飾だけを取り上げても、材質や色まで手にとるように見えてくる)。

その点でも、この映画は、昔風の仮面を付けながら、最新の表現手段を駆使し、「人間の温もりと心の癒し」を求めて大きな螺旋階段を新しい時代に駆け昇って行く我々の姿を表わしていると思われる。

おわりに

世界的ファッション誌「ヴォーグ」で、「ヴォーグ誌に見られた1920年代」という特集記事があり、そこでアール・デコ全盛時代に活躍した、ハリウッドの美女

優・グロリア・スワンソンは次のように述懐している。「1920年代は、ファッションでもマナーでも、非常にエレガントな時代だったと思います。人々は、洗練されたおしゃべりを楽しみ、手紙も何かを伝えるばかりでなく、よろこびを与えるものでした」。

今日、人々のコミュニケーションの手段は、携帯やパソコンにとって代わり、生身の人間同士でなく、ネット上での関わり合いも日常事となり、それに伴うネット犯罪も多くなっている。ゲームで仮想現実の中で生きる若者も増え、社会生活に適応できず、鬱病にかかる人も激増しているという。上記のグロリア・スワンソンの言葉は、はるかな時を経て、アール・デコ時代の精神の核を語りかけ、「アーティスト」の美しい映像と重なりながら、人と人との温かなつながりとそこから得られる心の癒しの価値を、あらためて我々に示してくれている。

今後も、時代を映す表現を通して、現代人にとっての「癒し」とは何か、それはどのような形で得ることができるのか、服飾・美術・芸術表現を軸に考察していきたいと考えている。

最後に、話題沸騰の「アーティスト」のフィルムの配給を受けることが非常に困難とされる中、ご苦勞の末、上映を実現され、作品について懇切な解説を下された、「フォーラム」支配人・阿部泰宏氏、貴重な試写会にお招き下さった、日仏協会専務理事・石川一十三氏はじめご協力いただいた方々に、あらためて感謝申し上げます。

〈参考文献・引用〉

「アーティスト」上映パンフレット、ギャガ、東京、2012年4月7日。

石山 彰、ファッションプレート全集 アール・ヌーヴォー アール・デコ、文化出版局、東京、2005。

NHK 美の壺 アール・デコの建築、日本放送出版協会、東京、2008。

大石 尚、アール・デコファッション、織研新聞社、東京、2010。

片山邦子、現代の服飾に蘇るアール・ヌーヴォーの精神と現代人の癒しについての一考察、福島学院大学、福島、2011。

季刊 装飾デザイン10、(引用・22)、学習研究社、東京、1984。

検証 政治と経済現代史年表、アルキテクス、福島、2005。

ジウリア・ヴェロネージ、アール・デコ〈1925年様式の勝利と没落〉、西澤信彌訳、(引用P・11～12、P・214) 美術出版社、東京、1966著作・1972邦訳。

昭和史、毎日新聞社、東京、1995。

菅原珠子／佐々井啓、西洋服飾史、朝倉書店、東京、1985。

装道4月号、装道会、東京、2012年。

丹野 郁、西洋服飾史増訂版、東京堂版、東京、1999。

フィリップ・B・メグズ、グラフィック・デザイン全史、藤田治彦訳、淡交社、東京、1996。

VOGUE JAPAN、コンデナスト・パブリケーションズ・ジャパン、東京、2011～2012 11月号～6月号。

夢吉のアール・デコきもの、エツ・デイ、福岡、2010。

吉田鋼市、アール・デコ建築 グローバル・モダンの力と誇り、河出書房新社、東京、2010。

教育実習（母園実習）の現状と今後の課題

～母園実習の賛否をめぐって～

The Present Condition and Future Issues of Internship at Kindergartens
 ~The pros and cons of internship at kindergartens from which students graduated~

鈴木 智子、藤村 透子、長島 輝子

Tomoko Suzuki, Michiko Fujimura, Teruko Nagashima

目次

1. はじめに
2. 幼稚園実習終了者数と卒園先（母園）での実習生の比率
3. 母園実習と母園外実習の評価の比較
4. 実習先の調査結果
5. 学生の評価点について（母園 VS 母園以外）
6. 母園実習の現状と今後（電話アンケート）
7. 今後の課題（まとめ）

1. はじめに

文部科学省中央教育審議会初等中等教育分科会によると、以前より教育実習の改善・充実が課題とされてきており昨年23年度においても教職課程認定大学実地視察が全国的に実施された。全体として多くの大学の教職課程は、教育職員免許法、教育職員免許法施行規則及び教育課程認定基準を満たしているとの見解であった。なお、結果については、下記に記載。（下記参照）

教職課程認定大学実地視察、教育実習の取組状況について

- 1) 教育実習については、教育実習先の確保にあたり、地元教育委員会・学校や附属学校等と連携・協力をしている大学や、学生が最低限の知識技能を有していることを確認した上で実習に送り出しているような取組を行っている大学が見られた。
- 2) 一方で、実習校の選定にあたって、依然として、大学として実習校の確保を全く行わず、母校実習を原則としているような大学もあった。
- 3) 母校実習については、中教審答申で、「大学側の対応や評価の客観性の確保等の点で課題も指摘される

ことから、できるだけ避ける方向で、見直しを行うことが適当である。」と提言されているところである。

- 4) 教育実習の実施にあたっては、課程認定大学は、教育実習の全般にわたり、学校や教育委員会と連携しながら、責任を持って指導に当たることが求められること、大学による教育実習指導体制や評価の客観性の観点から、可能な限り大学が所在する近隣において実習先を確保し、学生が出身地の学校への就職を希望する等により、遠隔地における教育実習を行う場合においても、大学が、実習先の学校と連携し教育実習に関わる体制を構築するとともに、公正な評価となるように努めることなど、中教審答申に即して指摘した。
- 5) 教職課程については、平成22年度から「教職実践演習」が教職課程の総まとめの科目として導入され、また、免許状を取得しようとする者に対する教職指導の努力義務が定められたことにより、今後はより一層、教職を志す学生が体系的に教職課程を履修することが求められている。また、課程認定の際には、教職課程を置く学科等の目的・性格と免許状との相

当関係について、より厳密に審査を行うこととしている。

- 6) 現在、中央教育審議会において、教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について検討を行っているところであるが、平成23年1月に出された審議経過報告では、「課程認定審査や設置審査をより厳格化すると同時に、質保証を担保する新たな事後評価システムの構築を検討し、教員養成の質の保証を図る必要がある。」と提言されている。
- 7) 今回、教職課程実地視察を受けた大学の中には、実地視察への準備を通じて、教員養成の現状、カリキュラム・各科目の現状等について評価・分析をし、十分実施できている点、課題・改善点及び今後の検討課題の洗い出しを行うなど、自大学の教員養成の在り方の自己検証・改善方策の検討の契機とした大学もあった。
本部会としては、このように、教職課程実地視察が各課程認定大学における教員養成の質的水準の向上の契機となるような仕組みとしていくことが重要と考えている。
- 8) 一方、教職課程に係る各種改革が進められている中で、各課程認定大学が、自ら、法令や認定基準に照らして教職課程を適切に運営することは、教員養成を担う大学の当然の責務であり、社会に対する最低限の約束であることを、全ての課程認定大学が十分に認識することが必要である。
- 9) 各課程認定大学においては、学長及び各学部長はもとより、教職課程に関係する担当教員・担当職員全員が、自的に各種答申で提言されている内容を再度確認し、教職課程の改善を不断に行い、責任を持った教職指導体制を構築することを強く望みたい。
- 10) 今年度の視察の対象とならなかった大学も含め、全ての課程認定大学が、本実地視察報告書の指摘内容を理解し、教職課程の質的水準の維持と向上を図るための取組を進めていくことを期待する。

以上10項目が教職課程認定大学実地視察教育実習取り組み状況である。年々教育の現場では勿論の事、豊かな人材の育成及び教育者を求めているのが実情であり、今回の母校実習（母園実習）を中教審において項目3で言われているいわゆる母園実習を避けるべきの提言が果たして望ましいのかどうか以下の資料をもとに養成校としての今後の方向性を明確化することが必要である。なお、一般大学・学部については、できる

だけ同一都道府県内をはじめとする近隣の学校において実習を行うこととしている。一方、学生が自らが教職に就くことを希望する出身地の学校で教育実習を行うことは、早い段階から地域の教育等を知る上で意義があることから、このような積極的な理由で、母校をはじめとする出身地の学校で実習を行う場合については、柔軟に対応することが適当であると記されている。ただし、このような場合でも、大学と実習校とが遠隔教育的な方法を工夫して連携指導を行うなど、大学が教育実習に関わる体制を構築するとともに、実習校側も適切な評価に努めることが必要であるとされている。

本学の過去3年間の母園実習（幼稚園教育実習）の実態を調査し現状を把握し、幼稚園教諭養成校として母園実習（幼稚園教育実習）の見直しを行うことが適当であるのだろうか。

そこで本学における教育実習の実態（1.幼稚園実習終了者数の現状・母園における実習生の割合、2.母園における実習評価の見解）及び就職との関連性については、私立幼稚園に就職をした学生の実習先の追跡及び実習先に就職をした学生の評価点について母園と母園外での比較を実施する。

また母園である実習先に電話での聴き取り調査を行い、母園の現状と今後の方針を把握し全統計から今後の幼稚園教育実習の母園実習が文部科学省の言うとおりに避けるべきであるかどうかを考察することが目的である。

2. 幼稚園実習終了者数と卒園先（母園）での実習生の比率

過去3年間における本学の短期大学部保育科第一部・第二部の幼稚園実習終了者数は表1のとおりである。学生数の推移はH21年度保育科第二部データ不明を除いては終了人数の変化は見られず、本学では過去2年間において年平均200名の学生が幼稚園実習を終了しており計569名の学生が3年間で実習を終了している。

では、母園実習生の割合について見てみると全体の40.6%の学生（231名）が母園での実習であり、59.4%の学生（338名）が母園以外であるという結果が過去3年間においては、言える事である。

3. 母園実習と母園外実習の評価の比較

さて、気になるところが実習評価点の比較であるが表2の結果から母園実習生と母園実習以外の学生の評価点では有意差は認められなかった。

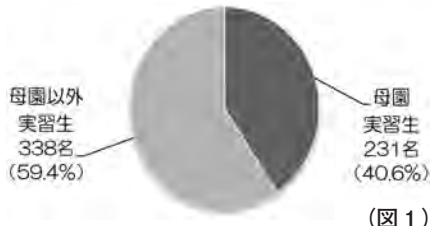
過去3年間における現状調査

(1)幼稚園実習終了者数 (表1)

所属	卒業年度			計
	H21	H22	H23	
保育科第一部	161名	172名	178名	511名
保育科第二部	-	33名	25名	58名
計	161名	205名	203名	569名

*平成21年度保育科第二部実習生は卒業先が不明のため対象から除外した

(2)全学生における母園実習生の割合



母園実習生平均点76.3点(標準偏差9.4)、母園実習以外実習生平均点76.1(標準偏差9.3)である。このことから、母園で実習したことによる評価点の有意差は本学の母園実習では認められない結果であった。

4. 実習先の調査結果

私立幼稚園で実習をした学生がそのまま就職につながっているのであろうか。図2を参照してみると過去3年間で私立幼稚園への就職者は87名でありその内、実習先に就職している学生は全体の17.2%の15名であった。また実習先以外への就職者は82.8%で72名であった。このことから実際に教育実習がそのまま就職につながるケースは全体の17.2%に過ぎない事が結果として表れている。

5. 学生の評価点について(母園 VS 母園以外)

図2で実習先に就職をした学生15名の評価点について母園と母園以外で比較してみると(表3)に表示した通り母園実習が就職につながったケースは全体で過去3年間8名、そして母園以外の実習では7名という数字になっているが、評価点の有意差はあるのだろうか。

(3)実習評価点の比較について(母園 VS 母園以外)

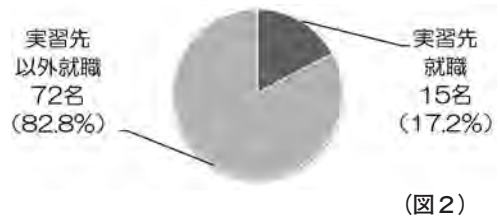
(表2)

	平均点	±	標準偏差
母園実習生 (231名)	76.3	±	9.4
母園以外実習生 (338名)	76.1	±	9.3

※対応のないt検定を適用。統計的有意水準は5%とした。

その結果、有意差は認められなかった。

4)私立幼稚園に就職をした学生の実習先調査結果について



5)実習先に就職をした学生の評価点について

(表3) (母園 VS 母園以外)

	平均点	±	標準偏差
母園実習 (8名)	80.8	±	5.2
母園以外実習 (7名)	87.6	±	8.4

※対応のないt検定を適用。統計的有意水準は5%とした。

その結果、有意差は認められなかった。

か。実習先に就職をした学生のうち、実習先が母園であった場合の評価点は80.8点(標準偏差5.2)であり実習先が母園でない場合の学生の評価点が87.6点であることから母園実習が学生に与える評価点の有意差は認められない。

6. 母園実習の現状と今後（電話アンケート）

【卒園児を受け入れている実習先の状況】

実習先への電話アンケート内容（母園実習89園）

1. 教育実習（幼稚園実習）の受け入れについて。

- ・卒園生のみを受け入れである
- ・両方を受け入れている
- ・卒園生優先である

2. その理由はなぜか。

3. 今後の方針はどのように考えているか。

以上の3項目について調査をする。

※平成21年度～23年度母園実習実施89園中、連絡が取れなかった12園を除き、77園での結果である。

②その理由

1) 卒園生のみを受け入れである（3園）

- ・今までその方針でやってきたので今後も同様である。
- ・地元で実習を行うということで、自然の流れにより卒園児を受け入れる事になっている。
- ・卒園生の成長を見ることができると共に、幼稚園の教育方針や施設等よく理解しているため、より詳細に高度な実習指導を展開できるため。

2) 卒園生にこだわらない（62園）

- ・希望する学生すべてが対象である。但し、受け入れ人数に限りがあるため先着順で受け入れをしている。
- ・さまざまな学生が実習へ来てくれると、幼稚園側も大変勉強になり活性化される。
- ・地域の養成校の学生を主に受け入れている。
- ・幼稚園教諭の養成のために協力するという考えのもと、卒園生にこだわらない。

3) 状況によっては、卒園生を優先（12園）

- ・希望者が多数の場合、卒園生を優先する。
- ・忙しい時期でもきちんと対応・指導できる人数を考慮し、卒園生から引き受けていくこともある。

③今後の方針

1) の場合は、今後も卒園生を中心に受け入れていく。

2) の場合は、今後も希望する学生を受け入れていく。養成校の依頼に即して進めて行きたい。

3) の場合は、今まで通り、実習希望者が多い場合は、卒園生を優先していく。

①受け入れ状況（表4）

地域	卒園児のみ	両方	卒園児優先	備 考
福島県 中通り	1	40	3	
浜通り	1	3	1	H23. 3. 11東日本大震災により廃園等で連絡がとれなかった幼稚園：3園
会 津	1	4	2	
宮城県	0	4	5	H. 3. 11東日本大震災により廃園等で連絡がとれなかった幼稚園：8園
山形県	0	7	1	
岩手県	0	4	0	
合 計	3 (4.0%)	62 (80.5%)	12 (15.5%)	

*その他の意見

- 感情的な思いで言えば、卒園生が実習に来ることは大変嬉しいが、評価は公平に厳しく行っているとの話があった。
- 幼稚園教諭養成のためには、保育の現場では協力を惜しまないとの意見も多かった。
- 実習受け入れを積極的に協力していきたいが、平成24年度は、昨年の東日本大震災による原発事故の影響により、園児数激減から保育者も少なく学生指導が不可となり、実習生受け入れ事態が難しい状態であるとの現状の幼稚園もあった。

7. 今後の課題（まとめ）

今回の教育実習（母園実習）の現状においては、前述のとおりであるが、母校実習については、中教審答申で、「大学側の対応や評価の客観性の確保等の点で課題も指摘されることから、できるだけ避ける方向で、見直しを行うことが適当である。」と提言されているところであるが、本学の場合図1～2、表1～4の結果の考察においても、母園実習が現段階で見直しを行う現状とは分析されない事が明確である。

本学における過去3年間の全学生における幼稚園実習終了者数と卒園先（母園）での実習生の割合については母園以外の約6割であり大半の学生が母園以外で実習していることになる訳である。この段階で本学では母園での実習者が母園以外での実習者よりも少ない事になる。つまり学生の全員が必ずしも幼稚園が卒園先でなく保育所が卒園先となっている場合もあり、幼稚園が小学校・中学校などの義務教育ではないことから考慮し、全員が幼稚園の卒園生であれば問題であるが保育所という選択肢もある訳であり教育実習（母園実習）において見直しを行う必要はこの数字からは考えられない。

次に卒園先（母園）での実習評価の現状と実習先（母園）でない園での実習生の評価の比較による考察であるが、母園実習生の評点の平均が76.3点、母園以外の実習生76.1点と有意差が認められずこの段階においても評価点が母園実習において母園以外との比較で問題ない結果であり、母園実習の見直しが必要でないことになる。文部科学省中教審で言っている評価の客観性の確保については十分確保されていることになる

また、私立幼稚園に就職をした学生の実習先調査結果については私立幼稚園で実習をした学生が実習先に就職しているケースは17.2%であり、この結果から言

えることは母園実習をした学生の約2割が就職に繋がっているということであり母園実習が就職に繋がるという結果が母園実習の必要性を明確化している。

実習先への電話による調査の中で卒園生のみを受け入れる園は、少数意見であったが、卒園生の成長を見ることができると共に、幼稚園の教育方針や施設等よく理解しているため、より詳細に高度な実習指導を展開できるためという意見が大変興味深かった。高度な実習指導ができ、より質の高い幼稚園教諭の育成に繋がれば必要不可欠である。

中教審において、「学生自らが教職に就くことを希望する出身地の学校で教育実習を行うことは、早い段階から地域の教育等を知る上で意義があることから、このような積極的な理由で、母校をはじめとする出身地の学校で実習を行う場合については、柔軟に対応することが適当である。」と記されている。大学と実習校とが遠隔教育的な方法を工夫して連携指導を行うなど、大学が教育実習に関わる体制を構築するとともに、実習校側も適切な評価に努めることが必要であるとされているのである。小学校、中学校の教育実習とは異なり現在の幼児を取り巻く環境において家庭の教育力の低下等様々な問題が浮上している。

子どもは信頼する大人の影響を受ける存在であり、幼児期には、信頼する大人、特に保護者の影響を強く受ける。そのため、保護者が安定した気持ちで幼児を育てていくことは、幼児の健やかな成長にとってとても重要なことである。また、幼児が意欲をもって積極的に周囲の環境にかかわっていくこと、すなわち、主体的に活動を展開することが幼児期の教育の前提である。

そのためには、保護者との温かなつながりに支えられて幼児の心が安定していなければならない。しかし近年、都市化、核家族化、少子化、情報化などの社会状況が変化する中で、子どもにどのようにかかわっていけばよいのか悩んだり、孤立感を募らせる保護者の増加などといった様々な状況が指摘されている。保護者の子育てに対する不安やストレスを解消し、その喜びや生きがいを取り戻して、子どものより良い育ちを実現する方向となるよう子育ての支援を行うことが大切である。幼稚園は、幼児の家庭や地域での生活を含めた生活全体を豊かにし、健やかな成長を確保していくため、地域の実態や保護者及び地域の人々の要請などを踏まえ、地域における幼児期の教育のセンターとしてその施設や機能を開放し、子育ての支援に努めて

いく必要がある。(幼稚園教育要領第3章第2 2 子育ての支援を参照)とあり地域がいかに幼児の育ちや子育ての支援に大切かが問題視されている昨今である。学生が地元で就職を希望する場合には、大学側は特に母園実習に力を注ぎ学生が今まで以上に地域を知り、地域の子育て事情を学び実習に取り組む事が出来たならば子育て支援という大きな課題を実習の段階から学ぶ大きなチャンスであり、これこそ子育て支援に繋がり地域の子育ての一助になり学生が実習生の段階から子育て支援の意識と専門性を高めることになる。

以上のことから母校実習(母園実習)は幼稚園教育実習においては避けるべきではなくむしろ望ましいとの見解に至った。

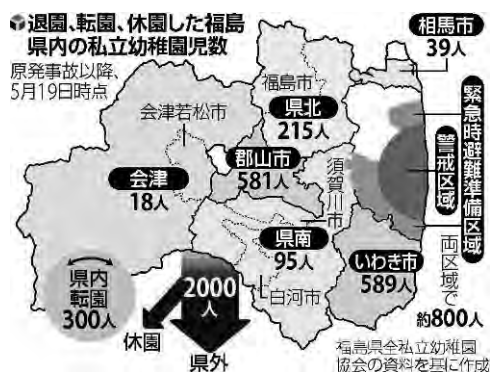
文部科学省での母校実習を避ける方向での見直しについては、より良い幼稚園教諭の育成を目指している本学の教育実習において、疑問視されていた教育実習では躊躇することなく特に学生が地元での母園実習を望み就職を地元で考えている場合、大学としては今まで以上に実習指導を強化し教育実習が就職へと繋がるような学生の指導へと繋げていきたい。

東日本大震災の影響により、福島県の幼児数の激減(県外等避難により)で、母園実習を避け、例えば本学近隣の幼稚園で実習を行うと仮定した場合、今まで同様の受け入れ人数確保は不可能に近いと予想される。(図3)

また、福島県の場合、福島原発の影響から就学前の乳幼児の数が予想をはるかに超えて県外への流出となっている現状を踏まえ園児数の減少、つまりそれに伴う幼稚園教諭の削減、クラスの減少等、特に本学近隣の福島市内での実習先の確保は難しい現実となることは既に予測される。そればかりか、私立幼稚園の存続経営にも大きな影響を及ぼしているのが現状である。

本学で母園実習を避ける方向で実習を行った場合、大きな課題となり実習先の確保に困難を来すことになる。東日本大震災の平成23年も含めたデータにより分析した結果であり福島県の場合においては、母園実習を避ける事は当面必要ないのが現実であると分析する。

本学の学則第1条では「教育基本法、学校教育法、および創立者の『真心こそすべてのすべて』という信念に則り、専門の学芸を教授し、職業又は實際生活に必要な能力を育成する教育を行うとともに、総合的な判断力と豊かな人間性を涵養する教育を実施し、併せて地域社会の向上に寄与することを目的とする」と謳っており真の「真心」を備えた学生を育成することが、



(図3)

建学の精神であり今まさに、その原点こそが、真の教育であると確信する。

東日本大震災後1年5か月が経過しているが幼児教育においては、県内において大きな課題がこれから現実となってくるであろう。

幼稚園教諭養成校である本学が、これからの福島県の復興に向け、次代の福島未来を担うこともたちの幼児教育に携わる人材を育成していく重要な責任を果たす役割となり今まで以上にその責務は大であろう。

今後も幼稚園教諭養成校として、県内の幼児教育の中核的存在としてより良い人材の育成に寄与していきたいと願う。

参考文献

- 福島学院大学短期大学部保育科実習指導室(2009～2011) 教育実習評価表 保育科第一部、第二部
- 福島学院大学キャリア支援室(2009～2011) 私立幼稚園就職状況
- 文部科学省 幼稚園教育要領(第3章第2 2 子育ての支援)
- 文部科学省 平成23年度教職課程認定大学実地視察について 教育実習の取組状況～中央教育審議会初等中等教育分科会 教員養成部会～
- 読売新聞朝刊(2011・8・3) 園児2000人が退園へ 福島私立幼稚園

附属幼稚園基本実習生の合格率推移に関する一考察 ～事前指導強化との関係性について～

One Consideration about the Success Ratio Change of Students' Basic
Training at University-Affiliated Kindergarten

Relationship between increasing-decreasing success ratio and prior instruction for
nursery course students

長久保 和 子
Kazuko Nagakubo

目 次

はじめに

1. 基本実習の概要

2. 評価について

3. 考 察

結 び

はじめに

本学における附属幼稚園での基本実習とは、学外実習に進むための「基礎基本」を養うことを目的としたものである。言い換えれば、附属幼稚園という保育現場へ実際に入り、社会性と専門的知識を体験しながら学んでいく実践の授業を行っているのである。福島学院大学という「名前」を背負って学外実習に進むため、背負えるだけの意思と覚悟を十分に表現できなければ「不合格」という結果にもなりかねない。不合格者は年々増加し、平成22年度には、2ケタの学生が不合格者という状況になった。そのことについては、後述する。不合格の理由は、学生それぞれ様々であった。本稿では不合格者に重点を置き、この現状をどのように打破し、平成23年度の合格者数がどのように変化をしていったか、事前指導と基本実習のカリキュラムを盛り込みながら比較・検討を行う。

本稿内容は「1. 基本実習の概要」「2. 評価について」「3. 考察」に分け比較・検討している。

今回は基本実習の概要について、分かりやすく要約することから始める。また、平成23年度から新たに導入した事前指導内容についても触れ、強化された内容がいかに不合格者減少に反映されているかを検討して

いる。統計は、保育科第一部生における平成18年度から平成23年度までの過去6年間の基本実習不合格者数と、平成22年度と平成23年度の実習生における不合格理由について調査した。

これらの事実と数字の検証をもとに、基本実習の合格がどのように変化したのかを、客観的に分析していきたい。

1. 基本実習の概要

ここでは、まず基本実習の概要を簡単に説明したい。基本実習への認識が無ければ、不合格の経緯も改善点の反映も立証できないからである。学生にとっては「人生初めての実習」となり、また、先輩からの話や噂に翻弄され、学生の「緊張感」は、半端でないものであることは、言うまでもない。はりつめた精神状態と極限状態、といえは大袈裟かとは思いますが、学生にとっての唯一の救いは「子どもたち」なのである。子どもの愛くるしさ、感性、笑顔、何気ないつぶやき…といった、まさに「天使」のような存在に癒されながら、学生は5日間を過ごすのである。そのように実習は「子どもを知る」貴重な体験なのである。そして、感性豊かな学生たちは、子どもへの発見・感動・驚きを心で

感じ、大学の授業で得た知識と照らし合わせながら、自分なりの幼児理解を習得し、自分なりの保育観を再考していくのである。実習はこの積み重ねであり、その保育観の形成はプロになっても続いていくのである。

保育にマニュアルはない。答えはすべて自分、つまり内面にある。いわゆる「保育に終わりはない」ということである。実習はいわば今までの自分自身と対面する行為でもある。それらを、5日間かけて、学生に実体験を通しながら伝えていくことが基本実習であると確信している。

時には、日誌が書けない、注意されてばかりいる、行きたくない、やりたくない…といった弱い自分に直面することもあるだろう。しかし、そのような自分を受容し自分を好きになる勇気が持てるかが、実習では試されるのである。自分を好きになれない人に、他者、つまり子どもを愛することができるというのか。実習はすべて自分次第なのである。誰かの助けを待つのではなく、自分から動き、行動をおこさなければならない。

とは言っても、上記にもあるよう、実習は実践の「授業」であり「教育プログラム」であるため、実習の現場で学生を「野放し」にするということでは決してない。学生が抱く緊張感や不安感といったネガティブな感情をどのように切り替えさせ、自分がますます好きになれるよう、つまり自信が持てるように、そして自分から「やってみたい、楽しい！」と思えるようなカリキュラムにし、学生自身の体験をとおして考えさせていくか、つまり伝え導くかが、実習の大きな鍵となる。

特に基本実習は、先に伝えたように人生初めてのことであり、全ての物事が今後の「基準」となり、学生の脳裏にインプットされてしまうことは言うまでもない。学生の夢を指導者のたった一言で、壊してしまうことのないよう肝に銘じて伝えることが臨まれよう。だからこそ、学生本人の誤解に繋がらないよう体で覚えていくことが実習の基本となる。

自分で信じたこと・感じ得たことには、揺るぎない自信が生まれよう。

実習の目的とは「実践を通して生きたものとして身につけていくこと⁽¹⁾」である。実践とは「幼児の施設という現場や、職場という社会に入る」ということである。生きたものとは経験のことである。いわば「幼児の施設・職場に入ることを通して、経験として身につけていく」ことが実習の目的である。実習の意義とは

「自己変革の努力を始める体験を得ること⁽²⁾」である。自己変革とは自分が変わるということであり、いわば「自分が変わるための努力を惜しまず、体験をたくさん得る」ことが意義であろう。これらを土台にして基本実習を進めていく。

基本実習では観察を重点的に、学外実習では総合的に様々なことを経験し、2年間という短期間の中で「専門性と社会性、つまりは技術力と即戦力」を武器にいわゆるプロとして世に出ることが、理想的な形である。

よって、基本実習では「観察実習」に重きを置いて活動している。なぜ見ることが大事なのか、保育の基本は「観察」だからである。観察を通して子どもを見る力を養い、幼児理解の基礎を学ぶ。

また、観察を通して、時には保育者の仕事を手伝い（参加活動）ながら、保育技術のノウハウを身につける。つまり、見よう見まねで学んでいくことである。勿論、それも「観察力」がなければ、出来ないことなのである。観察力を高め、幼児理解と保育技術の基礎をつかむことが、専門性の土台となる。

また、附属幼稚園という職場に勤務し、社会人としての適切な勤務態度やコミュニケーション能力など、世の中で生きていく術を習得することも目的としており、それらは、短期間で身につけば身につくほど、即戦力となり、職場で重宝されるであろう。どのような職場であっても、マナーや礼儀を心得た若くてやる気のある人材は、大事にされるのである。

保育科第一部の学生は、1年次の6月～翌年の3月の間に基本実習を行う。入学してすぐ（平成23年度は5月に行われた）に、全クラス合同でオリエンテーションを行い、いわゆる初回の事前指導を受ける。その後、事前指導の段階をふんで、Aクラス（第1班）から12名編成で順次、5日間の附属幼稚園での実習を行うこととなる。実習が終了すれば、評価伝達など2度に渡り、事後指導を受ける。5日間の全日程は、以下のような内容で行っている（表1“全日カリキュラム内容”参照）。

時間的割合から見ても、観察と書く時間（日誌整理など）の時間が実習時間の多くを占めていることが分かる（図1、2、3、4、5“活動予定表から見る活動ごとの時間配分”参照）。

これらは、年々「日誌が書けない」「極度の緊張感で自分の持ち味を表現できない」「体調管理が難しい」学生が増加していることや、理由については後述するが不合格者数の増加に伴い、観察の時間をやや減らし、

表1 全日カリキュラム内容(表2-①“平成23年度 福島学院大学附属幼稚園基本実習期間における活動予定表”参照)

時間	原則として8時00分～16時30分(計8時間30分)	
配当クラス	附属幼稚園は、3・4・5歳児の3年保育であり、1学年2クラスの計6クラス設置されている。実習生は1クラス2名体制で実習を行う。	
第1日目	<ul style="list-style-type: none"> ○自己紹介をする(自分の長所や実習への抱負について) [0.75時間] ○講義を聞く(実習の目的と意義・基本実習の目標と実習生の心構え・観察の仕方と参加の意義・環境・実習日誌の書き方について) [約4時間] ○見学する(保育施設〈カーサ・ファミリア〉) [0.5時間] ○技術演習について話を聞く(留意点・準備物など) [0.5時間] <p>技術演習…子どもたちの前で約5分間、自分の好きな話を自分の選んだ演目(紙芝居・エブロンシアター・ペープサート・ピアノ)で演じることである。保育中に行い、保育の一端を担任教諭の代わりに担うこととなる。「評価」を、担任教諭からいただくことになっている。学外実習で言うところの「部分実習」である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○環境を構成する [0.75時間] ○日誌を書く [約1時間] 	
第2日目	<ul style="list-style-type: none"> ○個別観察をする(配当クラスにて、対象児を見る) [3時間] ○講義を聞く(個別観察記録の書き方について) [1時間] ○環境を構成する [1時間] ○日誌を書く [約3時間] 	
第3日目	<ul style="list-style-type: none"> ○全体観察をする(配当クラスにて、目的を決めて見る) [3時間] ○環境を構成する [1時間] ○講義を聞く(幼児教育・保育者の役割について) [1.5時間] ○保育準備の手伝いをする [1時間] ○現場教諭と話す(個別観察記録をもとに「考察」について、保育者から助言や指導をいただく) [0.5時間] ○日誌を書く [1時間] 	
第4日目	<ul style="list-style-type: none"> ○全体観察をする [4.25時間] ○6名の実習生が技術演習をする [0.13時間] ○講義を聞く(指導計画の意義) [0.5時間] ○環境を構成する [1時間] ○日誌を書く [2時間] 	
第5日目	<ul style="list-style-type: none"> ○講義を聞く(日案の書き方・最終日誌提出の確認) [約1時間] ○園長講話を聞く(園長先生から質疑応答形式で講話をいただく) [約1時間] ○6名の実習生が技術演習をする [0.13時間] ○指導計画案を書く(→適宜合間を見て、技術演習の反省などに30分程度要することもある) [4時間] ○環境を構成する [1時間] ○日誌を書く [0.5時間] 	

その分を日誌整理や協議など「書く」「話し合う」時間に費やすこと、また、実習時間の検討を試みたり、基本実習の日誌様式を変更(学外実習で使用する様式とほぼ同様の内容とする)したりと、平成23年度から、学生の不安要素を軽減するためのカリキュラムとなる

よう柔軟に対応している。参考までに平成22年度のカリキュラム内容を挙げるが、第1日目、第2日目に「講義」「演習」「日誌整理」の時間が、平成23年度のカリキュラムでは多くなっていることが分かる。(表2-②“平成22年度 福島学院大学附属幼稚園基本実習期間

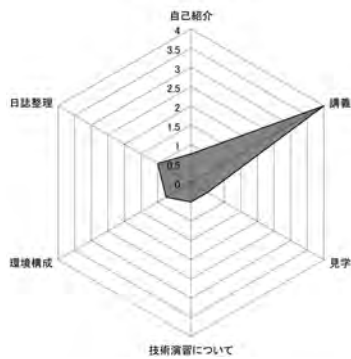


図1 活動予定表から見る活動ごとの時間配分：
実習1日目（実習時間8時間30分）

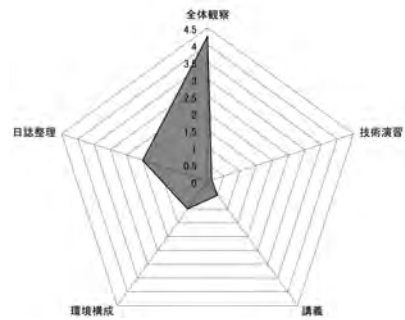


図4：実習4日目

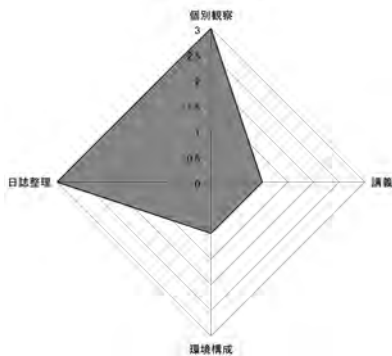


図2：実習2日目

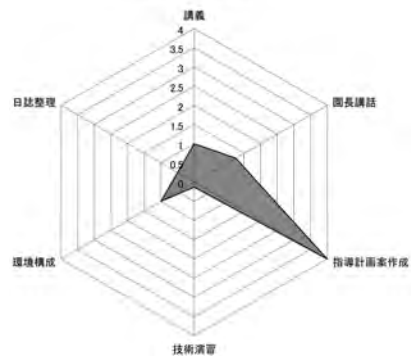


図5：実習5日目

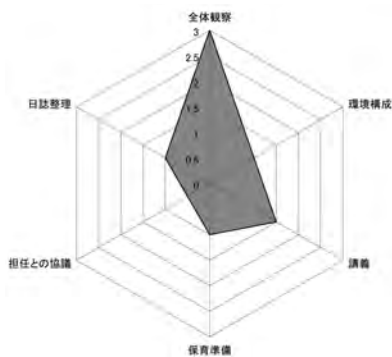


図3：実習3日目

における活動予定表”参照)。

このようなカリキュラムで、学生は実習活動に臨み、自分と向き合い、試行錯誤していくのである。基本実習では、あくまで「現場に入らなければ味わえない」実践できる場を大事に、カリキュラムの構成を心がけ

ている。

基本実習は、基礎基本を身につける実践の授業、教育プログラムであり、経験の場なのである。

2. 評価について

前述したような基本実習の活動を、実際に学生たちは体感し、同時に自分の内観を行い、大いに心を揺さぶられることになる。しかし、ここで忘れてならないのは、実習は教育プログラムであるということである。揺さぶられることは、誰にでも可能であり、そこにとどまらず保育者としての資質が問われる場でもある。つまり「やった、終わった！」で終わってしまうのか、それとも「命とは、保育とは」と、自分の生き方や人生観と真っ向から対峙できるかどうかにかかっているのである。それだけ、実習は真剣勝負であり、責任が伴う行為なのである。では実習生としての立場で、どのように責任をとるのか。評価という形で、数字に表わされるのである。基本実習で学生に点数がつくのも、

表2-① 平成23年度 福島学院大学附属幼稚園 基本実習期間における活動予定表

	8:00	8:30	9:00	9:30	10:00	10:30	11:00	11:30	12:00	12:30	13:00	13:30	14:00	14:30	15:00	15:30	16:00	16:30	
第1日目	実習準備 (自己紹介を含む)	着替え 出勤表の整理 講義「実習の目的と意義」(手引きP1)	休 憩	休 憩	① 附属幼稚園実習の目標と心構え (手引きP2, P3)	② 観察(参加)の意義について (手引きP4, P5)	講義①	見学 ① 環境について (園庭と保育施設)	昼 食・休 憩	「記録・実習日誌の書き方」について	講義②	協議 「技術演習」について	休 憩	環境構成 (保育準備他)	演習 A 「実習日誌の作成と日誌整理」				
第2日目			個別観察				日誌整理			「観察の仕方」と「観察記録」について	講義③	演習 B 「記録の取り方」について	休 憩		日誌整理				
第3日目			全体観察				協議「話し合い」 「かわり」について			日誌整理	環境構成 (保育準備他)	休 憩	講義④ 「教師の援助とかわり」について	担任教諭と協議 (個別観察記録より)	担任教諭の手伝い 保育準備の手伝い 保育に必要な製作や環境構成を行う				
第4日目			全体観察							全体観察 (各クラスにて)	技術演習 ①	休 憩	講義⑤ 「指導計画」について	日誌整理	環境構成 (保育準備他)	日誌整理			
第5日目									園長講話 (質疑応答を含む)	昼食・休憩	技術演習 ② (各クラスにて)	協議 「日案」について	協議		協議 「日案」について				

表2-② 平成22年度 福島学院大学附属幼稚園 基本実習期間における活動予定表

	7:50	8:00	8:30	9:00	9:30	10:00	10:30	11:00	11:30	12:00	12:30	13:00	13:30	14:00	14:30	15:00	15:30	16:00	16:30	17:00	
第1日目	実習準備 ・班長との自己紹介 ・長所と抱負	着替え 出勤表の提出	休 憩	休 憩	① 附属幼稚園実習の目標と心構え (手引きP2, P3)	② 観察について (手引きP4, P5)	③ 実習日誌などの書き方について (手引きP6, P7)	環境の見学 (遊具と設備) 講義(資料四部)	昼 食・休 憩	「技術演習の練習」	演習 ①	協議 「指導計画」について	協議	環境構成 (清掃)	演習 ② 「技術演習の練習」	担任教諭と協議 (個別観察記録を もとに行う)	担任教諭の手伝い 保育準備の手伝い 保育活動に必要な製作や環境構成を行う				退勤準備
第2日目			個別観察				協議「教師の援助とかわりについて」 「班長で話し合う」			個別観察	日誌整理	園長講話	休 憩	協議 「実習日誌の作成と日誌整理」	日誌整理	担任教諭と協議 (個別観察記録を もとに行う)	担任教諭の手伝い 保育準備の手伝い 保育活動に必要な製作や環境構成を行う				退勤準備
第3日目			全体観察							協議「教師の援助とかわりについて」 協議の内容を発表	技術演習 ① ※うち十分程度	休 憩	講義「全体観察記録を 行う」	日誌整理	担任教諭と協議 (個別観察記録を もとに行う)	担任教諭の手伝い 保育準備の手伝い 保育活動に必要な製作や環境構成を行う				退勤準備	
第4日目			全体観察							全体観察 ※うち十分程度	技術演習 ② ※うち十分程度	協議 「日案」について	協議	環境構成 (清掃)	日誌整理	担任教諭と協議 (個別観察記録を もとに行う)	担任教諭の手伝い 保育準備の手伝い 保育活動に必要な製作や環境構成を行う				退勤準備
第5日目									園長講話 「質疑応答を含む」	昼食・休憩	協議 「日案」について	協議	協議 「日案」について		協議 「日案」について					実習のまとめ	

言いかえれば「社会参加する上での責任の結果」のように感じる。社会では、各々の立場で日々自分の言動に責任を感じながら、生活しているからである。社会参加する上での最低限の責務は、自己管理と自主性を表現することである。自分の体調や持ちもの等しっかりと管理し、その上で自分なりに考え行動する、そこからさらに良い解決法を他者から学ぶ、それが「想像力の鍛錬」となり、豊かな人間性が育まれるのである。評価する者は、学生が自分で考えて行動できる環境を常に提示し、見守りながら加点していくことが望まれる。

それと同時に教育的プログラムの観点から考えると、点数に「ボーダーライン」を決め、満たない学生は「不合格」となり、自ずと「満たすまで」経験と鍛錬を重ねることとなる。それまで夢への情熱が、本人にあれば、ではあるが。「夢や情熱を絶やさない、真の教育を目指したい」と指導をする側の立場として、日々思う。だが、それは、正論にすぎず、人が人を教え導く事自体が、経験と鍛錬の道なのであろうとも思う。

基本実習における評価の「ボーダーライン」というのは、つまり「福島学院大学の名前で、世に出られるか」ということである。厳しいようであるが、社会では最終学歴というものが、本当にあらゆる場面で、ついて回るものである。それ自体が「本人の印象、イメージ」に繋がるのである。イメージ確立の第一歩として、学外実習は、学生にとっても、本学にとっても、重要な役割を担っているのである。

責任を数字で表し、基本実習においては「60点」がそのボーダーとなるのである。

続いて、基本実習の評価表について述べる評価表は以下のような形式をとっている(別表1“基本実習評価表について”参照)。

平成22年4月1日より福島学院大学短期大学部の履

表3-① 総合評価の点数における目安

総合評価 (数字で記入)	
80点以上～100点	優れている
70点以上～80点未満	良い
60点以上～70点未満	普通
0点以上～60点未満	努力を要する

表3-② 評定における四段階評価の目安

評定○を記入	
16.0点～20.0点	優れている
14.0点～15.9点	良い
12.0点～13.9点	普通
0点～11.9点	努力を要する

修規程が一部(再履修・再実習、履修科目の制限・解除について)改正され、それに伴い、平成22年度から基本実習における評価を学外実習同様、点数で表すこととした(平成21年度までは、総合評価を四段階とし○印をつけ評価していた)。総合評価は0点～100点までとし、数字で記入、評定は項目ごと四段階を目安に、○をつけ評価する(表3-①“総合評価の点数における目安”、表3-②“評定における四段階評価の目安”参照)。

5つの評価項目における主な観点は、次のようになる(表4“評価と項目について”参照)。

このような項目、評定により、平成22年度から基本実習の評価を点数で表すこととなった。細かく区切り、総合評価を点数で振り分けることにより、学生自身の

表4 評価項目について

評価項目	主な観点
(1)実習態度(意欲)	実習への取り組みは、自主(発)的な態度であったか
(2)適性(保育者としての将来性)	保育をすることの重要性を理解し、望ましい保育者になろうとする姿勢が見うけられたか。
(3)幼児理解(一般的特徴の理解)	幼児、それを取り巻く背景(社会的、人的・物的環境)等を理解しようとしていたか。
(4)保育・援助(幼児への理解と働きかけ)	個々の幼児の個性や能力、特性等をよく理解しようとする姿勢が見うけられたか。また、個々の幼児に適切な働きかけをしようとする努力が見うけられたか。
(5)日誌・記録(整理と活用)	実習日誌やその他の記録が、簡潔に要領よくまとめられていたか、さらにその内容をその後の保育活動に生かそうとしていたか。

課題が具体化し、今後、努力すべき事柄となった。

このように、学内実習において厳しい「振り分け」を行いながら、学外実習に臨めるだけの気力（精神面）と体力（健康管理）と品行（生活態度）が備わっているか見極めるのである。

さて、実習の概要や評定の基準などと言っても基本実習は学内実習である。学生を大事に思うのは当然であり、どのような学生であっても合格してほしいと思うのは切なる願いである。言い換えれば、ボーダーに満たず不合格というのはよほどのことであるということになる。気力、体力、品行について、本人が考え改めなければならないというところまできているということである。ここで目をつぶれば、学外実習に出た時、傷つくのは本人であり、誰も守ってはくれないのである。加えて、実習とは「実習先」があってのものであると忘れてはならない。実習先に合わせる柔軟性と素直さが求められるのもまた、事実である。

続いて、不合格者数について、過去をさかのぼり統計をとった（図6“過去における「附属幼稚園基本実習」不合格者数一覧”参照）。

ここで注目すべきは平成22年度と平成23年度との不合格者の差異である。平成22年度は実習終了者225名のうち不合格は26名と全体の約1割（11%）、平成23年度については、実習終了者204名のうち不合格は5名と全体の1割（0.2%）にも満たなかった。この増減についての検討・考察を試みることにした。まず、考えるべきは「不合格の理由」についてである。平成22年度における不合格の理由について述べる。平成23年度については後述する。

平成22年度 不合格者26名における主な理由（複数理由）

- ①日誌作成に対する取り組み 18名
- ・期日を守れない（理由：「寝てしまった」「書く場所がない」「（無言…）」と様々）
 - ・書く力に乏しい（まとめ方、文章構成、言葉遣い、書く経験が少ないなど）
 - ・計画性に乏しい（結果として、睡魔に勝てず中途半端のまま朝を迎える自己管理できない）
 - ・代筆
- ②意欲 18名
- ・意思表示することが難しい（自分に意見や考えを言う、反応が薄いなど）
 - ・意欲は十分にあるが、緊張感などから「表に出す」

ことが難しい（積極性を出す）

- ・幼児への愛着（意思表示が難しいため、幼児を見つめる姿勢も誤解を招きやすい）
- ③理解力（対話力） 8名
- ・指示が伝わりにくい（こちらは「伝える側」にも改善点がある。しかし、保育の現場は非常に早いスピードで「情報が飛び交う」ため、自分で状況を察知し、その場に適した対応を見極める力が求められる）
 - ・話の内容を理解するまでに、やや時間を要する（のんびりとした性格が一因か）

大きく分けて、この三点が挙げられる。この結果と、現実問題としての不合格者数をふまえて、今後の学生指導のあり方については実習担当者の方々と基本実習指導担当者として検討・協議を行うこととし、話し合いの場を設けた。その結果、従来の事前指導に加え、新たな課題を学生に提示し、本人のその取り組みにおける過程の様子・実習に対する意識を評価として点数化し、事前指導を強化徹底する試みを新たに考えた。学生の实習や資格取得に向けた向上心をさらに身につけることは、社会で生き抜くための精神鍛錬にも繋がるのであろう。

平成22年度の不合格率11%という数字を重く受け止め、平成23年度は、学内実習における事前指導が点数化され事前指導を受け、目標の点数に達しなければ基本実習を行うことができないということとした。

3. 考 察

平成23年度の事前指導は、全7回、うちオリエンテーションとして2回、クラス別を1回、個別では2回、そして実習を班ごとに2回行っている（別表2“平成23年度 保育科第一部1年生「基本実習」指導日程及び内容”参照）。なお、平成22年度における事前指導では、「クラス別指導」を行わず、全6回でカリキュラムを行っていた。その中で新たに、その中で四項目を評価対象とし、それらの点数を合計して算出することとした（表5“事前指導の評価方法”参照）。なお、大学での事前指導と基本実習指導は、担当者が異なり、私自身は現場での指導を行っている。評価する側が事前と現場では異なること、様々な人の目が入り、学生の評価が決まるということ、そしてそのことが学生の本質を深く追求できることを、心にとめていただきたい。それだけ学生を「送り出す側」と「受け入れる側」の

表5 事前指導の評価方法

①レポート作成 →実習の目標・専門職を 目指す動機について	<ul style="list-style-type: none"> ・実習の目標を明確に持ち、自分の気持ちを文章に表現できるか（箇条書きで五項目書く。また「なりたい保育者像」について、200字でまとめる）。 ・目標は、実習期間中に達成可能なものであるか。 ・文字が正しく、丁寧に書かれているか（仮名遣い、誤字脱字など）。 ・文末が常体に統一されているか。 ・提出期限が守られていたか。
②技術演習指導案	<ul style="list-style-type: none"> ・選んだ題材の妥当であるか。 ・「ねらい」は対象年齢の幼児に適切であるか。 ・環境構成・準備が十分であり、スムーズな段取りであるか。 ・導入、活動、まとめ方の展開について、適切であるか。 ・対象年齢やねらい等を十分に考慮し、配慮できたか。 ・書き方、用語が適切で見やすく、誤字・脱字はないか。 ・分かりやすい内容であるか。 ・提出期限が守られていたか。
③技術演習の実演	<ul style="list-style-type: none"> ・意欲的（疑問点などを実習担当者へ聞くなどの積極性）に取り組めたか。 ・言葉かけは丁寧で適切であるか。 ・準備物はすべて揃っているか。 ・事前の練習や準備が十分であったか。
④受講態度	<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつがしっかりとできるか。 ・指導を受ける際の言葉遣いは適切か。 ・実習にふさわしい髪型、髪色、服装であるか。 ・学生受講規程に反していないか。 ・1回遅刻につき減点とする。 ・無断欠席については「実習する意思がない」とみなす。

連携と共通理解が実習には求められるのである。

以上のような基準で、点数を算出していき「70点」以上の評価を取得した学生から、基本実習に臨むことができる。人が人を「数字」で表し、しかもそれはその人の人生に大きく影響される数字でもある。評価をつける側、そして指導者は常に重圧を背負っているのである。自分が常に思い悩みながら評価を打つだけに、事前指導を評価される実習担当者の方々、そこに携わる先生方の心の中たるや頭が下がる思いである。

また、①のレポート作成においては、決まった形式に基づき記述することになるのだが、見本を学生一人ひとり提示し「書写」させ、国語表現担当の教員に文字指導をしていただくという形をとっている。本学は「国語表現」という科目を、保育科1年次の通年・必修科目とし重きを置いている。「国語表現」の授業担当教員は「理論より“良いものを真似る”といった体で覚えるという方針」にもとづき、平成23年度から指導方法を方向転換されている³⁾。良い日誌や指導計画案の見本を“書写する”時間を設ける授業態勢は、学生が通年抱えている「日誌が書けない」という不安を打破するための必要性と合致した。この、学生に対するきめ細やかな対応、また、保育科の多彩な教授陣による強味についても、学生にとって恵まれた、素晴らしい環境と言えよう。

平成23年度の事前指導で大きく変わったことは、

- 1 クラス別の指導が増え、確認の時間と機会が増えたこと
- 2 書写の指導など「書く」経験を増やしたこと
- 3 評価の基準を明確にし、学生に伝え、指導者も含めた意識向上につとめたこと

である。

要するに“それぞれの学生と密にかかわる機会がさらに増え、何度も学生に伝えることができた”ということである。つまりは、経験を増やすことで、学生に実習に臨むだけの情熱や意欲（実習って…のんびり構えていたらまずいぞ！と思わせるだけの気迫や根性）を染み込ませるのである。場数を踏むことで物事の本質が見えるということなのであろう。

ここで、平成22年度と平成23年度における不合格の理由について、比較する。

〈平成22年度 不合格の理由について

（不合格者／26名…複数理由）

「日誌提出の期日が守れない」	9名
「書く力に乏しい」	8名
「計画性」	2名
「代筆」	1名
「意欲」	11名

別表1 基本実習評価表について

平成 年度 附属幼稚園基本実習評価表

福島学院大学

実習 機関名	福島学院大学附属幼稚園		実習指導担当者 職 氏 名	附属幼稚園基本実習指導担当 印			
実習生	学部・学年		クラス				
	学籍番号		氏 名				
	実習期間	月 日～ 月 日					
	出勤日数	日	欠勤日数	日	遅刻回数	回	早退回数
評 価 項 目		評 定					
(1)学習態度(意欲)		() 優れている () 普通		() 良い () 努力を要する			
(2)適性(保育者としての将来性)		() 優れている () 普通		() 良い () 努力を要する			
(3)幼児理解(一般的特徴の理解)		() 優れている () 普通		() 良い () 努力を要する			
(4)保育・援助(観察と参加)		() 優れている () 普通		() 良い () 努力を要する			
(5)日誌・記録(整理と活用)		() 優れている () 普通		() 良い () 努力を要する			
総 合 評 価		点					
所 見							
その他							

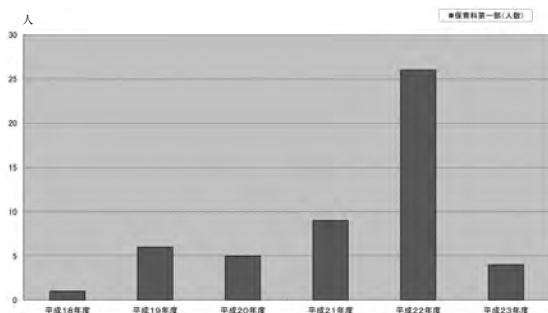


図6 過去における「附属幼稚園基本実習」不合格者数一覧

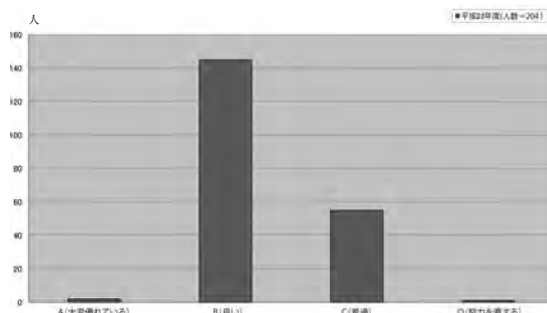


図7 平成23年度技術演習における評価について(図1~図7すべて筆者作成)

「理解力」 5名

〈平成23年度 不合格の理由について
(不合格者/5名…複数理由)〉

「日誌提出の期日が守れない」 4名

○意欲ややる気は、態度からも感じられる(表情も柔和で、現場教諭の印象も良い方であった)のだが、続けて提出期限を守ることができなかった。

○寝てしまった。

「書く力に乏しい」 1名

○本人が持つ元々の文章構成力も含め、経験がとても乏しかった。

「意欲」 4名

○話の受け答え方や目上の方に対する態度など、相手に誤解を受けやすい要素を持っていた。幼児への愛着などを表現したり、相手に配慮することが難しいようで、意欲や態度において「実習生としての」意識が乏しかった。

○改善力や反省の様子が見受けられず、本人の意思が伝わりにくかった。

○受け身の姿勢が多く、自分の意見を話したり、率先して動くなど意志表示することが苦手であった。

「理解力」 2名

○指示と異なる事をしていたり、何度か(伝え方を変えて)話さないと実行に移せないことが多かった。また、現場教諭の指示(製作等)に的確、かつ、柔軟に対応することが難しかった。

○はさみや線を引く経験に乏しかった。

○反省を自分なりに理解し、改善することができなかった。

項目ごとの不合格者数は、大幅に減少している。

注目すべき点は「理由」である。平成23年度の理由については「期限・態度・能力」と、いわば「人として当たり前のこと・相手があつての社会であること・時間を要すること」ばかりが原因となっているのである。それだけ「よほどのこと」なのである。

さらにここでは、技術演習の評価における統計を見よう(図7“平成23年度技術演習における評価について”参照)。技術演習は、各クラスの担任教諭と基本実習指導担当者として、四段階(A=大変優れている B=良い C=普通 D=努力を要する)に分け、評価を行っている。

平成23年度はB(良い)評価が146名と全体の約7割(72%)を、C(普通)評価が55名と全体の約3割(27%)を占めていた。

平成22年度ではB(良い)評価が89名と全体の4割(40%)を、C(普通)評価が130名と全体の約6割(58%)を占めていた。

この結果からも、平成23年度における実習生の意識向上がうかがえるであろう。

つまりは「期日を守る」「書く力を養う」「意欲を表現する」ことに対する学生の意識が高まったということになる。よって、事前指導を点数化し、内容を強化することが、結果として基本実習不合格者数低下の一因となったことは言うまでもない。学生の向上心に何らかの影響を与えた好結果ということになる。

結 び

「かわいい子には、旅をさせよ」と言うが、人はみな、自分で気付き、経験を積み、そこから自分の想像力で、物の道理を結論付けていくのである。そうやって「生きていく術」を、自分の想像力で身につけていくのである。

別表2 平成23年度 保育科第一部1年生「基本実習」指導日程及び内容

回数	月日・曜日 時限	形式	指導内容
1	5月13日(金) 3時限 (クラスセミナー)	オリエンテーション (時間割外)	実習について① ・2年間の実習について ・基本実習の概要 (目的と意義、準備、心得) ・出勤表について(下書き配付) ・技術演習について
2	ABクラス 5月20日(金) CDクラス 6月3日(金) 3時限 (クラスセミナー)	オリエンテーション (時間割外)	実習について② ・基本実習の手引き配付 ・基本実習について ・「基本実習に向けて」レポートについて (見本配付) ・出勤表配付 (不合格者は下書きを再提出)
3	実習開始 約1ヵ月前	クラス別指導	・観察実習について ・教育計画について ・技術演習指導案について
4	実習開始 約1ヵ月前	個別指導	・技術演習指導案提出(下書き) ・「基本実習に向けて」レポート提出
5	実習開始 約3週間前	グループ指導	・前のグループの技術演習を見る (ロールプレイング含む) ・持ち物、服装の確認 ・健康チェック表について
6	実習開始 約2週間前	グループ指導	・技術演習を演じる (ロールプレイング含む) ・写真撮影(附属幼稚園提出用)
7	実習開始 10日前	個別指導	・技術演習指導案提出(清書) ・身だしなみの確認
	H23.6~H24.3の 5日間	実習	基本実習
8	実習最終日	グループ指導	・実習の報告、挨拶 ・健康チェック表の提出 ・最終日誌提出日の確認
9	実習終了 約1ヵ月後	個別指導	事後指導(評価伝達) ・実習日誌の確認 ・所見および評価を伝達 ・出勤表の返却

相手が自分より年若い、生きている年数の少ない相手であれば、自分で気づき、経験が増すよう、物事の本質を論していく、そして自分の力で道を切り開けるよう、私たちは力を尽くす必要がある。教育者は、「先に生まれ」、その分「経験が多い」のである。学内実習で「振り分ける」現実は厳しいことかも知れない。だが、事実には必ず理由があり、意味のないことなどな

いのだと思う。学生の事を思えば、自ずと教育者は集まり、意見を出し合いながらも「良い教育」に向かうよう力を尽くす。その手間をかけた分だけ、学生は必ず意欲や姿勢で「返してくる」のである。「きめ細やかな対応」と「時代の流れ」が合致し、功を奏した結果となったのである。

注 記

- (1)(2) 福島学院大学 附属幼稚園 基本実習の手引き
2011、p. 1
- (3) 田上 貞一郎 保育者になるための国語表現 萌
文書林 2010

謝 辞

今回の作成にあたり、資料提供やご助言・ご協力いただいた長島輝子指導教員、藤村透子一部実習主任、中野明子基本実習担当、そして文章校正など丁寧にご指導下さった田上貞一郎教授、お力添えをいただいた方々に心より御礼申し上げます。

認定こども園システム

～福島県のこども環境の現状と課題～

A Study of an Authorized Kindergarten “Kodomo-en” System
 –From the Present State and Problems of Environment surrounding Children in Fukushima Prefecture–

増子 恵美子
 Emiko mashiko

目次

はじめに

1. 認定こども園の制度としくみ
 2. 子どもの基礎力を育む保育のありかた
 3. 東日本大震災後の福島県人口と子ども環境
 4. 今後の認定こども園の役割
- おわりに

はじめに

2011. 3. 11の東日本大震災における東京電力福島第一原子力発電所事故の放射能汚染により、福島県の環境、特に乳児・保育を取り巻く子ども環境は大きく一変した。子どもの被ばく量を少しでも軽減させるために家族が離れて暮らすケースも増加した。母親たちは、働く父親を残し、子どもを連れて福島から避難せざるを得ない状況になった。また、これまで情熱をもち、日々純粋な気持ちで乳児・幼児の健やかな成長を願いながら保育を担ってきた現場教職員も大きな心の痛みを抱えた。そして何よりも大好きな「自然との遊び」の経験もぎ取られた子どもたちの悔しさははかり知れない。子どもたちが体験した東日本大震災の凄まじい記憶や放射能汚染による戸外遊びの経験不足等を今後どう保育・教育現場で支え、寄り添い、育んでいくべきかは、早期に対応すべき課題ともいえる。ある意味でようやく福島の保育・教育現場のあり方をしっかりとみつめる時期がきたともいえよう。今、福島県で起きた人口減少の構図や保育・教育環境で起こっている諸問題は、10年後の少子化社会に伴う日本全体が抱えるべき課題と同様であると考えている。

また、東日本大震災の影響により、貧困世帯などの様々な家庭の事情で子どもの保育料が支払えずに子どもに教育を受けさせることができないケースも発生した。この問題を解決すべく、子どもが等しく保育・教育を受けられる保育・教育環境の一つとして認定こども園制度がある。これからも続くと思われる不安な子どもの教育環境を少しでも改善し、福島県において0～5歳児までの認定こども園幼保連携型において、子どもが育つ教育・保育環境の仕組みを早期に構築する必要性がある。

認定こども園制度の理念は、子どもの視点に立ち、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の観点、そして社会全体で次世代を担う子どもの育ちを支える次世代育成支援の観点から考えるべきということである。東日本大震災によって保育・教育の現場が受けた影響なども考察しながら、今後、福島県の子どもが良質な保育・教育を受けられるような環境作りを考えるとともに、素晴らしい取り組みをしている幼保連携型の認定こども園「こどものもり」の紹介を踏まえながら、認定こども園が果たすべき役割についても検討する。

1. 認定こども園制度としくみ

近年、貧困率が高く家庭環境が悪化している。①(株)保育システム研究所代表の吉田正幸氏は、②親の経済力にかかわらず、家族構成がどうであろうと、コミュニティがなくなっている中で、広い意味で子どもの環境を提供する場が認定こども園にはあるという。しかしながら、その認定こども園の認可件数は、2012年までに2,000園を目指す中で、現在まで911園にとどまっている。

認定こども園とは、既存の幼稚園、保育所等が就学前の子どもの幼児教育・保育を一体的に提供する機能（保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能）地域における子育て支援を行う機能（すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などを行う機能）を備える施設で、これらのことを満たしていることに対し、都道府県知事が「認定こども園」として認定した施設をいう。

分かりやすく説明すると、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、すべての子育て家庭を対象に育児相談や親子のつどいの場等を提供する施設である。例えば、長時間利用する子と短時間利用する子がいるため、その指導計画において、こどもの一日の生活時間に配慮し、活動と休息、緊張と開放感等の調和を図れるよう工夫することや、異年齢との交流による活動で新たな発見ができるよう工夫することなどが目標としてあげられる。さらには、育児に不安を抱える保護者から相談を受けたり、家庭で子育て中の保護者が気軽に集える交流の場を開放して、地域への子育て支援を実施することも必要とされる。

認定こども園制度は、近年の急速な少子化の進行や家庭・地域を取り巻く環境の変化に伴い、保護者や地域の多様化するニーズに応えるために、2006年10月より開始された制度である。認定こども園制度の推進により、保護者の就労の有無にかかわらず施設の利用が可能に適切な規模の子どもの集団を保ち、子どもの育ちの場を確保し、既存の幼稚園の活用により待機児童の解消を目指し、育児不安の大きい専業主婦家庭への支援を含む地域子育て支援が充実などの効果が期待されている。

0歳から就学前のすべての子どもを対象とする施設であるため、年齢に応じた教育・保育を提供するため、様々なことについて配慮すべき事項が定められている。

次に認定こども園の法律制定の経緯と目的について述べたい。「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003年（平成15年6月閣議決定）」において閣議決定することとされた「就学前の教育・保育を一体としてとらえた一貫した総合施設」を制度化したものである。

この「総合施設」については、2004年12月に中央教育審議会幼児教育部会と社会保障審議会児童部会の合同の検討会議において、その基本的な在り方について審議のまとめが行われ、2006年3月には、総合施設モデル事業評価委員会において2005年度に全国35か所で行ったモデル事業の職員配置、施設整備、教育・保育の内容等について最終まとめが行われた。

文部科学省及び厚生労働省においては、これらの検討を踏まえ、2006年3月7日に「就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律案」を閣議決定し、国会に提出した。同法律案は、往年6月9日に可決成立し、6月5日に交付（法律第77号）、10月1日に施行された¹⁾。

さらに、法律が制定された趣旨について説明する。我が国における急激な少子化の進行並びに家庭および地域を取り巻く環境の変化に伴い、小学校就学前の子どもの教育及び保育に対する需要が多様なものとなっていることに鑑み、地域における創意工夫を生かしつつ、幼稚園および保育所等における小学就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進するための措置を講じ、地域において子どもが健やかに育成される環境の整備に資することを目的にしている。

就学前の子どもに対する教育及び保育については、満3歳からの子どもを対象に1日4時間を標準とした教育を行う学校である幼稚園と保護者の就労等の事情により保育に欠ける0歳からの子どもを対象に1日原則8時間の保育を行う児童福祉施設である保育所により担われてきたところである²⁾。

これまで、幼稚園・保育所は、その目的および役割を果たしてきており、それぞれの社会的ニーズに応えてきたものであるが、近年の社会構造等の著しい変化を背景として、就学前の子どもに関する教育・保育のニーズは、保護者が働いていれば保育所、働いていなければ幼稚園を利用する傾向にあった。しかしながら、

表 1 ～幼稚園・保育所・認可外保育施設・認定こども園比較一覧～

	幼稚園	保育所	(参考) 認可外保育施設	認定こども園
所管省庁	文部科学省	厚生労働省	厚生労働省	文部科学省・厚生労働省
根拠法令	学校教育法	児童福祉法	児童福祉法	就学前保育等推進法(略称)
施設の区分	学校<幼稚園>	児童福祉施設<保育所>	<認可外保育施設>	<幼稚園>・<保育所>・<認可外保育施設>
目的	幼児を保育し、適度な環境を与えて、その心身の発達を助長する	日々保護者の委託を受けて保育に欠ける乳児又は幼児を保育する	日々保護者の委託を受けて保育に欠ける乳児又は幼児を保育する	幼稚園及び保育所等における小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援を総合的に提供する
対象児	満3歳～就学前の幼児	0歳～就学前の保育に欠ける児童	0歳～就学前の保育に欠ける児童	満3歳以上の保育に欠けない子ども + 就学前の保育に欠ける子ども
開設日数	39週以上(春夏冬休みあり)	約300日(月～土)	規定なし	保育に欠ける子どもに対する保育を適切に提供できるよう、保護者の就労の状況等の地域の実情に応じて定める
保育時間	4時間を標準 ※預かり保育を実施	8時間を原則 ※延長保育を実施	規定なし	保育に欠ける子どもに対する保育時間は8時間を原則
地域に対する子育て支援	任意 子育て相談 園舎・園庭の開放	任意 地域子育て支援センター(育児相談、子育てサークルの支援等) 一時保育	任意 一時保育	必須 親子の集いの場の提供や子育て相談 一時保育 子育て支援を希望する者と支援を行う者との連絡調整等
保育・教育内容	幼稚園教育要領	保育所保育指針	認可外保育施設指導監督基準	幼稚園教育要領及び保育所保育指針 加えて認定こども園に固有の事情にも配慮が必要
設置主体	国(国立大学法人)、地方公共団体、学校法人(特例あり)	制限なし	制限なし	既存の制度と同じ
施設設置認可等	公立(認可): 県教育委員会 私立(認可): 県	公立(届出): 県(中核市を除く) 私立(認可): 県、中核市	届出(一定規模以上): 県、中核市	認定こども園の認定: 県
県内施設数	国立 1か所 144人 公立 82か所 3,982人 私立 110か所 15,823人 計 193か所 19,949人 (H18.5現在)	公立 240か所 15,174人 私立 97か所 8,447人 計 337か所 23,621人 (H18.4現在)	ベビーホテル・その他の託児所 61か所 1,830人 (H18.2現在) へき地保育所 14か所 138人 (H17.10現在)	—
入所	保護者と施設との直接契約	保護者と市町村の契約 (入所希望に配慮)	保護者と施設との直接契約	保護者と施設との直接契約
保育料	施設が保育料を設定、徴収 (所得に応じて就園奨励費を助成)	市町村が保育料を設定、徴収 所得に応じた負担	施設が保育料を設定、徴収	施設が保育料を設定、徴収 (市町村は私立認定保育所の保育料について変更命令可)
運営費	公立 交付税措置 私立 私学助成	公立 交付税措置 私立 保育所運営費負担金 (国1/2、県1/4、市町村1/4)	へき地 交付金又は交付税措置 その他 認可外保育施設児童育成事業費(県庫・一部国費)	—

	幼稚園 (幼稚園設置基準)	保育所 (児童福祉施設設置基準)	(参考) 認可外保育施設 (認可外保育施設設置基準)	認定こども園 (文部科学大臣と厚生労働大臣が協議して定める施設の種類及び運営に関する基準)
職員配置基準	1学級(原則35人以下)ごとに少なくとも専任の教諭1人	0歳児 概ね3:1 満1・2歳児 // 6:1 満3歳児 // 20:1 満4歳以上児 // 30:1 以上	11時間以内の時間帯 保育所と同様 11時間を超える時間帯 常時2人以上	○0~満2歳児 保育所基準と同様 ○満3歳以上児 【子どもの数に依じた職員の確保】 ○満3歳児 短時間利用児 概ね35:1、長時間利用児 概ね20:1 ○満4歳以上児 短時間利用児 // 35:1、長時間利用児 // 30:1 以上 【学級担任】 共通利用時間(4時間程度)については学級を編制 1学級(原則35人以下)ごとに少なくとも1人の学級担任
職員資格基準	幼稚園教諭(普通免許状) ※特別の事情がある場合は、学級数の1/3の範囲内で、専任の幼稚園助教諭(臨時免許状)で代替可	保育士	概ね1/3以上は保育士又は看護士	○0~満2歳児 保育士資格必要 ○満3歳以上児 幼稚園教員免許又は保育士資格のいずれかが必要ただし、 ●学級担任 幼稚園教員免許必要 なお、保育所型、地方裁量型で、その確保が難しい場合、本人の意欲等を考慮の上、両資格併有に向けた努力を行っている場合に限り、保育士資格のみの者を学担任にできる ●長時間利用児の保育従事者 保育士資格必要 なお、幼稚園型、地方裁量型で、その確保が難しい場合、本人の意欲等を考慮の上、両資格併有に向けた努力を行っている場合に限り、幼稚園教員免許のみの者を長時間利用児の保育従事者にできる
施設基準	保育室・遊戯室(兼用可) 職員室・保嬰室(兼用可) 便所 手洗い設備・足洗い設備 飲料水用設備 運動場(同一敷地内又は隣接する位置に設けること)	保育室又は遊戯室(満2歳以上児) 乳児室又はほふく室(満2歳未満児) 便所 調理室 医務室(満2歳未満児) 屋外遊戯場(満2歳以上児・付近にある代替地含む)	保育室 調理室 便所(手洗設備)	保育室又は遊戯室 乳児室又はほふく室(満2歳未満児) 調理室 屋外遊戯場(幼稚園型以外で要件を満たす場合は、付近の適当な場所にて代替可)
園舎	1学級 180㎡ 2学級~ 320~100㎡(学級数-2)㎡以上	規定なし	規定なし	園舎の面積(満2歳児用の保育室等、0・満1歳児用の乳児室等の面積を除く) 幼稚園基準と同様 ただし、既存施設から転換する場合は、保育室等の基準を満たせば可
保育室等	保育室の数は学級数を下回ってはならない	○満2歳以上児 保育室又はほふく室1.98㎡/人 ○0・満1歳児 乳児室1.65㎡/人 ほふく室3.3㎡/人 以上	概ね1.65㎡/人以上	○満3歳以上児 保育室又は遊戯室の面積 保育所基準と同様 ただし、既存施設から転換する場合は、園舎の基準を満たせば可 ○満2歳児 保育室又は遊戯室の面積 保育所基準と同様 ○0・満1歳児 乳児室又はほふく室の面積 保育所基準と同様
屋外遊戯場	~2学級 330~30㎡(学級数-1)㎡ 3学級~ 400~80㎡(学級数-3)㎡以上	○満2歳以上児 3.3㎡/人 以上	規定なし	○満2歳児 保育所基準と同様 ○満3歳以上児 幼稚園基準・保育所基準の両方を満たすことが原則 ただし、既存施設から転換する場合は、いずれかの基準で可
給食	※外部搬入や弁当の持参可	調理室を設けること ※調理業務の委託は可 ※3歳以上児について外部搬入可	調理室があること ※外部搬入や弁当の持参可	調理室を設けること ※満3歳以上児について外部搬入可 (外部搬入方式でもなお自園で行うことが必要な調理のための設備は必要)

保護者の就労の有無で利用施設が限定されているため、就労形態が多様化する中で、終了・中断あるいは再開した場合に同一の施設で継続して利用することが出来ないのである。また、都市部を中心に2・3万人もの保育所待機児童が存在する一方で、幼稚園の利用児童はこの10年で10万人減少しており、既存施設の有効活用による待機児童の解消が求められている。さらには少子化が進行し、子どもや兄弟の数が減少する中、子どもの健やかな成長にとって大切な集団活動や異年齢交流の機会が不足しており、地域によっては、幼稚園・保育所等別々では子ども集団が小規模化し、運営面からみても効率的でない状態がある。また、核家族化の進行や地域の子育て力の低下を背景に、幼稚園にも保育所にも通わず、家庭で0～2歳の子どもを育てている者への支援が大きく不足している。

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」は、このように就学前の教育・保育に対するニーズが多様なものとなっていることに鑑み、地域において子どもが健やかに育成される環境の整備に資するよう、幼稚園および保育所等における小学校就学前の子どもに対する子育て支援の総合的な提供を推進するために措置を講じたものである。

また、「就学前の子どもに教育・保育を提供する機能、すなわち保育に欠ける子どもと欠けない子どもも受け入れて教育および保育を一体的に提供する機能」と「地域における子育て支援を行う機能、すなわち、全ての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談や親子の集いの場を提供する機能」を備える施設について、都道府県知事（保育所に係る認可その他の処分をする権限に係る事務が都道府県の教育委員会。以下認定権者としての都道府県知事も同じ）から「認定こども園」としての認可を受けることができる仕組みを設けるものである。

「認定こども園」については、利用者の選択に資するよう「認定こども園」との表示を義務付けることとともに、認定を受けた施設以外の施設による名称の使用を制限することとしている。このような「認定こども園」の認定を受ける施設としては、地域の実情に応じて選択が可能となるように、総合施設モデル事業の実施累計と同様の四つの類型を認めることとした。

- ① 幼保連携型（幼稚園と保育所のそれぞれの用に供される建物およびその附属施設が一体的に設置されており、両者が連携し一体的な運営を行うことで認定こども園としての機能を果たすタイプ）

- ② 幼稚園型（幼稚園が保育に欠ける子どもの保育も行い、保育所的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ又は幼稚園と認可外保育施設のそれぞれの用に供される建物およびその附属設備が一体的に設置されており、両者が連携し一体的な運営を行うことで認定こども園としての機能を果たすタイプ）

- ③ 保育所型（保育所が保育に欠けない子どもも保育し、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ）

- ④ 地方裁量型（幼稚園・保育所いずれの認可も有していないが、認可外保育施設が幼稚園的な機能及び保育所的な機能を備えることで認定こども園として機能を果たすタイプ）

これらの制度の枠組みとしては、幼稚園でも保育所でもない第三の施設類型として認定こども園を設けるのではなく、果たすべき機能に着目し、幼稚園や保育所等がその法的位置づけを保持したまま認定を受ける仕組みとしている。

次に、認定こども園の認可件数について説明したい。（表2）2012年4月1日現在、全国で911件が認可されており、前年度比149件の増加となる。認可件数の多い都道府県は、東京都（74件）、兵庫（72件）、北海道（49件）、長崎県（42件）、神奈川県（34件）の順位となっている。また、前年度比で認可件数の増加した都道府県は、兵庫県12件増、東京都9件増、北海道・鳥取いずれも8件増となっている。

2. 子どもの基礎力を育む保育のありかた

ここで、埼玉県で初めて認定許可された幼保の枠を超え総合的な機能を備えた保育施設でもある「幼保連携型認定こども園 こどものもり」の施設について述べたい。（表3）



埼玉県北葛飾郡松伏町にある認定こども園「こどものもり」では、次の時代を築いていく子どもたちの為に、「社会で必要とされる大人になっていける基礎を育てていく保育」について力を入れている。ここでは、最も大切なことは「子どもがゆつたりと生活でき、一人一人が丁寧に認められている環境（子どもを中心に考えた保育環境）ではないかと考えているとのことで

表2 ～認定こども園の認可一覧(2012年4月1日)～
幼保連携推進室ホームページ

【2012年4月1日現在の認定件数】

認定件数	公私の内訳		類型別の内訳			
	公立	私立	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
911件	182件	729件	486件	273件	122件	30件

【参考：認定件数の推移】

	認定件数	公私の内訳		類型別の内訳			
		公立	私立	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
平成21年 4月1日 現在	358件	87件	271件	158件	125件	55件	20件
平成22年 4月1日 現在	532件	122件	410件	241件	180件	86件	25件
平成23年 4月1日 現在	762件	149件	613件	406件	225件	100件	31件

ある。特に従来の「幼稚園は4時間で一斉型で教師中心の教育を、保育園は働いている親の代わりに預かるだけの8時間の保育」という親の都合で子どもが振り分けられている実情ではなく、「最も人格形成の基礎として重要な幼児期に、最善の育ちを保障していく方法」として考え、取り組んだのが「幼保や制度にこだわらない一体型の形態」だと考えている。

1971年4月設立当初よりの理念として「保護者が働いているいないにかかわらず誰でもが入れる施設」をめざし、あえて認可外（社会福祉法人の認可園では就労証明が必要）の保育園として開園。子どもの一日を「遊ぶ・学ぶ・休む」がゆったりと過ごせる時間の保障ができることや幼児期に身に付けておきたい基本的な生活習慣の確立。さらには、家庭的なぬくもり感や季節感が味わえること、自園での手作り給食やおやつを生かし、社会参加の体験が出来ること。等が実現出来る園を目指してきた。

1974（昭和49）年4月 地域との連携や施設運営を考え、保護者との直接契約のできる学校法人認可の幼稚園として再開園。従来までの保育理念をしっかりと踏襲し、「保育園のように長い時間で生活を中心とした家庭的なぬくもりのある幼稚園」として地域と連携した保育園機能を生かした学校法人の幼稚園として開園

したのである。

2001（平成13）年4月 地域の待機児童解消策の委託を受け、0歳から就学前までの社会福祉法人立認可保育園を開園し、従来の学校法人認可の幼稚園と新設の保育園を合築した制度の枠や壁を超えた幼保一体型の「一軒の家」が完成した。

2007（平成19）年11月 長期にわたって実践してきた「子ども主体で長時間の幼稚園」の実績と



2001（平成13）より保育園と一体の保育の工夫をしてきたことが評価され、さいたま県第一号の幼保連携型認定こども園の認可を受け、翌2008年4月より従来より実践してきた「子ども主体で子どもの生活を中心とし、子どもの最善の利益をめざした施設」として再出発し現在に至っている。

この認定こども園では、幼児を育てるための創意工夫が至るところにされており、これら保育と教育を実現している取り組みと成果について述べたい。

こどものもりでは、「環境による教育」と言われるように、幼児はもちろん全ての人間の人格形成にとって、取り巻く環境の影響力は絶大です。特に一日の大半を過ごす子どもたちへの影響は想像以上であることから、当園では細心の配慮でこどもの育つ環境の重要さを第一と考えている。特に長時間児が居心地良くゆっくりと過ごせる為の「生活の場」と短時間児が興味や挑戦したくなる「学びの場」の両機能が生かせる園舎を設計した。

新築築園は中央にランチルームを配し、園舎全てを心が癒される120数本の丸太材を中心としたロッジ風の木造建築とし、自然の光をやさしく取り込み、木のぬくもりと家庭的な雰囲気とセンスを生かした園が誕生することとなった。

その結果、地域と連動し、温もりと学びの施設として2002年度「彩の国さいたま景観賞奨励賞」や2006年「こども環境学会環境デザイン賞」、「木の建築大賞」等幼児施設では数少ない賞を受賞しているのである。

この施設では、乳幼児が安心して生活できる事を第一義に考え、自由に行き来できるよう平屋建てとし、更に室内と外とを効果的につなぎ活動が広がるように木のウッドデッキにしたことで、いつでもどこにでも自由に動けることから、子ども同士の自然な交流

園舎見取り図

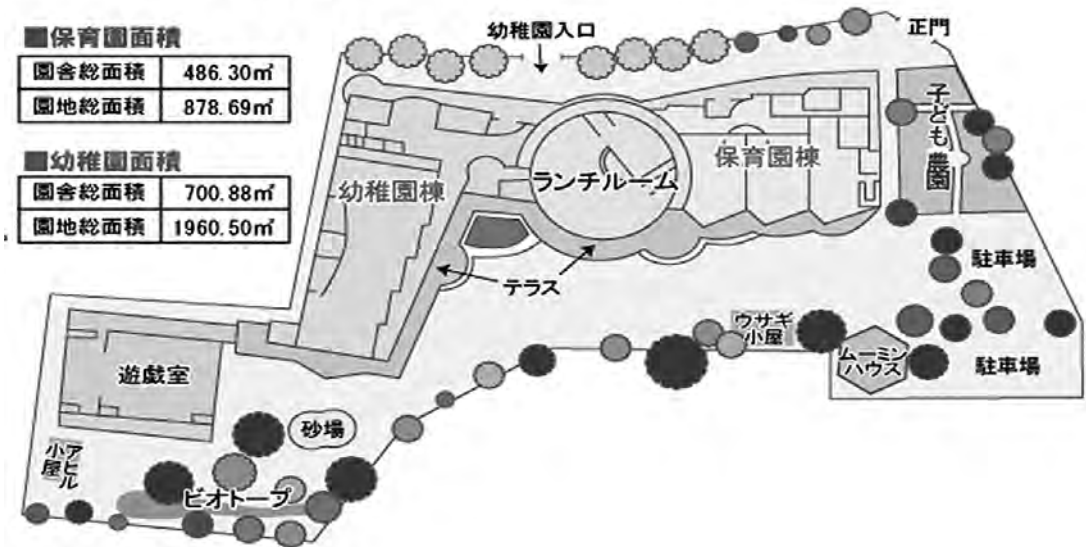


表3 「幼保連携型認定こども園 こどものもり」基本情報

認定類型	<input checked="" type="checkbox"/> 幼保連携型 <input type="checkbox"/> 幼稚園型 <input type="checkbox"/> 保育所型 <input type="checkbox"/> 地方裁量型		
法人種	幼稚園	<input type="checkbox"/> 社会福祉法人 <input checked="" type="checkbox"/> 学校法人 <input type="checkbox"/> 公立 その他 ()	
	保育園	<input checked="" type="checkbox"/> 社会福祉法人 <input type="checkbox"/> 学校法人 <input type="checkbox"/> 公立 その他 ()	
所在地	埼玉県北葛飾郡 (人口 3.6万人)	事業開始年月日	2008年4月1日
認定定員	(幼) 105名	(保) 60名	合計165名
子育て支援事業の内容	①子育て体験サロン (3歳未満児対象) ②子育てサロン (3歳以上児対象) ③園庭解放 ④子育て相談		

が生まれるようになり、ヨチヨチ歩きの赤ちゃんから活発な年長児までがお互いに認め助け支え合う生活の場が保障されている。

子どもの施設ではあるが、室内外を季節や保育計画に応じて興味が感じられるように品物を飾り、おしゃれなインテリアの雰囲気を作り、環境をセンスよく整えていく工夫もされている。

また、季節の変化や豊さを感じ取れる感性が育つ事を願って、自然の光が室内にやさしく入っていくようにトップライトや天窓を始めたくさんのガラス窓を用

いている。食育の観点からも、家庭での温かな食事を作ることと同じ体験のできるクッキングコーナーでは、自園の畑での野菜栽培、季節毎に実の成る果樹、更には子どもの心を優しく豊かに育ててくれる季節の草花の栽培等の環境を整えている。

こどものもりでは、幼保連携で赤ちゃんから就学前までの子どもが育ちあえる異年齢保育を大切にしている。子ども同士がお互いに信頼と尊敬が育つ為の具体的な方法として「異年齢保育形態」を取り入れている。

ここでは「出来る子が出来ない子に、大きな子は小さな子に教え伝えていく」、「大きな子は小さな子をいたわり、小さな子は大きな子に憧れや尊敬を持って共に助け合い、信頼し合い、思いやる心が育っていくような子ども同士との伝え合いの育つ保育環境が生まれている。赤ちゃんから就学前の子どもたちが家庭の兄弟姉妹のように支え合い、助け合う生活はほほえましく、頼もしい姿が見られている。

特に幼保連携型の認定こども園での3才未満児は、毎日大きな子の生活や活動の姿を身近に見聞きし、一緒に行事に参加する交わりの機会があり、興味のある事をすぐに真似ることから、特に興味や理解力の育ちが高まっている。

ここでは、散歩に出かける時に上手に手をつないであげたり、製作で紙の切れない子に切り方を教えてあげる年長さんもよく見られるようになった。

次に幼稚園・保育園の園児に区別がなく、一緒に学び育ちあえるコーナー保育について説明する。この施設では、園舎や園庭の全ては子どもたちの心が豊かになり、意欲が育つ為のすばらしい環境の一つと考えている。一人一人の意欲や興味を生かす場や時間の保障があれば、やってみたい活動を自分の意思で選び、自ら挑戦していくことができ、結果はともかくより積極的に取り組む気持ちが芽生えていくとの考え方のもと保育が進められている。

特に幼保の長時間児（保育園児）と短時間児（幼稚園児）が区別なく自然な形で一緒に活動し学び育ち合う為の効果的な活動の場として、コーナーシステムを導入しており、その成果は自主性や一人一人の意欲や自信につながっていることがよく分かる。

この施設では、次のようなコーナー（ゾーン）を用意し、子どものやる気や意欲の向上と同時に育ちの効果を願っている。

- ①クロークコーナー…自分で着替えたり脱いだものはきちんとたたんだり自分の身の回りの始末を上手に出来る喜びや小さな子のお手伝いや助け合いの思いが育つ。
- ②絵のコーナー…園生活に落ち着いて参加していく為に、毎朝自分の思いを一枚の絵を通してゆっくりと丁寧に描きます。自由な発想や創造性を育て、ゆっくり描く楽しみから感謝や美的センスが身に付いていく。

表4 在籍数と保育者の現在の状況 (2011年11月1日現在)

クラス	定員165名 保・幼	在園児数	うち 長時間児	うち 短時間児	保育者数	うち常勤 勤務者数
0歳児	6	6	6		6	4
1歳児	6	9	9			
2歳児	8	11	11		3	3
3歳児	40 105	40	12	26	11	11
4歳児		57	13	45		
5歳児		55	12	45		
合計	60 105	178	63	116	20	18
預かり保育担当、英語講師					2	0
その他(園長、事務、栄養士、調理、バス運転手)					9	7
職員数					31	25
保育者数20名中 幼保資格有16名、幼のみ3名、保のみ1名						

③造形のコーナー…自分のイメージで空箱や廃材な

どの素材を生かして、切ったりつなげたり、色付けしたりして、造形活動を通して豊かな創造力を育てていきます。また知らず知らずに工夫する技術とイメージが豊かになる。



④ごっこのコーナー…ままごとごっこやお店屋さん

ごっこなどを通して、家庭の再現と大人の真似から上品な生活や上手な片付けなど生活の仕組みを楽しく遊びながら学び、心の安定と生活の仕組みや居心地良く生活していく基礎訓練を体験し身に付けていく。

⑤表現コーナー…

ダンスや劇あそび、大型積み木やブロックあそびを通して自分の思いを身体で表現し充実感や満足感を体験することを通して、伝え合う喜びや達成感を味わっていく。



⑥クッキングコーナー…季節毎に収穫した果物や野菜

を楽しくクッキングしながら素材を味わう。この経験を通し、食べる為の作法や調理の手順、準備や片付けを学ぶ場となっている。

- ⑦自然コーナー…小さな生き物や草花や野菜の世話を通して、やさしい思いや感謝の気持ちを持つことを願っている。
また、ウサギやアヒルなどの小動物を育てることや四季を感じ、思いやりや優しさ、感動する心が育つ。
- ⑧外あそびコーナー…思いきり体を動かし、丈夫な身体や頑張る力を養う。
楽しく参加するにはルールがあることを体験の中で学んでいる。

こどものもりでは、この他に正面のエントランスから始まり、玄関や靴箱、室内やトイレ等隅々までが子どもの目線にたった爽やかな雰囲気があふれている。保育環境をセンス良くレイアウトすることで、子どもの心におしゃれ感覚やセンスが育つことを願いながら整えているのである。

また、ここでは、幼稚園・保育園の園児と一緒に楽しく食べる中で食育を通して育つシステムが構築されている。0・1歳児の保育室では、一人一人の状態を考慮しながら、畳コーナーの座卓やカウンターで、2歳児は家庭と同じようなダイニングテーブルで、身長に合わせたイスを使って「食べること」が「楽しく」なるように工夫してある。

そして「食べることへの意欲が湧く」ように、保育者も一人一人の体調にあわせて食事の量を盛り付け、家庭と同じような雰囲気の中で、子どもと同じ目線でゆっくりと食べる時間を持つように心がけている。

また、園舎の中央の高い天井から温かな日差しが降り注ぐランチルームは食事を作る調理員たちの姿やおいしい匂いが園内に流れるようにできている。ここでは、ゆったりと食べられるように3つのグループにコース毎に分かれて交替でランチを食べている。

食事を通して、「食べることは楽しい」と感じ、「おいしく食べるためのマナー」や「他への思いやり」が育つことを最重要課題として取り組んでいるのである。

幼稚園・保育園それぞれの園児が混成となることで、毎日違う3,4,5歳児が6人でひとつのテーブルを囲んで座るように配慮してある。また、主食は直接園児が栄養士や調理員に量を伝えたり、おかずもその日の体調に



応じて自分で食べられる量を調節して盛りつけるビュッフェスタイルを取り入れているのである。

食事の時間には、BGMのやさしい音楽を静かに聞きながら落ちついた雰囲気の中で会食をしている。全部食べ終えて「おかわりください!」という子どもも多く、レストランと同じように上品なマナーと共に日ごとに食欲が増加している。

年長さんは、ご飯や汁物、花瓶の水等のおこぼしをきれいに拭いたり、食べられない子への励ます声掛けやお箸の持ち方等を上手にお世話する姿が見られているようである。

誕生会の取り組みにも工夫がされている。ここでは、誕生会とは生まれたその月ごとにまとめて1回でお祝いするのではなく、一人一人を大切にすることの証として、原則として生まれたその日にその子のお祝いすることを大切にしているのである。

その子の生まれた日（その子の体調や保護者の仕事の都合で前後）に保護者にも一緒に来ていただき、コース（クラス）単位でささやかな会を開くのである。誕生者の子どもは、朝からコース色のスカーフを首に巻き全園児にもわかるようにしている。

誕生式の中では年の数だけロウソクをたて、一本ずつ子どもに吹き消してもらいながら、生まれた時や育ってきた思い出を保護者に話していただき、最後に「だいすき!だいすき!」と言って温かく抱き合うシーンを通して、あらためて子どもの育ちを喜ぶ出会いとしているのである。

こどものもりでは、幼稚園・保育園の共通の保育感を深めていくための取り組みがなされている。数年前から保育士と教諭が幼保のコース担当やコーナー担当を交替しながら取り組んでいる。このように保育園、幼稚園と勤務先にこだわることなく担当する為には、園の理念や保育の計画のみでなく、その日の出来事まで共通理解することが重要になっているのである。次に幼児に直接的にかかわる先生を育てている取組みについては次のとおりである。

まず、保育所保育指針と幼稚園教育要領を基に保育計画をたて、各年齢の発達やコーナーでの育ちを共通理解するために、1年を5期に分け、担当だけで組み立てるのではなく、全スタッフにより指導計画をたてている。各コーナーやコース、年齢の担当が前期の評価や振り返りを説明したうえで、来期に向けてのねらいや目標を検討する。そして話し合われたことは担当

が記録としてまとめ、次の指導計画に反映させている。

次に、保育園児の登園は朝の7時半から始まっているが、早出・遅出、幼稚園バス乗車以外の全スタッフが保育園棟と幼稚園棟をつなぐ中央のランチルームに集合。

毎朝の15分ほどのミーティングでは、全スタッフが交替で進行役を担当し、最初に個人の話題提供の話の後、当日の保育についての報告・確認があり、最後に園長からのひと言を受けて各自の担当場所へ分かれていく。

当園での共通理解の工夫の一つとしては、それぞれの担当が自分のコースや子どものみを見るのではなく、園全体を見渡しながら「全スタッフで幼稚園、保育園の区別なく子どもたち一人一人に関わる」という視点を大切にしている、その考えの一つが朝のミーティングにあらわれているのである。

また、毎日保育終了後にはスタッフルームに集まり、各コーナーの活動やコース(クラス)についての「今日の振り返り」と「明日の予定」を話し合い、園独自のノートや個人ファイルに書き込んでいく。参加できない早出、遅出の保育者は各自が帰宅前にノートを確認し書き込むようにしている。尚限られた時間のなかでの話し合いや打ち合わせとなっていて、より内容のあるミーティングの為の時間や進行の工夫が大きな課題の一つとなっているのである。



全保育者のミーティングは必要に応じ午後4時30分より7時までの時間内で内容は保育計画、行事計画、環境について、各コーナーの指導計画及び評価と反省と来期に向けてなど(会議の進行係及び記録係は交替で担当する。)をおこなう。

幼稚園と保育園の3,4,5歳児別担当ミーティングは必要に応じ午後4時30分より7時までの時間内で実施。保育園の年齢別ミーティング及び個人記録、連絡ノート類は毎日午睡時に記入。年間保育計画は園長が作り、指導計画、行事計画、年齢やコース、コーナーの担当は全保育者で話し合っているのである。

保育者の専門性と質の向上のために、ここでは工夫がなされている。保育の計画(Plan)に基づいて保育(Do)し、保育の内容の評価(Check)及びこれに基づく改善(Action)のサイクルにつとめ、より保育の

質の向上の為に日々取り組んでいくよう工夫しているのである。例えば、園内研修としては講師を招いて言葉かけについて(子どもがやる気になる言葉かけとは…)や園内保育のビデオをみでの振り返りやエピソードを語り合うこと、さらにそれぞれの自己評価をもとに話し合う機会をもつ。全スタッフが参加できるように土曜日の午後や行事のある日の午後等を実施するなど様々な配慮がなされているのである。

さらには、認定子ども園としてセンスのある保育者の育成を目指して、保育者の質の向上と専門性が問われている現在、「保育は人なり」と言われるように保育の質と同時にセンスの質の自己評価に心がけている。

こどものもりでは、次の点を保育者に必要なこととして伝えている。

- ・丁寧で上品な言葉使い、意欲につながる言葉かけや能動的な聞き方等を身に付ける。
- ・笑顔や爽やかさ、常に健康に注意し明るくリードして行かれるよう心掛ける。
- ・居心地の良い場やオシャレな雰囲気を作るセンスを磨く為に本物を見る目を養うなどの豊かな感性と心を身に付け、自分磨きに励む。
- ・服装もセンス良く着こなし、髪はきれいに束ね、ジャージやエプロンではなく子どもから憧れとアイドルと見られる様な気配りをいつも心掛ける。
- ・子どもには一斉での活動は極力短くし、特に名前を読んでもの出席確認や命令や強制的な罰や指示は慎む。
- ・幼保一緒のチームとして動く為、お互いの作業や準備は率先して関わっていく。
- ・特に認定子ども園であることから、他園や地域の方々から憧れと期待の目で見られているので、品格のある保育者を目指していくようお互いに高め合うよう努力し合っている。

園外の研修として

は、全国認定子ども園協会、保育士会、幼稚園協会、大学などが主催の研修会に交替で参加し、研修内容を全員に発表する機会を設けている。



この子ども園では、幼保の区別なく、より一体化して子どもと保護者への関わりがスムーズにすすむ為の運営面での共通化にも取り組んでいる。給与においては、休暇も幼稚園児の休みを基準にして全保育者の休

暇を同じような条件にしている。

また、保育園児の保育時間にあわせて、全保育者の毎日の勤務シフトも個々の状況を確認したうえで月毎に均等に組んでいる。



これができるのも日頃から幼保の区別なく一緒に生活をしていることで、幼保の担当がどの年齢の子とも関わる保育ができていた事によるものであり、交替が抵抗なくできているのである。

認定こども園は地域との連携や交流に積極的に取り組み、地域での子育て意識を啓発し、より質の高い子育てへの理解と協力を常に発信し続ける役割がある。

年間30数回の「子育てサロン」に参加する地域の子育て中の方々は、親子で楽しい時間を過ごせたよさを感じ、子育ての悩みを相談する姿が見られたり、同じ日に紙芝居ボランティアさんが楽しみに通ってくれる姿もある。ここでは、年長児を中心に老人施設を訪問し一緒に遊び、子どもたちに優しい気持ちやいたわり合う気持ちが芽生えてくる姿がみられている。

保護者との信頼については、園としての最重要課題と位置付けていて、ほとんどの園行事は保護者が参加しやすいように計画している。その為に年間行事予定を4月当初に知らせたり、参加しやすい曜日の工夫をしている。また幼保の保護者会主催の行事やイベントや卒園対策委員会も幼保一緒に打ち合わせや当日の進行を担当し合う等、お互いの活動しやすい時間帯を使って協力し合えるよう配慮することで保護者の方々も幼保の区別なく積極的に協力してくださる姿がある。また「絵本貸出のボランティア」や園児のみのクッキングパーティーやおもちつきへの一日保育者として保育に積極的に参加したいという保護者も増えている。

2010年に見学に訪れた際に、子どもの立場に立った保育・教育に熱心に携わっている若森正城園長先生は、次のように述べている。

今、日本の乳幼児界では幼保一体化論や認定こども園制度が話題になっている。また地域格差による待機児童解消策や制度の二極化からくる混乱も先行きの不安定さとなり、現場での混乱が噴出している。今後の子育てや子育てに関する政策が日本の将来に大きな影響を残していく事は明白であり、国家戦略として次世

代への最優先課題として大胆な支援政策を熟望するところである。今後の願いとして望むことは、制度の枠を超えた子どもの為の新しい理念と保育観の確立や二元化制度の一本化を目指し、子ども省或は子ども家庭省の設立。さらには、乳幼児対策として子ども最優先の保護政策の確立（妊婦、出産、育児手当の無償化）国家の財産としての財政的支援の保障（乳幼児施設への財政支援）、手厚い保育の実現の為に施設設備費及び運営費の国による財政支援、保育者への給与及び研修日と研修派遣費用等の保障と財政支援、・国の未来の財産の為に、緑豊かな環境保護及び支援。そして、恵まれた自然環境と良い伝統を受け継いできた日本に育つ子どもたちが、豊かな心や愛国心を身に付け、世界に向けて発信していかれるように、国をあげて「子どもの最善の利益」に向かう法整備を切に願っていることである。

ここまでは認定こども園に関する背景や法律、幼稚園と保育園の比較等についてできる限りの情報を加えながら、そして現場の様子も踏まえながらまとめてみた。

また、視察に多数の方々が入園している幼保連携型の代表的な認定こども園“こどものもり”についても紹介し、この若森正城園長先生方が大切にしている保育・環境についてより具体的に説明してきた。この認定こども園では、幼稚園・保育所の子どもたちが育ちあうしくみが現場の教職員の努力により確立されていることがうかがえる。私が見学した限りでは、その一助となっているのは、間違いなく惜しみないこどもへの愛情と努力の一言であろうと思うのである。いくら何億円の施設が準備されたところで幼児に日常のかつ直接的にかかわる現場の保育者たちの質が悪ければ、どんな理想論を語っても仕方がないのである。

これまで全国の様々な幼稚園・保育園・認定こども園を見学してきたが、良い保育・教育を実践している園は、必ずといっていいほど門を入っただけで雰囲気が違うのである。子どもの楽しそうな声の響きが違うのである。そして、その楽しそうな子どもたちの側には、笑顔で丁寧に来客のためにスリッパをさっと出すような気配りのできる教職員と園長先生が必ずと言っていい程存在するのである。保育・教育とは、そこに存在する人たちが子どもの育ちを願いながら心をこめてじっくりと作りあげていくものではないかと思う。認定こども園の代表的な「こどものもり」では、多く

の子どもたちが若森正城園長先生をはじめとする教職員の手作り感溢れる環境の中でゆったりと幸せそうに友達と遊んでいた。

この幸せな時間を過ごしている子どもたちが大人になった時に、社会の中でどんな存在を果たし、他者とかかわりながら生きていくのかについては、言うまでもないであろう。

そう考えると私たちの日々の時間の積み重ねは、とても意味深いものなのである。

4. 東日本大震災後の福島県人口と子ども環境

ここからは、東日本大震災の影響を受けた福島県の保育・教育の環境について考察していくとともに、今後保育・教育現場が果たす役割についても検討していきたい。この震災により保育所・幼稚園という枠組みだけで保育・教育をそれぞれに実践するという観点よりも“福島県レベルで子ども全体を育てていく”しくみが急務となった。

原発の問題により子どもたちが県外へと避難する状況は未だ止まらない。減少する人口と少子化も重なり福島県の保育現場が置かれている現状を具体的にまともていく。

ここでは、福島県の推移人口と各市の将来推計人口との比較をしてみたい。人口減少は、全国的な課題として認識されていたが、震災及び原発問題は、これを加速するものと考えられる。

福島県の人口（福島県企画調整部統計課【福島県現住人口調査月報】、2011年10月21日公表）9月1日現在で199万1,506人となり、200万人を割った。3.11東日本大震災以降半年で、3万2,895人の減少である。これは、とりわけ、東京電力福島第一原発事故の放射能問題の影響が大きいと考えられる。人口減少は、県の中心市、福島市・郡山市においては他の市町村よりスピードが速い。特に、郡山市においては5年ほどスピードが速く、2020年の推計値に近づいている。

次に、福島県現住人口調査（2月末と8月末）の比較、及び市区町村将来推計人口との比較の視点からみてみることにする。年少人口（0から14歳）は、今後の就学前全施設（認定こども園・幼稚園・保育所）、小学校、中学校の動向及び制度のあり方に、短期的に大きく影響する。国立社会保障・人口問題研究所の都道府県別年少人口の将来推計を基礎に、福島県の現住人口とを比較した。なお、国の推計では、年少人口全体を合算した数値で示しているため、福島県現住人口調

査も同様の処理をした。また、国の年少人口（2010年～2015年）の数値は、 $(2010年\sim 2015年) \div 5$ 年で、各年度の平均値から算出した。

両者を比較すると、県全体の年少人口の減少は、推計値に約2年先行している。とりわけ福島市・郡山市においては、4年～5年先行しており、急激な年少人口の減少が分かる。相馬市・南相馬市においても、3年～5年先行しており、震災による津波の被害と原子力発電所事故による影響がうかがえる。

年齢階級別移動者数は、県内移動者数・県外移動者数を把握することで、今後の動向を推察することができる。

3月の人口動態2011年3月1日時点（2011年10月5日公表）をみると、震災・原発事故による県外転出が大変多いことが確認できる。また「20～54歳」の転入をみると、男性に比べ、女性の転入が非常に少ないことが分かる。このことは、単身赴任での転入が多いことを推測させる。一方、転出も女性が多いことから、男性は福島県内に残り、女性と子どもが他県へ避難・転出する姿がうかがえる。

9月の人口動態は、震災より半年を迎えた移動者の動向を示す。県外移動者の転入（出）超過数は震災後マイナスとなっている。すなわち、県外への人口流失が止まらないということである。

「20歳～25歳」の年齢階級では、転入・転出の男女差がほぼ同数である。「30歳～64歳」の女性転入者は、同年齢の男性転入者よりも少ない。これは、独身者の転入と夫婦世帯であるが男性が単身者として転入しているものと推察される。

県外への転出においても、「25歳～44歳」の女性が多い。また、「0歳～4歳」の年齢階級についてみると、3月で416人の転出超、8月末には493人の転出超で、転出者がさらに増えている。このことを踏まえると、今後、年少人口がさらに減少し、それに呼応して、県内の就学前全施設の利用者が急激に減少することが予想される。また就労の場が十分確保されるかどうかは別として、少なくとも生活の再建、維持のため就労するあるいはそれを希望する保護者は、今後増加すると考えられる。したがって、就学前人口が減少し、公立幼稚園の運営により大きな影響を与える。

次に、福島県内の例として、福島市の公立幼稚園の入園予定者数をベースに定員充足率をみていきたい。

福島市の私立幼稚園の2012年度の園児数は、20園で定員3510名に対し、1883名の予定数である。（2011年11

月21日調査)充足率は平均約54パーセントである。各園において園児が半分不在の状態ともいえよう。何とも極めて深刻な問題である。この数字は、2011年5月1日現在よりも639名減少しており、原発事故の影響が少なからず関係しているとされている³。

公立幼稚園についても同様であり、現実的にかなり厳しくなることがうかがえる。また、福島県全私立幼稚園協会県北方部会の調査によると2011年11月現在の29園の私立幼稚園の充足率は、全体で67.3パーセントであり園児数にすると前年度比238名の減となっている。

ところが福島市私立保育所・私立幼稚園の充足率比較をしてみたところ、福島市の保育所33園には、2011年10月1日現在で定員2,755名に対して、乳幼児(0歳～6歳まで)が3,065名入所している。定員充足率にすると111.1パーセントというかなり高い数値であり(0歳から2歳)は急激に充足率が高くなっている。

これらの福島県の問題を踏まえ、今後予想される状況について考えてみたい。全国認定こども園協会副代表理事の古渡一秀先生の調査によると人口減少の視点からとらえると、年少人口の急激な減少に伴い、公立・私立を問わず、幼稚園経営どころか、存続自体があやぶまれる状況が今後予想される。クラス単位の活動や子ども集団の確保も困難になる可能性は高い。就学前児が減少することは、やがて、小学校の経営にも一層の困難を生じさせることになるという。

また、労働力移動・構造変化の視点からとらえると、原発事故以降、各企業においても人材不足が発生している。一方、若い世代の流失で従業員確保のため、非正規雇用から正規雇用へ切り替える企業も増加していると思われる。

また、私立幼稚園の充足率の急激な減少と保育所の高い充足率から推測されることは、所得が高い世代と低い世代の差が生じているということである。すなわち県内に残る若い世代は、共働きできる環境にあるものであり、保育所重要が高まってきたのではないかと予想される。この調査によると転入する若い世代と転出の男女がほぼ同数である。県内に残る若い世代は共働きが増加するため、0歳～1歳の保育所入園希望が増え、新たな待機児童が増加する。新たな待機児童問題は、若い世代が、放射能問題と入所困難な保育所という現実から、県内に残るか転出するかの選択に大きく影響すると考えられる。

次に保育所及び幼稚園のあり方や市町村保育計画の

あり方について考えていきたい。

保育所は保育士が雇用される場でもある。保育所制度改革においては、保育所自体における雇用の創出と保育の質の確保という視点から、(0歳児3人に1人、1歳児4人に1人、2歳児6人に1人、3歳児15人に1人、)といった保育士の配置基準の改正が必要である。さらに、保育所及び幼稚園の認定こども園への移行を促進し、幼保連携機能を充実させ、幼保定員の弾力化も含めた対策も必要である。

本年度各市町村で計画していた市町村保育計画(幼稚園の計画も市町村の保育計画に入れる必要がある。)を含めた、総合的な保育計画、あるいは次世代育成支援市町村行動計画の見直しも必要である。その際には、2011.3.11以降の急激な年少人口減少を視野に入れるとともに、公私立の幼稚園も含めた、総合的な検討が求められる。

また、中期的には、県において県全体の保育・教育の質の向上を含めた、県のグリップ力(認可や指導力)がある政策、各市町村においては、現状を踏まえた幼保の適正配置など、今後5年～10年の新システム対応の市町村事業計画を意識した対策が必要なのである⁴。

おわりに

これまで、認定こども園の法律制定、認可状況、幼保連携型こども園の代表的な取組み、そして福島県が抱える問題としての人口の推移などの状況について広い範囲で述べてきた。

これらの詳細なデータや取り組みの例などの情報を知ることで、子どもの置かれている環境を再度構築し直し、現場の教員が最優先にすべきことは何かのヒントを探るための現場教員の手がかりになればと切に願っている。

現在、福島県内で幼稚園・保育所の置かれている状況はとても良いとは決して言えない。

先にも述べたとおり、震災後に懸命に復興、復旧をしていた現場教員の努力がなかなか報われず、子どもが福島現場から徐々に減り続け、原発の問題により子どものみならず、家族が避難を余儀なくされ、子ども集団も少しずつ変化をしてきている。おそらく、何より懸念しなければならないのは、震災後このような環境で育っていく子どもたちの記憶と育ちである。

福島市、郡山市においては、2011年9月1日時点で定員との比較からみていくと、年少人口減少が速いにもかかわらず保育需要がさらに高まっていることが分

かる。マイナスが付いている市町村においては、施設数の過剰又は、過疎の進行などが推測される。

この結果、福島の保育所では待機児童が多く今後は、現存している定員割れをしている幼稚園の機能を十分に生かしながら、子どもたちが待機せず教育・保育を受けられるように認可保育所を増やし、これまでの幼児教育の機能を生かしつつ、0歳～2歳までの幼児の保育ができるような環境を作るべきである。なぜなら、このままの状態では幼稚園・保育園等の垣根を作っている時ではないからである。

我が国は今後、世界に例のない少子高齢・人口減少社会を迎えるが、3月11日以降の被災地の状況は図らずもそれを先取りする形となりつつある。被災3県においては、地震、津波、原発事故の影響によって人口流出を引き起こし、福島県は、将来推計人口を上回るペースで人口が減少しており、東日本大震災で本来受けられる教育・保育が不十分となっている。つまり、子どもたちが安心して保育・教育を受けられるよりよい環境が維持できないことにつながるのである。特に、原発事故に見舞われた福島県では、県外転出者の増加に伴い乳幼児人口も減少し、保育所や幼稚園にも少なからぬダメージを与えている。これはごく限られた期間に起こったことであるが、被災地以外の全国各地においても5年、10年のスパンで同じような人口減少が進むと予想される。言い換えると、被災地における子ども・子育て支援の政策を考えることは、我が国の子ども・子育て支援政策全体のパイロット的な意味合いを持つものと考えられる。

さらには、幼稚園のさらなる減少や近い将来就学前施設の供給過剰市町村が発生し、財政悪化に陥ることや、将来的に経営困難な保育所や認定こども園が発生する可能性が高い。

この急激な年少人口現象は、従来のシステムでは対応できないほど急変し、手遅れになれば致命的な状況（県や市町村に生じさせる）可能性を含んでいる。新システムの構想にある県・市町村の権限や責任など制度・政策のグリップ力が試され、子どもたちの未来を保障する保育現場の責務が試され、日本の未来を集約した現場の姿が求められつつある。

たった半年で進行した少子化問題はこれから様々なところに影響してくると考えられる。福島県におけるこれらの状況は、震災・原発問題という要因はあるが今後10年から20年後の日本各地における少子化問題の姿であり、当県における総合対策は、今後の日本全体

の少子化対策の引き水となる可能性もあり、早急な検討および対応の実現が必要である。福島県は、どの県より教育・保育の環境を早急に整備し、一人でも多くの乳児・幼児が安心して遊べる環境と保育者のもとで過ごすことができるしくみ作りを実現しなければならない。そのためには、定員割れをしている既存の幼稚園のこれまでの教育の実績と施設を最大限に生かし、そこに保育所機能を備えていく認定こども園を増やすことが望ましいと考える。

幼保一体化とは、幼稚園・保育所の一体化ということの他に、幼児教育と保育の一体化という意味もある。

幼児教育は詰め込むのではなく、子どもの気持ちを深くくみ取って対応する養護でもある。

幼稚園と保育所には文化の違いがあり、認定こども園となるとその融合にかなり苦勞するとの声もきかれる。

しかし制度開始から数年が経過し、その壁を乗り越えた園も多くある。

その原動力はおそらく0～就学前の「子どもの育ち」という観点からであると考えられる。

この震災で地域のこと、子どもたちのこと、教育のこと、保育のこと、そして家族のこと等たくさんのことを実感した福島県だからこそ、幼稚園・保育所の垣根を越えて「0歳～就学前までの子ども全体をしっかりと大人が支え、育くむ」という観点をもち、育ちが保障され保護者も安心して復興のために就労できるしくみ作りに取り組まなければならないのである。

20年、30年後に福島県を背負って立つ子どもたちを、今こそ保育、教育の現場で愛情を持った力強い保育者が支えゆっくりと育てていくべきではないかと考えている。

そして、子どものために大人が協力し合えるしくみが必要であるとも考えている。

<注記>

1. 2. 認定こども法研究会「認定こども園法の解説」
2006年12月1日発行
3. 4. NPO 法人全国認定こども園協会副代表理事古渡一透 資料「災・原発事故による急激な年少人口減少による対策」「福島県人口」

<参考文献>

文部科学省・厚生労働省 幼保連携室ホームページ
社)福島市私立幼稚園協会「平成24年度新入園児募集状

況一覽表」

(社)福島県全私立幼稚園協会県北方部会「平成23年度
園児予定数」

昭和前期の映画にみる事務職女性

The Women of Clerical Profession Shown in the Movies of the Earlier Times of Showa Period

小松由美
Yumi Komatsu

目次

はじめに

1. 「職業婦人」の登場

2. 映画文化の開花

(1) 映画の誕生

(2) 昭和前期の映画作品の傾向

3. 映画に描かれた事務職女性

(1) 代表的な作品とその分析

(2) 終戦後の作品

4. 事務職女性が映画作品に描かれた時代背景

おわりに ～「職業婦人」から「モダンガール」へ～

はじめに

今日ではごく一般的に見られるオフィスで働く女性の姿。その光景はいつから見られるようになったのだろうか。その歴史は130年ほど前まで遡る。日本の資本主義経済の形成とともに、1880年代半ば頃からビジネスの場において女性も就労するようになった。1880年代半ばと言えば、明治期も中頃に差し掛かろうという頃である。

明治期後半から大正期には近代化がもたらされ、金融経済の安定化や機械化、工業化によってさまざまな産業分野で企業が勃興した。女子教育が整備されたことも、労働市場への女性労働力の供給に繋がった。また、当時の世論形成に大きな影響を及ぼしていったといえるものがメディアの力である。特に、明治末期から大正期にかけて相次いで創刊された女性雑誌は、女性がビジネスの場で就労したいと思うような後押しとなり、また役に立つ情報源となった。さまざまな動き

が絡み合い、大正期に入ると女性が公的領域で就労することへの抵抗感もやや薄れるようになり、就労する女性たちが急増した。やがてそれは大きな一団となって捉えられるようになった。当時、公的領域で働く女性たちを「職業婦人」と一括りにし揶揄して呼ぶほど、その動きは大きかったのであろう。現代で言うところの、OL (Office Lady) の始まりである。

そのようなOLの原形ができるのは本格的には昭和前期である。この頃には映画も多く制作されるようになり、それらにはおしゃれでモダンな職業婦人が描かれている。こうした娯楽メディアも女性の生き方に影響を与えた一つであったと考えられる。

オフィスを舞台に取り上げ、そこで働く女性を描いた映画は、当時の様子が垣間見える非常に貴重な資料である。本稿では昭和初期の日本映画に描かれた事務職女性を通して、彼女たちの仕事、恋愛、結婚観などについて分析を試みたい。

1. 「職業婦人」の登場

20世紀初頭には「職業婦人」という言葉が登場する。「職業婦人」とは働いている全ての女性を指していたわけではない。1921年（大正10年）の日本労働年鑑によれば「職業婦人」は「多少の事務又は技術的能力を有する、被傭者及び営業者として独得の地位を有する女子」と定義されている¹。では具体的に、彼女たちはどのような仕事に携わっていたのだろうか。『モダンガール論』の著者、斎藤美奈子は「職業婦人」と呼ばれた女性たちの職種を大きく四つに分けている²。

- ①産婆、看護婦、医師、教員、美容師などの技術職や専門職
- ②事務員、店員、タイピスト、交換手、記者など企業や官庁の職員
- ③料理店、飲食店、待合、遊興施設、宿泊施設などの女中や女給
- ④音楽家、画家、書家、ダンサー、女優などの芸術・芸能関係者

つまり、「職業婦人」は俸給生活者であり、肉体労働ではなく、ホワイトカラー的で「きれいな」仕事に従事する女性を指していた。

19世紀末からビジネスの領域で芽生えた女性事務職は、20世紀初頭にかけて急速に拡大・興隆し、趨勢を見せている。明治末期から大正期に相次いで発刊された女性雑誌では、公的領域で就労する「職業婦人」という新しい女性の存在を時代の象徴として捉え、女性が従事する職業について華々しく紹介し、誌面を繰り広げていった。

「職業婦人」と呼ばれた女性たちの就労は実際のところ、彼女たちの自立意識の高まりというよりは、良妻賢母思想という「閉鎖的な」社会通念・風潮のなか、深刻な不況等による不安定な生活を支えるため、家計の補助を動機とするところが大きかった。貧しい家庭に育ったために、職業を持つ女性は当時偏見の目で見られていた。

ところが、1920年代あたりからこの傾向に少し変化が見られるようになる。この頃になると中流階級出身の女性も就労するようになっていた。というのも、第一次大戦後、高等女学校における良妻賢母教育の中で、女性も職業を持つことが望ましいという論調が出てきたためである。高等女学校卒業後には、働くことが奨励された。その理由は次のようなものである³。

- ①職業は女性自身の人間形成に役立つこと。
- ②職業は夫への理解を助け、母・妻としての役目を

遂行する上でも役立つこと。

- ③女性が職につくことは国家にとって有益であること。

あくまでも女性の最終目標は、良き妻、賢い母になることであるが、そのためにも職業に就くことは女性たちにとって将来的にも役に立つとされ、奨励されたのである。

2. 映画文化の開花

(1) 映画の誕生

日本での映画興行は20世紀に入るとすぐに始まった⁴。1912年（大正元年）には日本活動写真株式会社が生じ、1920年（大正9年）には松竹キネマ株式会社が創立している。後に松竹キネマは女優を登場させるなど画期的な取り組みで、日活と映画界を二分するほどにまで成長した。

1923年（大正12年）に関東地方を襲った関東大震災は、空前の大災害をもたらしたが、これが新しい街づくりと都市における大衆文化を開花させる契機となった⁵。復興が早かったこともあって、年号が大正から昭和に変わる頃には銀座と浅草は文化と享楽の街として賑やかになり、浅草映画街や新国劇は全盛を迎える。

ところが、せっかく立ち上げられた映画会社も、1929年（昭和4年）の世界恐慌に伴う世界的な不況に陥り、映画館の閉鎖が続出するなど苦戦を強いられた。1931年（昭和6年）に満州事変が勃発した後は戦時色が濃くなり、1930年代、1940年代を通じ、日本は長きにわたって戦争という暗い影の中を歩むこととなった。それでも1933年（昭和8年）には東宝映画株式会社が設立されている。戦時下では言論統制が行われ、映画もその例外ではなかったことから、制作される内容や表現にも統制が加えられたことであろう。

しかしそのような社会状況下でも、1940年に映画法が施行され、1941年に映画新体制が敷かれるまで、映画界は成長を遂げ、映画を通じた文化は開花していった。

(2) 昭和前期の映画作品の傾向

昭和に入り、タイピストや事務職の女性を取り上げた映画が多く制作されるようになった。それらの映画では必ずしもタイピストや事務職に従事する女性がストーリーの主人公や中心人物となっているわけではない。さらに、終戦後は待ち望んでいたかのように、そのような作品が一気に増え、さまざまな形でオフィス

で働く女性たちが取り上げられている。

それらの映画作品は、働く女性たちのシンデレラ・ストーリーやサクセス・ストーリーが描かれているわけではない。それは、描かれている女性が必ずしも主人公としてタイピストの仕事をしていたり事務職に携わっていたりするわけではないことから、その出世を描いたものではないということに起因すると思われる。しかし最大の理由は、日本社会において精神的にも経済的にも自立した新しい生き方を目指そうとする女性がまだまだ少なかったことが考えられる。また、男性の側においても、社会の状況としても、そうした女性の生き方を支援するような基盤がまだ存在していなかったためであろう。

タイピストや事務職の女性が登場する作品の多くにおいて、彼女たちの多くは「脇役」として描かれているが、たとえそうであったとしても、映画に登場するようになるほど「職業婦人」と呼ばれる女性たちは確実に社会に進出していたのであり、職場の中で確固たる位置を占めていくほど趨勢化していったことがうかがえる。

3. 映画に描かれた事務職女性

(1) 代表的な作品とその分析

ここでは、代表的な作品をいくつか挙げ、そのあらすじや印象的なシーンを紹介しながら、「職業婦人」「モダンガール」の仕事や恋愛、結婚観など、彼女たちの生き方を分析していきたい。

①『大学は出たけれど』1929年（昭和4年）

小津安二郎監督／清水宏原作／荒牧芳郎脚本

【あらすじ】

主人公の野本徹夫は大学を卒業したばかりである。ある日、彼はピシッとしたスーツに身を包み、紹介状を持って企業を訪問する。ところが紹介状を持って行ったにもかかわらず、「気の毒だが欠員がない。受付の仕事ならある」と言われてしまう。大学を出ているというプライドが許さない彼は「受付の仕事なんて…」と憤慨して帰宅する。そこへ、許嫁のまち子（田中絹代）が上京する。彼女は、二人の生活を少しでも楽にしようと思い、カフェの女給のアルバイトを見つけ、徹夫に黙って働き始める。しかしある時、運悪く偶然彼に見つかってしまう。徹夫は「あんなところで働かせるようなみっともないまねはしない」と宣言し、再び自分の就職活動を始める。紹介状を持って行った先日

の会社を再び訪ね、どんな仕事でもすると言って求職を依頼すると、人事担当者からは「君もこの前から見るとだいぶ苦労したようだね。それだけわかれば、何も受付でなくとも社員として働いてもらおう」と言われる。

【分析】

この映画は昭和の初期、大学は卒業したものの、不景気で就職先がなかなか見つからない若者を描いた、当時でも有名な作品である。ビデオの帯には「当時は大学を出ても就職率は30%とかなり低かった」と記してある。1929年（昭和4年）といえは世界金融恐慌が起こった年であるが、日本ではその数年前から金融恐慌が始まっており、深刻な不景気に陥っていた。世界金融恐慌によって追い打ちをかけられた形となり、失業率も相当高かったと言われている。近代・現代の家族制度や問題に詳しい湯沢雍彦は当時のことを「東京帝国大学の文学部を出た学生にもタクシー運転手になることを勧める教授が出たほどである」と述べている⁶。大学を出て就職できた者は三人に一人ともいわれ、この映画のタイトルである『大学は出たけれど』はそのまま流行語になっていたという。

この映画にもオフィスの光景が登場する。受付の仕事は「単純で、簡単な」仕事であり、そうした仕事は「女性が」する仕事であり、大学を卒業した「男性が」就くような仕事ではないと捉えられていたことが読み取れる。さらに、同じ「職業婦人」の範疇に入るカフェの女給の仕事も、「あんなところで」働く仕事であり、「みっともない」仕事として捉えられている。つまり、そのような仕事に女性に従事させることは、男性としての「沽券にかかわる」ことであった。大卒の徹夫にはそうしたプライドがあったことはもちろん、企業の人事担当者も「何も受付でなくとも社員として働いてもらおう」と再度訪問した際には述べていることから、「男性」「女性」それぞれが従事すべき仕事、職種にはこだわりや固定観念が存在していたと考えられる。

「職業婦人」と一括りにされていた仕事も職種によっては捉えられ方に格差が存在していたと考えられる。医師や看護師、教員などの専門職と、タイピストや事務員、電話交換手、店員など企業や官庁の職員は、「職業婦人」の中でも比較的ステータスの高い職業として捉えられた感があるが、飲食店や宿泊施設などの女給や女中、また芸術や芸能関係の職業はそれよりも一段低く見られていたことがうかがえる。

②『東京の女』1933年（昭和8年）

小津安二郎監督／エルンスト・シュワルツ原作／
野田高梧脚色

【あらすじ】

主人公の島村ちか子は、弟の良一と二人暮らしである。彼女は弟の学費を稼ぐため、英文タイピストとして働く、弟思いの姉である。彼女が勤務する会社にはすでにタイピストが何人かいて、ちか子は入社4年ほどになる。上司によれば、彼女は毎日退社後、千駄ヶ谷に住む大学教授宅で、夜遅くまで翻訳の手伝いもしているという話だが、実は毎夜、怪しげな酒場の女給として働いており、なぜか警察の要注意人物になっている。しかしこれは表向きの姿であった。本当のところは彼女は非合法の政治結社に関係する仕事に携わっていたのである。映画の結末は、そうした姉に失望した弟が自殺をはかることで終わっている。

【分析】

この作品は小1時間ほどのサイレント映画である。原作はエルンスト・シュワルツ『二十六時間』となっているが、それは監督である小津が作り上げた架空の人物と作品名であると帯には記載されている。1930年代のこの作品あたりから、タイピストを中心に描いた作品が次々と登場するようになった。

ストーリーの展開については理解し難い部分も多いが、当時の日本社会では映画の中に女性の英文タイピストが登場するほど、すでに企業においてタイピストの仕事は定着していたことがわかる。日本社会における「タイピスト」という職種の定着をうかがわせるものである。

また、作品の中では男性が洋装で登場するのに対し、主人公の島村をはじめ、就労している女性タイピストは皆、和装であった。当時のオフィスでは、男性が洋装、女性は和装という姿が一般的であったと考えられる。「キャリア・ウーマン」のはしり的な映画である。

③『風の女王』1938年（昭和13年）

佐々木康監督／片岡鉄兵原作／野田高梧脚色

【あらすじ】

ヒロイン（三宅邦子）は銀座の化粧品会社に勤める「職業婦人」であり、英文タイピストとして生き生きと働いている。

妻子ある上司（佐野周二）が好きになり、その恋がかなわないとわかったと、きっぱりとあきらめて仕事に生きる。物語の最後はパリ駐在を命じられ、横浜から

船でフランスへと旅立っていく。

一方、妹（高杉早苗）はピアノが好きで、将来はピアニストになりたいと夢見ている。男女交際にも積極的で、姉の上司（佐野周二）をデートに誘い、一緒にアイススケート場に行つて滑ったりする。佐野が「もう九時半だ、遅いから帰ろう」と言うのも聞き入れず、「まだ宵の口よ、これから銀座に行きましょう」などと青春を謳歌している。

【分析】

自立志向の強い、おしゃれなモダンガールが描かれている作品である。モデルとなっている銀座の化粧品会社は資生堂のようだ。かなわぬ恋を早々にあきらめ、仕事に生きようとする姉と、そこそこに仕事をして趣味や今の楽しみに興じる生き方をする妹という具合に、姉と妹が対称的な女性として描かれている。

④『南風』1939年（昭和14年）

渋谷実監督／林芙美子原作／伏見晃脚色

【あらすじ】

主人公の太宰菊子（田中絹代）は、家族の反対を押し切って愛する男性を追いかけ、田舎から上京する。何のあてもない彼女は、とりあえず叔父の家に居候するのだが、間もなくそこを出て、彼のアパートへ転がり込む。すぐに働く場所を探さなければならないと考えた菊子は、邦文タイピストとして修業を始める。

【分析】

この頃のタイピストはまだ着物姿でタイプを打っている。タイピストをはじめ、事務職の女性を描いた作品の登場は1930年代の終わり頃から急増する。それらの作品は全般的に暗いストーリー展開であるという共通点がある。描かれた女性たちは不遇の身として設定され、皆それぞれに何らかの苦勞をしている。シンデレラ・ストーリーやサクセス・ストーリーといった内容からはほど遠い作品がほとんどである。

⑤『兄とその妹』1939年（昭和14年）

島津保次郎監督・脚本

【あらすじ】

主人公の女性は、兄夫婦と同居しながら丸の内界隈の商事会社で働く英文タイピスト兼個人付秘書という設定である。彼女は普段、こぎれいな一室で上司とともに仕事をしている。上司がアメリカの取引先へ宛てた商取引の文面を日本語で読み上げると、それを即座に英訳しながらタイプを打っていく。彼女は驚くほど

高い語学力とタイピングスキルを持っている。

さらに洋装でヒールを履き、つばのある帽子をかぶって電車で通勤する姿は、当時としてはおしゃれでモダンな感じであり、とてもエレガントに見える。「洗練された」才女という設定で描かれる主人公の女性とは対称的に、兄嫁は専業主婦という設定で描かれている。兄嫁は常に和装で、地味ではあるが、家事をきちんとこなす「堅実な」女性として描かれている。

【分析】

昭和初期の映画でありながら、すでにこのように高度な仕事をこなすことができる「キャリア・ウーマン」が登場している。この作品からは当時のサラリーマンや事務職に携わる女性の様子、そしてオフィスの光景がうかがえる。

主人公はテキパキと仕事をこなす女性として描かれているのだが、兄嫁が専業主婦として対称的に描かれていることと照らし合わせると、結婚生活を営む上でいづれ女性に必要となるものは、そうした「洗練された」資質や「華やかな」要素ではないということがこの作品では表現しなかったのであろうか。あるいは、そうした資質があっても女性は結婚できないということ表現しなかったのだろうか。主人公は、仕事の上では「キャリア・ウーマン的な」能力を発揮する女性であるが、未婚女性として描かれている。だからこそ兄夫婦と同居し、面倒をみてもらっているのであるが、「一人の女性」として考えた場合、果たしてそうした生き方は幸せなのだろうかと当時映画を観た女性たちは問いかけられているような気がした作品ではないだろうか。

⑥『東京の女性』1939年（昭和14年）

伏水修監督／丹羽文雄原作／松崎与志人脚本

【あらすじ】

主人公の君塚節子（原節子）は興産工業株式会社という自動車販売会社で英文タイピストとして働いている。同社の庶務では妹の水代も働いている。ある時、節子が知人に何気なく自社の車を薦めたところ、運良く購入に結び付き、節子には会社から売り上げの報酬が入った。そのことから彼女はセールスの給料には歩合制というものが存在し、タイピストの給料よりもはるかに高いことを知る。彼女は、働かない父親の代わりに家計を支えるため、タイピストからセールスマンに転身しようと決意し、かねてから憧れていた同僚の男性セールスマン木幡にそのことを相談する。彼は「仕

事のできる」男性であった。「私がセールスマンになってやろうかしら。だって、セールスマンだったら男だとか女だからってという差別はないでしょ。どこまでも腕一本の勝負ですものね。私、同じ条件で男と競争してみたい気がするの。」とその心境を打ち明ける。

家では父が、酔うと母に暴力をふるっていた。そのため、節子は両親を別居させる。節子が父に仕事を探して働くように説教をした晩、父は交通事故に遭い、入院することになった。ただでさえ家計を支えるのが困難であるのに、父の入院費用をまかなうため、彼女は本気でセールスマンになろうとする。木幡に「私を一人前のセールスマンに仕上げてください」と頼み込み、セールスに絡む知識について彼から指導を受ける。頭で理解するだけでなく、工場のラインにも出向き、他の整備工に混じって車体の下にもぐり込み、油にまみれながら車の構造や整備について学んだ。そして車の運転技術も身につけていく。そんな彼女を見て、同僚の女性タイピストたちは冷やかな視線を浴びせ、「とても私たちにはできない芸当だわ」とつぶやくのである。

節子が飛び込んだセールスの世界は「男の」世界であり、同僚男性や取引先とのやりとりは思いのほか大変だった。彼女の頑張りも限界かと思われたが、父が入院する病院の公用車の受注をきっかけに、彼女は次々に契約を取るようになった。そうした姿を同僚男性たちは快く思わず、冷やかな視線を送るが、それにも耐えながら彼女は着実に業績を伸ばしていく。

彼女はセールスマンとして社内ではナンバーワンになっていく。以前は同僚や顧客に煙草やお酒を勧められても一切受け付けなかった節子が、人が変わったように自ら手をのぼすようになった。彼女を指導してきた木幡はずっと節子に好意を抱いていたが、タイピストとして働いていた時とは人が変わったようになった彼女に対し、彼の気持ちは徐々に冷めていった。セールスマンとして激しい競り合いの中に身を置いている二人は、お互いに自分自身がどんどん変わっていく様子を感じていた。

一方、妹の水代も姉と同様、かねてから木幡に好意を抱いていた。節子とは対称的におっとり、のんびりしている水代は、課長をはじめ男性社員に洋服や帽子、バッグなどを買いでもらうようになっていた。ある日、それが発端で姉妹喧嘩となる。そのとき仲裁に入った木幡から節子は、「僕はあなたが嫌いではない。しかし、互いにセールスマンをやっていると、あなたと僕とは

結局囁み合う性格だということがだんだんわかってきた。あなたに対しては恋愛とか結婚とか、そんな生易しい感情は持たなくなってきた」と言われてしまう。この言葉は彼女を相当落胆させ、打ちのめした。喫茶店に入って一人で考え込んでいる彼女の耳に、近くのテーブルでコーヒーを飲む男性セールスマンたちの会話が入ってきた。「おそらくこの商売ほど自分つもの殺した職業もないもんだよ」と彼らはセールスの仕事の辛さや厳しさをほやく。

節子は仕事にかけると決心をし、水代と木幡を結婚させる。木幡に対する自分の恋愛感情を断ち切るかのように決断した節子であったが、結婚式の後、喜んで笑顔で新婚旅行に出かける二人を見送る彼女の表情には、何かとても寂しいものが隠されていた。映画のラストシーンでは、節子が一人でオープンカーを運転し、東京から横浜へと街の中を走り抜け、水代と木幡が乗った列車を追いかける。遠ざかっていくその列車を完全に見送った後、節子の気持ちは次第に前向きに、そして晴れやかになっていく。

【分析】

この映画はアメリカ車に対抗してようやく国産車が作られるようになった頃の様子を描いている。

節子が勤務する会社では、女性社員は皆、髪をショートヘアにしてすっきりとまとめ、スーツやワンピース姿に身を包み、ヒールを履いて仕事をしている。そうした女性たちが働くオフィス内はとても華やかで、女性が存在するだけでオフィスの雰囲気は和らいで見た。同じ年に作られた前出の『兄とその妹』(1939年)でも、働く女性は洋装にヒールという姿であったが、1930年代の終わり頃にはこのような格好が一般的になっていたと見られる。

この作品は、これまでに挙げたいくつかの作品とは趣が異なる。男性と対等に働きたいとする女性と、結婚に憧れを抱き、男性に可愛がられる女性とが対称的に描かれている。主人公の女性は英文タイピストからセールスの仕事に転向し、その能力を開花させていく。キャリア・ウーマンとして大成していく女性像を描いたこの作品は、まさにパイオニアを描いたものといえる。

節子のように、女性が男性と対等に仕事をし、張り合うような姿は、現在においても「可愛げのない」女性として捉えられる傾向もあることから、当時はもちろん、今以上に好ましくないものと捉えられていたに違いない。だからこそ仕事上で男性よりも成績を伸ば

していった彼女には、その代償として大切な何か、つまり、この映画の中では恋人を失うといった形で描かれている。オフィスにおいて女性は「可愛い華」として存在すればよいのであって、セールスという世界で男性と対等に仕事をするような女性はまだ必要とされない存在だったのだろう。しかし別の視点から捉えれば、男性並みの気骨精神を持ち、精神的にも経済的にも自立できるような働く女性の登場を願い、物語は作られたのではないかとも考えられる。

⑦『花は偽らず』1941年(昭和16年)

大庭秀雄監督／藤沢桓夫原作／平山清郎脚色
【あらすじ】

叔母の家に下宿しながら、新橋駅近くのオフィスで邦文タイピストとして働く佐川純子は、同僚男性サラリーマンの舟木とはお互いに惹かれ合う仲である。仕事中、舟木が純子に「これ、タイプお願いします」と書類を渡すと、そこには「今日、帰りにご都合いかがでしょうか。お返事待っています」とデートの誘いが書かれていた。

舟木は、社長の犬野木から見合いを勧められていた。その相手は伽名子(高峰三枝子)という女性で、灘の醸造家の一人娘である。見合いの話を持ちかけてもあまりはつきりと反応を示さない舟木に対し、友人の佐久間城太郎(佐分利信)がその仲を取り持とうと働きかける。佐久間はこれまで伽名子の父に何かと世話になっており、佐久間にとって伽名子は憧れの的でもあった。彼は舟木と伽名子がうまくいくように願い、取り計らおうとする。一方、純子の方にも伯父の会社の技師長との縁談が持ち上がっていた。舟木の見合いのことを知った純子は会社を辞め、郷里へ帰っていく。出張していて純子が退職したことを知らなかった舟木は、出張から戻るとすぐに純子を追いかける。それによって舟木と純子の恋愛はハッピーエンドとなる。

一方、伽名子の方は、舟木との見合いがうまくいかなかったことと同時に、自分の幼い頃から佐久間が好意を寄せていてくれたことを知り、佐久間との結婚を夢見るようになる。すぐに上京し、佐久間のもとへ足を運んだが、佐久間にはすでに伽名子の上京直前に結婚を決めた女性がいた。

【分析】

この作品の原作は、当時新聞に連載されていたという。当時の通勤風景は、現代とほとんど変わらないように見える。服装も洋装姿で、すでにモダンな感じで

ある。書類とともにデートの誘いを書いた紙を渡すあたりは、社内恋愛のはしりともいえる。

この作品には、電話交換と受付業務を兼ねた仕事に携わっている小学校高学年から中学生ぐらいの男の子が登場する。彼はいわゆる小使いのような役割を果たしている。明治末期から大正期にかけて、こうした小使いのような役割を担う子どもが事務所の中にはいたが、この当時にもまだ存在していたのだと気づかされる。

複雑に絡み合う男女の気持ちと、恋愛に対する葛藤やすれ違いが描かれた作品である。女性にとって幸せとは何なのかを訴えかけているような作品である。

(2)終戦後の作品

これまで挙げた作品の他にも、タイピストを中心に事務職女性を描いた映画が、終戦後に多く登場している⁷⁾。

- ①『わが青春に悔なし』1946年(昭和21年)、黒澤明監督
主人公(原節子)はタイピスト養成学校に通学。戦前の姿を描いており、戦争が激しくなるにつれ、タイピストになる夢も破れていく。
- ②『晩春』1949年(昭和24年)、小津安二郎監督
ステノグラファー(英文速記者)
- ③『秘密』1952年(昭和27年)、久松静児監督
タイピスト
- ④『続 三等重役』1952年(昭和27年)、鈴木英夫監督
邦文タイピスト。脇目も振らずにタイプを打っている姿を社長が感心して覗いてみると、なんとラブレターをタイプしていた。
- ⑤『妻』1953年(昭和28年)、鈴木英夫監督
子どものいる未亡人で、語学力を生かし、英文タイピストとしてのスキルを修得する。
- ⑥『浮雲』1955年(昭和30年)、成瀬巳喜男監督／林芙美子原作
戦時中、農林省で働く邦文タイピスト。戦争が終わると邦文タイピストは時代遅れとなり、職を失ってしまう。
- ⑦『姉さんのお嫁入り』1956年(昭和31年)、斎藤武市監督
丸の内の商事会社に勤務する英文タイピスト
- ⑧『おふくろ』1956年(昭和31年)、久松静児監督
体育学校の学生であるが、父の死後、女手一つで育ててくれた母を楽にするため、卒業後はタイ

ピストを目指そうとする女性を描いている。

- ⑨『早春』1956年(昭和31年)、小津安二郎監督
丸の内のオフィスに勤める英文タイピスト
- ⑩『二人の息子』1961年(昭和36年)、千葉泰樹監督
大会社でエレベーター係として働く女性が、秘書を目指して邦文タイプを勉強している。現在で言えば、退社後、夜間のパソコン教室に通う姿を描くのに似ている。
- ⑪『早乙女家の娘たち』1962年(昭和37年)、久松静児監督
邦文タイピスト

終戦後にはこれだけ多くの映画が登場していることから、昭和20年代から30年代にはすでにタイピストという仕事は定着していたとみてよい。しかし、そうした基盤は大正期から昭和初期にはすでに形作られていた。タイピストの仕事は、英文タイピストと邦文タイピストの二種類に分けられる。英文タイプライターは1901年(明治34年)にアメリカから持ち込まれており、明治末期から大正期に入る頃には教育現場においてタイピング教育が導入されている。同時に、企業や事務所でのオフィス機器としても使用されるようになっていた。一方、邦文タイプライターは英文タイプライターから改良を重ね、少し遅れて1915年(大正4年)に発明されている。発明後はタイピスト養成校があちこちに設立され、4～6ヶ月でタイピングスキルが習得できるコースができた。本格的に女性がタイピストとして仕事に就いていくのは大正期半ば頃からである。

タイピストをはじめ、秘書や事務員という仕事は「モダンガール⁸⁾」と呼ばれた女性たちの憧れの「ホワイトカラー的⁹⁾」知的職業であった。それは社会的にもステータスが高く、洗練された女性のイメージを伴う職業として捉えられ、社会に浸透していった。

4. 事務職女性が映画作品に描かれた時代背景

先に述べたように、これらの映画が登場してきた時代背景は、決して明るいものではなかった。前出の湯沢雍彦は、昭和前期の社会状況を生活者の視点から捉え、年表を作成している(表1参照)。1927年(昭和2年)の金融恐慌による不況、それに追い打ちをかけた1929年(昭和4年)の世界恐慌という経済的不安定と生活苦がもたらされたばかりでなく、1931年(昭和6年)には満州事変が勃発し、日本は15年にも及ぶ長い戦争の時代へと突入していく。この頃の景気はどん底

表1 生活の明暗からみた年表

	暗い側面	明るい側面
1926年 (大正15=昭和元)	小作争議多発 東京市内小学生に毛じらみ多数	文学全集・円本盛ん、モボ・モガ銀座に登場、 不況で貸家急増、浅草映画街・新国劇全盛
1927年 (昭和2)	金融恐慌、生活苦の報道、山東出兵、野田醤油 争議、東洋モスリン争議	チャンバラ映画、ラジオ甲子園野球中継、三越 ファッションショー、東京に地下鉄開通
1928年 (昭和3)	三・一五事件、関東軍爆殺事件、左翼教授追放 始まる、南米移民急増、児童が内職	普通選挙実施、ラジオ全国放送、ラジオ体操開 始、大衆娯楽雑誌全盛
1929年 (昭和4)	共産党大検挙、世界恐慌起こる、不況始まり、 失業者続出	飛行船ツェッペリン号来日、国内定期航空開始、 国産ウイスキー誕生、「東京行進曲」
1930年 (昭和5)	世界恐慌、生産減少、歩いて帰郷、農業恐慌 (大豊作で大暴落)、統帥権干犯、学生運動盛ん	帝都復興祭、特急ツバメ登場、喫茶店増え始め、 カフェ濃厚サービス、エロログロナンセンス
1931年 (昭和6)	中国で排日運動、労働争議最多、満州事変、失 業者激増、東北大冷害、ネズミを食う農家も、 身売り多数	婦人雑誌付録競争、下町では紙芝居が盛ん、「の らくら二等兵」・「酒は涙か溜息か」、映画館の 男女別座席撤廃
1932年 (昭和7)	上海事変、満州国建国、五・一五事件、特高警 察強化、心中流行、欠食児童20万人	ラジオ受信者100万人、浪花節が人気1位、日本 ダービー始まる、スポーツでは野球が人気1位 (六大学・中学)
1933年 (昭和8)	国際連盟脱退、三陸大地震・大津波、左翼弾圧、 自殺増加	小学生の受験補習激化、ヨーヨーブーム、「東京 音頭」、ガスが家庭燃料の第1位に
1934年 (昭和9)	室戸台風、赤色リンチ事件、東北大凶作、身売 り欠食増加、出生減、軍需景気始まる	大衆文学黄金時代、結婚ブーム、同潤会アパ ート増える、アメリカ大リーグ来日
1935年 (昭和10)	天皇機関説問題、小作争議が最多	芥川賞・直木賞始まる、「日本少国民文庫」・ 「綴方教室」・「二人は若い」・「野崎小唄」
1936年 (昭和11)	二・二六事件、軍縮会議から撤退、日独防共協 定、千人針、インフレで争議と内職増加	プロ野球始まる、人絹生産世界一、結婚式・七 五三盛ん、「講談社の絵本」
1937年 (昭和12)	日支事件始まる、満蒙開拓本格化、軍需景気始 まる「国体の本義」	東京の株式最高を記録、盛り場にぎわう、「愛国 行進曲」
1938年 (昭和13)	政府メーデーを禁止、学生狩り、木炭バス登場、 青少年義勇軍、「大陸の花嫁」募集	浮かれ学生3486人逮捕、後樂園でスキージャン プ大会、女剣劇登場
1939年 (昭和14)	第二次世界大戦始まる、戦時経済体制へ移行、 国民徴用令、物価統制令、パーマ・ネオン禁止、 米・味噌など配給制、ノモンハン事件	関門トンネル開通、ラジオ・レコード・スキー 繁盛、双葉山人気、浅草など盛り場にぎわう
1940年 (昭和15)	大政翼賛会に統一、隣組発足、ぜいたく品全面 禁止、軍国調に統一	紀元2600年行事、スキーのみ大人気
1941年 (昭和16)	日ソ条約、国民服・モンペ姿「臣民の道」、新聞 は朝夕刊とも四頁、太平洋戦争始まる	賃金上昇、都内の盛り場は繁盛
1942年 (昭和17)	所得・法人大幅増税、衣料品点数制、乗車券制 限、戦争での敗退始まる	少年工の収入は上昇
1943年 (昭和18)	就業時間令廃止、空地の菜園化、映画館月2休、 学徒出陣	
1944年 (昭和19)	マリアナ・サイパン玉砕、一億総武装、中学生 ・女生徒勤労働員、学童疎開、建物疎開	
1945年 (昭和20)	大空襲続く、無条件降伏、15年戦争終わる	

(湯沢雅彦『昭和前期の家族問題』ミネルヴァ書房、2011年、8-9頁より作成)

と言われた。企業の倒産が相次ぎ、賃金の引き下げや人員整理が容赦なく行われたため、失業者は増大し、労働争議も絶えなかった。経済の混乱、不況、失業、思想や言論の弾圧、戦争などが次々と重なった時代である。一方で皮肉なことに、戦争が始まると軍需景気が訪れた。それが1934年（昭和9年）頃からである。

しかし、暗い話題ばかりでもない。1930年代半ばから後半にかけては結婚ブームも訪れている。その影響もあるからだろうか、取り上げた映画の中で『風の女王』（1938年）以降の作品には、仕事をする女性が描かれているだけでなく、彼女たちの恋愛も映画には描かれるようになっている。

おわりに ～「職業婦人」から「モダンガール」へ～

大正期から急激に増加した公的領域で働く女性は「職業婦人」と一括りにして称されたように、それはある種の流行りのようなものとして捉えられたように思えなくもない。経済的に困窮し、やむを得ず働かなければならなかったとされる大正期の「職業婦人」は、どこことなく暗いイメージがつきまとっていた。しかし、就労する女性たちが増えていくに従って、「職業婦人」と呼ばれる中でもタイピストや電話交換手、速記者といった職業は、昭和初期には時代の最先端をいく「新しい女性」というイメージができていったと考えられる。特にこれらの仕事は、ある程度の学歴や学力がないと務まらないため、以前より学歴の一段高い層の女性が就労するという状況になっていた。事務職もそれに準じた仕事と捉えられるようになったのだろう。

これらの職業が他の「職業婦人」と異なって捉えられた理由はもう一つあると考える。それは、男性がいるオフィスで共に働くという点である。特に、事務職は同じオフィス空間において男性の目を意識して就労する必要があったことから、「女性らしい」心遣いや品位を失わずに働くことができる仕事であり、もしかしたらその後の結婚に結び付く出会いもあるかもしれないという期待感もあったのかもしれない。

「職業婦人」を一過性のものでなく、しかも、「より洗練された」働く女性としてのイメージを作り上げるもととなったのは、「モダンガール」という言葉であろう。

「モダンガール」は本来、「近代女性」を意味する清らかなイメージの語だった⁹。大正時代、1920年代末には、断髪洋装で最先端のファッションリーダーであると同時に、世間のひんしゅくを買う「不良娘」という意味

合いを内包し、そうしたイメージで捉えられるようになる。それでも「職業婦人」として一括りにされた暗いイメージを持つ働く女性とは一線を画すかのように、「モダンガール」という言葉にはおしゃれで、華やかなイメージがあった。

大正末期から昭和前期は世相も暗く、映画に描かれた女性像も脇役的で控え目な感じである。しかし昭和10年代になると、ひたむきに懸命に働く女性が描かれるようになっていく。昭和10年代半ば（1930年代の終わり）の映画作品には「キャリア・ウーマン」も登場するなど、恋愛か仕事のどちらかを選ぶ、あるいは恋愛よりも仕事を選ぶという傾向も見えてくる。

現代のOLの原形ができたのは昭和前期頃と言えるだろう。オフィスで生き生きと働き、恋愛にも積極的になっていく、自分の生き方を大切にしていって洗練された女性というイメージに、現実の世界でも映画の世界でも事務職女性は徐々に変容していきるのである。

<注記>

- 1 斎藤美奈子『モダンガール論』マガジンハウス、2000年、41頁
- 2 同上、41-42頁。ちなみに、1924年（大正13年）に東京市社会局が行った「職業婦人に関する調査」では、「職業婦人」は「女医、助産婦、官吏、女教員、社会事業家、宗教家、芸術家、記者、女優等公務自由業の部類に属するもの」と分類されている（川口明子『大塚女子アパートメント物語 オールドミスの館によろこ』教育史料出版会、2010年、29-30頁）。
- 3 同上、32頁
- 4 岩波書店編集部『日本の映画 -社会心理的にみた-1954』（岩波写真文庫＜復刻ワイド版＞）岩波書店、1988年、58-63頁。1895年にヴァイタスコープやシネマトグラフが輸入され、1903年には浅草「電気館」の本式映画興行が始まったとされている。
- 5 湯沢雍彦『昭和前期の家族問題』ミネルヴァ書房、2011年、93-94頁
- 6 同上、6頁
- 7 川本三郎『続々々・映画の昭和雑貨店』小学館、1998年、44-47頁
- 8 斎藤美奈子、前掲書、10-11頁
- 9 同上、10頁

<参考文献>

(書籍)

- 岩崎 昶『現代日本の映画 —その思想と風俗—』中央公論社、1958年
- 岩波書店編集部『日本の映画 —社会心理的にみた— 1954』（岩波写真文庫<復刻ワイド版>）岩波書店、1988年
- 川口明子『大塚女子アパートメント物語 オールドミスの館によろこそ』教育史料出版会、2010年
- 川本三郎『続々・映画の昭和雑貨店』小学館、1996年
- 川本三郎『続々々・映画の昭和雑貨店』小学館、1998年
- 斎藤美奈子『モダンガール論 女の子には出世の道が二つある』マガジンハウス、2000年
- 湯沢雍彦『昭和前期の家族問題』ミネルヴァ書房、2011年

(論文)

- 小松由美「邦文タイプライターの発明とタイピスト —現代のパソコンに至る20世紀の遺産—」福島学院大学研究紀要第40集、2008年
- 小松由美「近代日本における女性事務職の歴史 —19世紀末を中心に—」福島学院大学研究紀要第41集、2009年
- 小松由美「近代日本における女性事務職の歴史 —20世紀初頭の展開—」福島学院大学研究紀要第42集、2010年
- 小松由美「20世紀初頭のメディアにみる女性事務職」福島学院大学研究紀要第43集、2011年

(映像資料)

- 大庭秀雄監督『花は偽らず』松竹ホームビデオ、1941年
- 小津安二郎監督『大学は出たけれど』アイ・ヴィー・シー、1929年
- 小津安二郎監督『東京の女』松竹ホームビデオ、1933年
- 佐々木康監督『風の女王』松竹ホームビデオ、1938年
- 渋谷実監督『南風』松竹ホームビデオ、1939年
- 島津保次郎監督『兄とその妹』松竹ホームビデオ、1939年
- 伏水修監督『東京の女性』東宝、1939年

福島学院大学 研究紀要

collection vol.44

平成24年11月9日 発行

編集・発行 福島学院大学
〒960-0181 福島市宮代乳尻池1-1
TEL 024-553-3221(代)

制作 株式会社山川印刷所
〒960-2153 福島市庄野字清水尻1-10
TEL 024-593-2221(代)

1. A Face of Gender Identity Disorder Persons who have Handicap in Disaster.
 -About the Problem in the Shelter and the Solution.
 Reika Umenomiya. 1
2. Initial study support for student with “Developmental Disabilities tendency” in university
 Maho Momoi 9
3. Consideration about influence of modernization on hikikokori Makoto SUDA 17
4. Study to support the community life of persons with disabilities
 ~The center to enhance the consultation support~ Satoru Yamaguchi 25
5. Aconsideration of curing heart of persons in contemporary dresses and their ornaments,
 cultureand art, through the point of the history from Art-Nouveau to Art-Deco.
 Kuniko Katayama 33
6. The Present Condition and Future Issues of Internship at Kindergartens
 ~The pros and cons of internship at kindergartens from which students graduated~
 Tomoko Suzuki, Michiko Fujimura, Teruko Nagashima 39
7. One Consideration about the Success Ratio Change of Students’ Basic
 Training at University-Affiliated Kindergarten
 Relationship between increasing-decreasing success ratio and prior instruction for
 nursery course students Kazuko Nagakubo 45
8. A Study of an Authorized Kindergarten “Kodomo-en” System
 -From the Present State and Problems of Environment surrounding Children in
 Fukushima Prefecture- Emiko mashiko 57
9. The Women of Clerical Profession Shown in the Movies of the Earlier Times of Showa
 Period Yumi Komatsu 73